

国十六回 参議院 大蔵委員会会議録 第九号

(一四一)

昭和二十八年六月三十日(火曜日)午前
十一時二十四分開会

委員の異動

六月二十六日委員松岡平市君及び松永義雄君辞任につき、その補欠として大屋晋三君及び天田勝正君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
副委員長 理事 西川甚五郎君
委員 小林政夫君
森下攻一君
青柳秀夫君
岡崎眞一君
木内四郎君
藤野繁雄君
安井謙君
山本米治君
土田国太郎君
前田久吉君
野瀬謙三君
堀木太一君
大蔵政務次官 愛知揆一君
大蔵省主計局長 河野一之君
大蔵省主計局法規課長 東条正雄君
大蔵省主税局長 渡辺喜久造君
大蔵省銀行局長 河野通一君
大蔵省為替局長 白石猛猪君
事務局側 常任委員 木村常次郎君
会専門員

○委員長(大矢半次郎君) これより第
九回の大蔵委員会を開会いたします。

常任委員 会専門員 小田正義君
説明員 大蔵省主税局 泉美之松君
税制第一課長 大月高君
大蔵省銀行局總務課長 大月高君

- 資産再評価法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○産業投資特別会計法案(内閣送付)
○設備輸出為替損失補償法の一部を改
正する法律案(内閣送付)
○厚生保険特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣送付)
○関税率定率法等の一部を改正する等の
法律案(内閣送付)
○所得税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)
○富裕税法を廃止する法律案(内閣送
付)
○相続税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)
○法人税法の一部を改正する法律案
(内閣送付)
○國際復興開発銀行等からの外資の受
入に関する特別措置に関する法律案
(内閣提出、衆議院提出)

当する税額を軽減し、又、法人が購入した場合には、昭和二十八年四月一日から昭和二十九年三月三十日までの間に申告期限の到来する法人税から、産業投資特別会計法、四、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案、五、厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案、六、関税率定率法等の一部を改正する等の法律案、七、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(いづれも予備審査以上七案を一括議題とし、政府提案理由の説明を聴取いたしました)。政府提案理由の説明を聴取いたしました。政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました特別減税国債法案はか六法案につきまして、提案の理由を説明いたします。

○政府委員(愛知揆一君) 只今議題となりました特別減税国債法案はか六法案につきまして、提案の理由を説明いたします。まず特別減税国債法案でございますが、政府は、前国会に本案とほぼ同様の案を提出し、御審議を願つたのであります。審議未了となりましたので、今回施行期日の遅延に伴う必要な調整を加え、改めて本案を提出した次第であります。

その内容について申し上げますと、今回設置を予定しております産業投資特別会計の財源に充てるため、昭和二十八年度において、二百億円を限つて特別減税国債を発行することとし、その利率は年四分、償還期限は五年以内といたしております。

而して、特別減税国債の消化を促進するために、これを購入した者に対しても一定の減税を行うこととし、個人が購入した場合には、昭和二十八年分の所得税からその税額の二〇%相当額を限度として、購入額の二五%に相

当する税額を軽減し、又、法人が購入した場合には、昭和二十九年四月一日から昭和二十九年三月三十日までの間に申告期限の到来する法人税から、その税額の年換算額の二〇%相当額を限度として、購入額の二二%に相当する税額を軽減することとしているのであります。以上の減税措置を考慮いたしますと、特別減税国債の実質利廻りは、個人の場合には年一割二分、法人の場合には年一割五厘程度となるのであります。なお、特別減税国債の利廻りをこの程度に止めるために、法人が特別減税国債を譲渡した場合の損金算入について、一定の制限を設ける等所要の措置を講ずることとしております。

以上が本法律案の大要でございます。第一に、資産再評価法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を説明いたします。政府は、昭和二十五年に資産再評価法を制定して、第一次資産再評価を実施し、更に昭和二十六年に資産再評価法の一部を改正して、第二次資産再評価を実施したのであります。その実施の状況を見ますと、必ずしも十分に再評価が行われなかつた実情にあり、且つ又、その後物価も或る程度の上昇を示している状況であります。従いまして、現下の急務である資本蓄積の促進に資するため、今回更に資産再評価の機会を与え、現下の物価水準に応じた基準によつて再評価を行ひ得るよ

うにすることが必要であると認められますので、ここにこの改正案を提案することとしたのであります。次に本法律案の大要を申上げます。先ず、今回の再評価は、法人につきましては、昭和二十八年中に開始する事業年度の開始の日のうち、いづれか一日の日ににおいて一回、又昭和二十九年中において一回、又昭和二十九年中において二回再評価を行ひ得ることとし、又、個人の事業用資産につきましては、昭和二十八年一月一日において一回、又昭和二十九年一月一日において一回、合せて二回再評価し得ることとし、又、個人の事業用資産につきましては、昭和二十八年一月一日において一回、又昭和二十九年一月一日において一回、合せて二回再評価し得ることとしております。なお、譲渡所得に対する課税の調整を図るため、個人の有する家屋、土地、非事業用資産等の譲渡があつた場合には、これらの資産については、昭和二十八年一月一日現在で再評価が行われたものとみなすことといたしております。

次に再評価の対象となる資産は、第二次再評価を行なうことができた資産と同種の資産で、昭和二十八年一月一日に有している資産としております。而して、再評価の基準は、第一次及び第二次再評価の基準設定の基礎とした昭和二十四年六月以後の物価の上昇を勘案して、土地については約十六割、減価償却資産については約五割、非事業用資産等については約一割を、それより先の再評価の基準から引上げることと

して、その再評価を行ひ得ることとしているのであります。なお、第一次再評価の基準日である昭和二十五年一

月一日に所有していた減価償却資産のうち、昭和二十五年において定められた耐用年数がその後縮減されたものについては、一般の再評価の基準によらず、第一次再評価の基準を「五倍」から再評価日までの減価償却額の限度基準とすることも認めております。

次に、再評価税につきましては、今回の一回の再評価が第一次及び第二次の再評価と同様の性質のものであることを考慮して、前回と同様に再評価差額に対し百分の六の税率いたしておきますが、併しながら再評価税の納付につきましては、できるだけ再評価を十分に行い得るようにすることを考えて、法人の減価償却資産の再評価税は、従来初年度二分の一、二年年度及び三年度四分の一つずつ納付することになつてゐたのを五年間に均分して納付することといたしております。又、減価償却資産の再評価税の延納は、前回の再評価額と合せた総額によって、法人については昭和三十六年十二月三十一日を含む事業年度まで、個人については昭和三十六年までこれを認めることとしております。なお、法人の土地等に対する再評価税は、再評価日から五年を経過するまでの間に譲渡等が行われない場合には、更に三年間に亘つて分納を認めることがとどく、新たに再評価税の繰上納付の途を開くこととしているのであります。

次に、個人の有する資産について再評価が行われたものとみなされる場合には、従来再評価差額から十万円を控除して再評価税を課税していたのを、十五万円を控除することに改めており

ます。なお、公益法人が収益事業に属する資産について再評価を行いました場合は、収益事業の所得に法人税を課税している点に鑑み、今回の再評価にした金額から、昭和二十五年一月一日から再評価日までの減価償却額の限度額の累計額を控除した金額を再評価の基準とすることも認めております。

次に、再評価税につきましては、今更に、再評価の申告は、法人については再評価日を含む事業年度終了の日を課税することといたします。

から二ヶ月以内に、又、個人については、再評価日を含む年の九月一日から十月三十一日までにしなければならないことといたしておりますが、再評価を行わなかつた法人は申告書の提出を要しないこととし、又、再評価を行わなかつた市町村別明細書の提出も要しないこととしておるのであります。

次に、再評価積立金の資本組入につきましては、再評価積立金の金額から納付すべき再評価税額を控除した金額の十分の九に相当する金額までは直ちに資本に組み入れることができるようになります。又、再評価税を完納した法人は、昭和三十二年一月一日以後においては、再評価積立金の金額から減税国債の発行による収入金、出資、貸付金からの収入金等とし、歳出は、出資に対する投資に特に意を用いておりま

す。

次に、この法律案の概略について申上げますと、この会計の歳入は、特別にし、又、再評価税を完納した法人は、昭和三十二年一月一日以後においては、再評価積立金の金額を資本に組み入れることができることとしているのであります。なお、社債の発行限度につきましては、再評価積立金の十分の九に相当する金額までは直ちに資本に組み入れることができることとしているのであります。なお、法人の土地等に対する再評価税は、再評価日から五年を経過するまでの間に譲渡等が行われない場合には、更に三年間に亘つて分納を認めることがとどく、新たに再評価税の繰上納付の途を開くこととしているのであります。

以上、この本法律案の大要を申上げます。

第三に、産業投資特別会計法案についてその提案の理由を説明申上げます。

我が国経済の再建、産業の開発及び貿易の振興に必要に資金につきましては、政府は従来から財政資金により別会計を設置し、財政投資の一層の充実強化に資することとした次第であります。

この会計におきましては、米国対日援助見返資特別会計の資産、並びに一般会計の日本開発銀行及び日本輸出入銀行に対する出資金を承継してこれを資本とし、これが運用による収入金と、特別減税国債の発行による収入金とを主要財源として投資を行うことといたしておられます。

昭和二十八年度予算におきましては、特別減税国債の収入金二百億円を含め約四百億円の財源を以て、日本開発銀行及び電源開発株式会社に対する資本供給を予定し、重要基礎産業に対する投資に特に意を用いております。

次に、この法律案の概略について申上げますと、この会計の歳入は、特別にし、又、再評価税を完納した法人は、昭和三十二年一月一日以後においては、再評価積立金の金額を資本に組み入れることができることとしているのであります。なお、社債の発行限度につきましては、再評価積立金の十分の九に相当する金額までは直ちに資本に組み入れることができることとしているのであります。なお、法人の土地等に対する再評価税は、再評価日から五年を経過するまでの間に譲渡等が行われない場合には、更に三年間に亘つて分納を認めることがとどく、新たに再評価税の繰上納付の途を開くこととしているのであります。

以上が、この法律案の提出の大要でございます。

第四に、設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明いたします。

設備輸出為替損失補償法は、設備輸出為替損失補償法は、設備輸出が外國為替相場の変更に伴つて受ける損失を補償する制

度を確立することによって、本邦経済であります。なお、公益法人が収益事業に属する資産について再評価を行いました場合は、収益事業の所得に法人税を課税している点に鑑み、今回の再評価にした金額から、昭和二十五年一月一日から再評価日までの減価償却額の限度額の累計額を控除した金額を再評価の基準とすることも認めております。

更に、再評価の申告は、法人については再評価日を含む事業年度終了の日を課税することといたします。

から二ヶ月以内に、又、個人については、再評価日を含む年の九月一日から十月三十一日までにしなければならないことといたしておりますが、再評価を行わなかつた法人は申告書の提出を要しないこととし、又、再評価を行わなかつた市町村別明細書の提出も要しないこととしておるのであります。

次に、この法律案の理由を説明申上げます。

第五に厚生保険特別会計法の一部を改正する法律案の提出の理由を御説明申上げます。

この会計におきましては、米国対日援助見返資特別会計の資産、並びに一般会計の日本開発銀行及び日本輸出入銀行に対する出資金を承継してこれを資本とし、これが運用による収入金と、特別減税国債の発行による収入金とを主要財源として投資を行うことといたしておられます。

昭和二十八年度予算におきましては、特別減税国債の収入金二百億円を含め約四百億円の財源を以て、日本開発銀行及び電源開発株式会社に対する資本供給を予定し、重要基礎産業に対する投資に特に意を用いております。

次に、この法律案の概略について申上げますと、この会計の歳入は、特別にし、又、再評価税を完納した法人は、昭和三十二年一月一日以後においては、再評価積立金の金額を資本に組み入れることができることとしているのであります。なお、社債の発行限度につきましては、再評価積立金の十分の九に相当する金額までは直ちに資本に組み入れることができることとしているのであります。なお、法人の土地等に対する再評価税は、再評価日から五年を経過するまでの間に譲渡等が行われない場合には、更に三年間に亘つて分納を認めることがとどく、新たに再評価税の繰上納付の途を開くこととしているのであります。

以上が、この法律案の提出の大要でございます。

第三に、産業投資特別会計法案につ

いてその提案の理由を説明申上げます。

我が国経済の再建、産業の開発及び貿易の振興に必要に資金につきましては、政府は従来から財政資金により別会計を設置し、財政投資の一層の充実強化に資することとした次第であります。

この法律案は、現下の情勢に鑑み、若干の品目についての関税率を引上げる

ことが予想されますので、政府が輸入税を免除してお

ります品目を整備し、且つ、その免税期間を延長して、我が国における当該産業の維持育成を図ることを目的とするものでありまして、その主要な点は三点ございます。

その第一点は、セメントシナ外六品目の一割に、麥角の無税を一部に、サントニンの無税を二割に、群青の二割を二割五分に、カーボン・ラックの一割を二割に、テレビジョン受像機の二割を三割に、及びこんにゃく芋の一割五分を四割五分に引上げようとするものでございます。第二点は、児童給食用乾燥脱脂ミルク、重要機械類、大豆、原油、重油等の諸品目につきましては、暫定措置として本年七月三十一日までその輸入税を免除しているのであります。が、これらの物品につきましては、諸般の事情に鑑み、引き続き昭和二十九年三月三十一日までその免税期間を延長すると共に、こうりやん及びどうもろこしつきましては、畜産業を保護するため、飼料の製造に供せられるものに限つて免税することとし、落花生については採油産業を保護するたるものに限つて免税することとし、落花油、重油等の諸品目につきましては、暫定措置として本年七月三十一日までその輸入税を免除しているのであります。が、これらの中には、群青の二割を二割五分に、カーボン・ラックの一割を二割に、テレビジョン受像機の二割を三割に、及びこんにゃく芋の一割五分を四割五分に引上げようとするものでございます。

第三点は、鉄鋼の需給及び価格の状況等に鑑み、その輸入税を免除する必要がないと思料されまするので、特定の場合を除き鉄鋼に対する免税措置を廃止しようとするものでございます。

以上がこの法律案の提出の理由並びにその概要であります。最後に第七に、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたしま

す。

日本輸出入銀行は昭和二十五年十二月に設立せられまして以来、その適切な融資活動によつてアラント輸出を中心とする貿易の振興に努めて参つたのであります。が、最近における貿易の状況及び同行の業務運営の経験等に顧みて、同行の機能の拡充を図ることが適当であると認められますので、今回日本輸出入銀行法の一部を改正し、日本輸出入銀行の業務の範囲を拡張すると共に、その融資の条件等に改善を加えることなどいたしたいと存ずるのであります。

改正の要点を申上げますれば、そ

の一つは海外投資のための資金及び海外における生産事業を営むための設備資金を融資の対象に加えたこととあります。輸出の振興を図り海外市场を確保するためには、国内産業と海外市场との生産事業を拡大する必要がある場合における前払金の融資のみに限定されおりましたが、今回、この制限を緩和いたしまして、経済の発展のために緊要な物資で前払金をしなければ輸入が著しく困難であります場合には、その前払金について融資し得るようにならいたしました。

第四に、融資期限を延長すると共に止むを得ない特別の事情があるときは十五年まで認め得ることとしたのです。がための資金は、その回収に長期間を要することが通例でありますので、この融資期間は一年以上十年までとし、新たに免稅品目に加えると共に、重要機械類については若干その免稅機械類の範囲を拡げようとするものでござります。

第二には、輸出金融業務の範囲の拡張

であります。現行法では日本輸出入銀行は、設備の輸出のために必要な資金の融資を行なつておりますが、最近の国際貿易の傾向に対処し、設備以外の輸出があつても、その輸出が我が国の輸出市場の開拓若しくは確保又は輸入市場の転換に特に緊要な場合には、その輸出のための資金を日本輸出入銀行の融資対象に加えるようにならいたしました。又輸出振興のため特に重要な場合には、輸出契約の締結前であります。が、売ざまの見込が確実である、及び設備等の輸出に関して入札保証金が必要であるときにも融資し得ることといたしたのであります。設備等の輸出契約の国際入札の場合における入札保証金は、金額においても、その期間においても、市中金融の対象になります。

改正の要点を申上げますれば、そ

の一つは海外投資のための資金及び海外における生産事業を営むための設備資金を融資の対象に加えたこととあります。輸出の振興を図り海外市场を確保するためには、国内産業と海外市场との生産事業を拡大する必要がある場合における前払金の融資のみに限定されおりましたが、今回、この制限を緩和いたしましたが、今回、この制限を緩和いたしまして、経済の発展のために緊要な物資で前払金をしなければ輸入が著しく困難であります場合には、その前払金について融資し得るようにならいたしました。

第五に、日本輸出入銀行が、その業務を行うに必要な範囲内に限りまして、認可を受けて外国為替業務を営みます。が、日本輸出入銀行が設立後五年を経過した後は、新規融資を行なつてはならない旨の制限を除くことといたしました。

以上が七法律案の提出の理由でござります。何とぞ御審議の上、速かに御賛成あらんことをお願いいたします。

○平林太一君 只今この日本輸出入銀行に対する一部改正法律案の説明を聴取いたしましたが、これに重要な関連を持つのであります。が、今回政府はこの融資額の増大、それから融資期間の延長等、大巾に処置をいたしましたが、これに対しても、国会といたしましては、これを日本輸出入銀行を先づ第一、それからこれに関連して日本開発銀行であります。が、これの融資先ですね。それからその融資先に

ういうものが明確に資料としてここに記載されています。

つきましては、公聴会の日時は大体七月十日とし、公述人の数、選定方法等は委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

十三条できめられておりまする税率を適用して、その税額を算出するといふことにいたしておるのであります。なお、念のために申上げますが、今度の控除税率の平常化伴^{なまへ}として、繪度と所得の場合におきましては、すでに臨時特例法によりまして、本年の一月から源泉徴収税額の軽減を行なつておられますので、このほうはこの改正法が成立いたしましても、毎月の源泉徴収税額は変化ないのであります。ただ年未調整に当りまして、生命保険の控除限度額が残える。或いは確定申告によりまして医療費の控除が残えて来る。こういつた関係で軽減されることがありますのでございますが、毎月の源泉徴収税額そのものは変りはありません。ただ退職所得につきましては、控除を十五万円から二十万円に引上げますので、その関係で退職所得を支払う場合の源泉徴収税額は、この法律が八月一日以後施行されますと今までの軽減のほかに、更に軽減になるのであります。その次は、山林所得、譲渡所得及び一時所得についての改正でございますが、このうち先ず山林所得につきましては、九条の一項の七号と、十三条の二、それから十四条、ここにはちつと落ちてございますが、十四条とで改正を行なつてゐるのでござります。簡単に申上げますと、従来は山林所得、譲渡所得及び一時所得のこの三つを通じまして十万円を引いて、その残りの金額を他の所得と総合して課税率から十五万円を控除する。そうしてその控除後の金額を五分五乗の方式とるといふ方法をとつておつたのでございますが、今度は山林所得についてだけから十五万円を控除する。そうして

言つておるのでございますが、その方式によつて他の所得と総合課税するということにいたしております。明申上げますと、例えば普通の所得が二十万円で、それから山林所得が十五万を控除した残りが百万円であるといったします。そういたしますと、百万円の山林所得を五分の一にいたしますと、二十万円になります。そこでその二十万円と、普通所得の二十万円との合計額の四十万円につきまして、基礎控除、扶養控除を行います。例えば、扶養親族が四人であるといつたしますと、基礎控除と扶養控除を合せたものが十五万円になる。そこで四十万円から十五万円引きますと二十五万円になります。二十五万円の課税所得の場合の税額を所得税の別表の第一で御覽になりますと、六万六千三百円といふことになります。そこでこの二十六といふ数字を、先に百万円から二十万円引いた御覧頂きますと、六万六千三百円の隣りに二十六といふ数字が書いてござります。そこでこの二十六といふ数字を、十万円に掛けるのでございます。そういたしますと、二十万八千円になります。その二十万八千円と六万六千三百円とを合計いたしました二十七万四千三百円というのがこの場合の税額になるということでございまして、山林所得の五分の一と普通所得とを合わせて税額を出し、そのとき出て来た課税所得に対する税額の割合を、残りの五分の四に掛けて、そうして税額を算出するということを、簡単に五分五乗の方式と言つておるのでございます。

きましては、先ほど申上げましたように、従来は山林所得と譲渡所得、一時所得を通じて十万円を控除しておりましたものを、今度は譲渡所得と一時所得のこの二つから十五万円を引いて、その引いた残りの半額を他の所得と総合課税する。先ほどのよう例で申上げますと、普通所得が二十万円ありますと、譲渡所得が五十万円あるといたしまれば、その五十万円から十五万円を引いた三十五万円の半額十七万五千円を二十万円と合計して、それから基礎控除、扶養控除を行ひ、税率を適用して税額を算出するということになりますのでござります。このほうの改正は九条の一項の本文で行なつております。ちよつとわかりにくく改正の仕方でございますが、九条一項の本文のほうで十五万円を引くところにして、そうしてその半額を他の所得と合計するということにいたしております。半額といふのは十分の五に相当する金額といふ文字で現わしておるのでございます。

うふうふうにいたしておるのでござります。それから、こういうふうに有価証券の譲渡所得を課税しないことに伴いまして、法人の解散、合併があつた場合に、株主或いは出資者が解散又は合併によって取得する金銭或いは金銭以外のものなどにつきましては、従来は個人の段階でみなす譲渡所得或いはみなす配当所得として課税いたしておつたのでございますが、譲渡所得を課税いたさないことになりますので、みなす譲渡所得としての課税ができません。従いまして、あとで申上げますように、法人の解散、合併の場合におきましては、法人の段階で清算所得を課税する、そういうことになりますので、個人の段階では課税しないことにしておるのであります。それは六条の六号、七号に非課税所得として掲げているのでありますて、六号のはうが解散の場合、それから七号のはうが合併の場合であります。

それから資本の減少又は株式の消却によつて株主、出資者が金銭或いは金銭以外のものを取得する場合におきましては、従来は取得価格を超える部分をみなす配当としておつたのであります。今度は額面金額を超えてもらつたものをみなす配当所得としまして、それに課税するということにしておるのござります。その際には、その減資又は株式の消却によつて取得する金銭などのうち、法人の資本金、再評価積立金額等の以外の部分を配当所持とするのでありますて、それ以外の部分につきましては所得税を課税しないということにしておるわけであります。これは五条の一項のところでそ

いうふうに改正し、同時に六条の八号でそういう非課税の部分を規定しておるのであります。
それから有価証券の譲渡所得を課税しないことに伴いまして、証券投資信託の終了又は一部の解約によりまして、支払いを受ける収益につきましては、そのうち有価証券の譲渡によるものにつきましては、所得税を課税しないということを六条の九号及び十号に非課税所得として入れてるのでござります。これは御承知のように、従来は証券投資信託の収益の分配につきましては、配当所得が六割程度であるものと見まして六ヵ月ごとに収益の分配を行いますが、その際には二〇%の源泉徴収を行う。併しその収益の分配のうち六割は配当所得でありますので、その六割に相当するものについて二五%の配当控除を認める必要がありままでの、全体に対しましては一五%の配当控除を認めるということにしておつたのでございますが、今度はその点を改めまして、証券投資信託について途中で六月ごとに分配いたします際におきましては、全部配当所得と見まして二〇%の控除を行い、二五%の配当控除を認める。併し証券投資信託の終了又は一部の解約の際におきましては、譲渡所得の部分、それから配当所得の部分、利子所得の部分といふように三つに分けまして、そのうち譲渡所得の部分については課税しない、配当所得と利子所得には二〇%の源泉徴収をする、同時に配当所得については二五%の配当所得を認めるというふうに、ちよつと厄介になるのでありますが、そういうつた改正をいたしておるのであります。

それからその次には外国の税額の控除の制度を設けたのであります。これは十五条の八の改正で、外国に源泉がある所得についてその国で所得税に相当する税の課税を受けました場合に、その所得に対する日本の税額を限度として税額控除を認める。従来は營業者などでありますと、外国に納めた税額は損金に見ておつたのであります。が、税額から引くことはしていなかつたのであります。これを改めて税額を控除して、国際二重課税の防止を図り、同時に邦人が海外に發展することを促進するということにいたしているのでございます。

その次は、確定申告書の提出期限と所得税の第三期の納期限を、先に臨時特例法によりまして、昭和二十七年分の所得税につきましては二月二十六日から三月十六日までに直して頂いたのでございますが、今度は所得税自体に

おきまして、第三期分の納期限及び確定申告書の提出期限を二月十六日から三月十五日までにするといふ改正を二

十六条と三十条の一項で行なつてゐる

のでございます。

それから次は賞与に対します源泉

徴収の税額の計算の方法を簡単にする

ために、新たに別表を設けたのであり

ます。賞与に対する源泉徴収額の

計算に当りますは、従前は前月分の

給与を基礎にいたしまして、それに賞

与の支給期間に応じまして賞与の金額

を六分の一或いは十二分の一したもの

を前月分の給与に足し、そうして出

来た税額と、前月分の給与に対する税

額との差額を更に六倍又は十二倍する

ことによつて、源泉徴収の税額を計算

することになつてゐたのであります

付いたしますと、例えば文士のかたが

が、こういうふうに計算をいたします

と、非常に複雑になりますと、源泉徴

収義務者に相当の手数になりますの

で、簡単に源泉徴収税額の計算ができる

ように、新しく別表第三といふもの

を設けまして、前月分の給与を基礎に

いたしまして、扶養親族の数に応じ

て、前月分の給与が幾らあれば、それ

に対して直ちに賞与に対して幾らの率

を掛けたらいかといふ表を作つてい

るのでございます。

その次は、確定申告書の提出期限と

所得税の第三期の納期限を、先に臨時

特例法によりまして、昭和二十七年分

の所得税につきましては二月二十六日

から三月十六日までに直して頂いたの

でございますが、今度は所得税自体に

おきまして、第三期分の納期限及び確

定申告書の提出期限を二月十六日から

三月十五日までにするといふ改正を二

十六条と三十条の一項で行なつてゐる

のでございます。

それから次は賞与に対します源泉

徴収の税額の計算の方法を簡単にする

ために、新たに別表を設けたのであり

ます。賞与に対する源泉徴収額の

計算に当りますは、従前は前月分の

給与を基礎にいたしまして、それに賞

与の支給期間に応じまして賞与の金額

を六分の一或いは十二分の一したもの

を前月分の給与に足し、そうして出

来た税額と、前月分の給与に対する税

額との差額を更に六倍又は十二倍する

ことによつて、源泉徴収の税額を計算

することになつていたのであります

付いたしますと、例えば文士のかたが

が、こういうふうに計算をいたします

と、非常に複雑になりますと、源泉徴

収義務者に相当の手数になりますの

で、簡単に源泉徴収税額の計算ができる

ように、新しく別表第三といふもの

を設けまして、前月分の給与を基礎に

いたしまして、扶養親族の数に応じ

て、前月分の給与が幾らあれば、それ

に対して直ちに賞与に対して幾らの率

を掛けたらいかといふ表を作つてい

るのでございます。

その次は、確定申告書の提出期限と

所得税の第三期の納期限を、先に臨時

特例法によりまして、昭和二十七年分

の所得税につきましては二月二十六日

から三月十六日までに直して頂いたの

でございますが、今度は所得税自体に

おきまして、第三期分の納期限及び確

定申告書の提出期限を二月十六日から

三月十五日までにするといふ改正を二

十六条と三十条の一項七号で行なつて

いるのでございます。

その次は所得税の源泉徴収を

三〇%という税率が出来ますので、賞与

に三〇%という率を掛けた源泉徴収を

すればいいことになるのでござ

ります。これの賞与に対する源泉徴収

税額の改正は三十八条の一項七号で

あります。

その次は所得税の源泉徴収額が過納と

ならないために還付又は充当の請求が起

る場合があるわけござります。例え

ば文士が原稿料について源泉徴収を受

けたところが源泉徴収の率は一五%

になつたために還付又は充当の請求が起

る場合があるわけござります。例え

ば文士が原稿料について源泉徴収を受

けたところが源泉

その所長などは当該営業所から生ずる収益を享受する者であると推定して、更正決定をすることができるところになつておるのでございます。これは前回は六十七条の二の規定として提案いたしておつたのであります。が、その後国会での御審議の経過に鑑みますと、すべての場合に推定するということは適当でないといつづらに認められますので、それらの営業所におきまする資金の預入、借入、商品の仕入、販売その他取引のすべてが法人の名前でなされておるとどうもよろしくな場合は除きますとして、それ以外の場合に所長、主任などが営業所から生ずる収益を享受する者と推定して更正決定をすることができるところ規定にしたほうがよいと思われますので、そのように更正決定ができるという規定にするとすれば、更正決定に関する章のところに移したほうが適当であると認めまして、四十六条の三とどう規定にいたしております。

ますので、同族会社についての行為、計算の否認の規定を適用することになります。たしておるのであります。で四十六条の三と二十九条は、一應課税の關係に当りましては、その所得は法人の所得として認めないといふのであります。六十七条の二項のほうは、法人そのものの所得として認めることがあるわけであります。が併し行為を否認し、或いは計算を否認する。例えて申上げますと、所長などがその営業所に非常に安い価格で自分の持つておるものを持ち入る場合に生じる。そういたしますと、本来譲渡所得或いは営業上の利益が出て来るわけのものであります。が、安い価格で売ったために、それが出来ないというようなことが起きて来る。そういうふた場合には正常な価格で売つたものとして、利益を計算するといふようにいたすことができるることにしておるのでございます。

落しまして、本税額が十万円未満であるという場合をすべて取りこんだほうが、税務行政の簡素化になり、納税者も又税務官厅のほうの手数も省けますので、そういうふうにいたしたいと考えております。

正によつたり、或いは特別清算などの
ようすに租税特別措置法に基く省令の改
正とか、企業合理化促進法に基く政令
の改正によつて行われる部分と、更に
貸倒準備金の限度引上のようすに、法人
税法の政令によつて改正を行ふ部分と
が相当あるのでございまして、実は法
人税法そのものの改正によるよりも、
むしろそらばつた部分のほうが相当重
要な改正があるのでござりますが、差
当り措置法のほうはいずれ提案になり
ましてから御説明申上げることにいた
しまして、法人税法の一部を改正する
法律案について申上げますと、この法
人税法の改正の先ず第一は、新らしく
清算所得に課税するといふことにした
点でございまして、これは先ほど申上
げましたように、個人の有価証券に対する
譲渡所得を課税しないといふことにな
ります。そこで從来は法人が解散して
清算に入りますと、法人の段階では積
立金だけしか課税しないで、清算によ
つて分配しますと、その際には個人の
段階でみなす譲渡所得とし、或いはみ
なす配当所得として課税を行なつてお
つたのでございますが、その課税がで
きなくなるのであります。そこでやり
方としてはシャウブ勧告の趣旨を貫い
て、飽くまでも個人の段階で課税するとい
ふことは非常に手数も要しますし、又
うまく参りません。そこでシャウブ勧
告前に帰りまして、もう一度法人の段
階で清算所得を課税するほうが適当で

はないかといふううに考えられます。で、法人の段階で清算所得を課税するといふことに改めることにいたしておるのであります。で五条の二におきまして、従来は法人の清算中の各事業年度に生じた所得には事業年度の所得に対する法人税は課さないけれども、清算所得に対する法人税を課税するというござりますが、今度は法人の清算中に生じた所得には事業年度の所得に対する法人税は課さないけれども、清算所得に対する法人税を課税するといふことに、又五条の三におきまして、五条一項の非課税法人と申しますか、収益事業に対してだけ課税する法人の清算所得に対する課税を行わないといふようにして、清算所得はいわゆる公益法人には課税しないことを明らかにし、更に八条のほうにおきまして、法人税の課税標準は各事業年度の所得、それから各事業年度の積立金、それから清算所得といふううにいたしておりますのでござります。

の金額、資本積立金額及び再評価積立金額との合計額を超える場合のその超える金額が清算所得である。合併した場合におきまして、合併法人が被合併法人の株主、社員又は出資者に対し交付する株式、又は出資の価額の総額及び金銭の総額との合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額を超える場合の、その超える金額のなかの、非合併法人の合併当時の資本積立金と再評価積立金以外の金額からなる部分といふことにいたしておるのであります。従つて、清算所得として課税になるのは合併又は解散の際にある積立金と清算中出て来た秘密留保金となるのでござります。その積立金につきましては、すでに法人税を課せられておりますので、あとはそれが個人に配当された際に、個人の段階で課税する上積みの部分にだけ課税すればいいわけあります。又法人税を課税されない所得につきましては、各事業年度の際におきまして法人税を課税されないのありますから、清算所得のときにも法人税を課税しないといふことにいたしまして、やはりこれも個人の段階で課税すべきものについてだけ課税されなければならないので、これらにつきましては、配当所得に対する個人の平均税率四五%から配当控除の二五%を差引きまして、二〇%を課税することといたしておるのであります。次に、その他いわゆる秘密留保の部分につきましては、まだ法人税が課税されておりませんので、その法人税の部分と、それから個人について上積みで課税すべき部分といふものを、法人の所得から事業税を経費に引き、或いは市町村民税を引くと、留保の金額が出ますが、そ

れについてこのようないかで計算をいたしましたと、普通法人の場合にはその税率は四六・特別法人の場合は四一といふ税率になるのでございます。勿論これは法人の株主、社員又は出資者に対し交付する株式、又は出資の価額の総額及び金銭の総額との合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額を超える場合の、その超える金額のなかの、非合併法人の合併当時の資本積立金と再評価積立金以外の金額からなる部分といふことにいたしておるのであります。従つて、清算所得として課税になるのは合併又は解散の際にある積立金と清算中出て来た秘密留保金となるのでござります。その積立金につきましては、すでに法人税を課せられておりますので、あとはそれが個人に配当された際に、個人の段階で課税する上積みの部分にだけ課税すればいいわけあります。又法人税を課税されない所得につきましては、各事業年度の際におきまして法人税を課税されないのありますから、清算所得のときにも法人税を課税しないといふことにいたしまして、やはりこれも個人の段階で課税すべきものについてだけ課税されなければいけないので、これらにつきましては、配当所得に対する個人の平均税率四五%から配当控除の二五%を差引きまして、二〇%を課税することといたしておるのであります。次に、その他いわゆる秘密留保の部分につきましては、まだ法人税が課税されておりませんので、その法人税の部分と、それから個人について上積みで課税すべき部分といふものを、法人の所得から事業税を経費に引き、或いは市町村民税を引くと、留保の金額が出ますが、そ

れについてこのようないかで計算をいたしましたと、普通法人の場合にはその税率は四六・特別法人の場合は四一といふ税率になるのでございます。勿論これは法人の株主、社員又は出資者に対し交付する株式、又は出資の価額の総額及び金銭の総額との合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額を超える場合の、その超える金額のなかの、非合併法人の合併当時の資本積立金と再評価積立金以外の金額からなる部分といふことにいたしておるのであります。従つて、清算所得として課税になるのは合併又は解散の際にある積立金と清算中出て来た秘密留保金となるのでござります。その積立金につきましては、すでに法人税を課せられておりますので、あとはそれが個人に配当された際に、個人の段階で課税する上積みの部分にだけ課税すればいいわけあります。又法人税を課税されない所得につきましては、各事業年度の際におきまして法人税を課税されないのありますから、清算所得のときにも法人税を課税しないといふことにいたしまして、やはりこれも個人の段階で課税すべきものについてだけ課税されなければいけないので、これらにつきましては、配当所得に対する個人の平均税率四五%から配当控除の二五%を差引きまして、二〇%を課税することといたしておるのであります。次に、その他いわゆる秘密留保の部分につきましては、まだ法人税が課税されておりませんので、その法人税の部分と、それから個人について上積みで課税すべき部分といふものを、法人の所得から事業税を経費に引き、或いは市町村民税を引くと、留保の金額が出ますが、そ

れについてこのようないかで計算をいたしましたと、普通法人の場合にはその税率は四六・特別法人の場合は四一といふ税率になるのでございます。勿論これは法人の株主、社員又は出資者に対し交付する株式、又は出資の価額の総額及び金銭の総額との合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額を超える場合の、その超える金額のなかの、非合併法人の合併当時の資本積立金と再評価積立金以外の金額からなる部分といふことにいたしておるのであります。従つて、清算所得として課税になるのは合併又は解散の際にある積立金と清算中出て来た秘密留保金となるのでござります。その積立金につきましては、すでに法人税を課せられておりますので、あとはそれが個人に配当された際に、個人の段階で課税する上積みの部分にだけ課税すればいいわけあります。又法人税を課税されない所得につきましては、各事業年度の際におきまして法人税を課税されないのありますから、清算所得のときにも法人税を課税しないといふことにいたしまして、やはりこれも個人の段階で課税すべきものについてだけ課税されなければいけないので、これらにつきましては、配当所得に対する個人の平均税率四五%から配当控除の二五%を差引きまして、二〇%を課税することといたしておるのであります。次に、その他いわゆる秘密留保の部分につきましては、まだ法人税が課税されておりませんので、その法人税の部分と、それから個人について上積みで課税すべき部分といふものを、法人の所得から事業税を経費に引き、或いは市町村民税を引くと、留保の金額が出ますが、そ

れについてこのようないかで計算をいたしましたと、普通法人の場合にはその税率は四六・特別法人の場合は四一といふ税率になるのでございます。勿論これは法人の株主、社員又は出資者に対し交付する株式、又は出資の価額の総額及び金銭の総額との合計額が、被合併法人の合併当時の資本又は出資の金額を超える場合の、その超える金額のなかの、非合併法人の合併当時の資本積立金と再評価積立金以外の金額からなる部分といふことにいたしておるのであります。従つて、清算所得として課税になるのは合併又は解散の際にある積立金と清算中出て来た秘密留保金となるのでござります。その積立金につきましては、すでに法人税を課せられておりますので、あとはそれが個人に配当された際に、個人の段階で課税する上積みの部分にだけ課税すればいいわけあります。又法人税を課税されない所得につきましては、各事業年度の際におきまして法人税を課税されないのありますから、清算所得のときにも法人税を課税しないといふことにいたしまして、やはりこれも個人の段階で課税すべきものについてだけ課税されなければいけないので、これらにつきましては、配当所得に対する個人の平均税率四五%から配当控除の二五%を差引きまして、二〇%を課税することといたしておるのであります。次に、その他いわゆる秘密留保の部分につきましては、まだ法人税が課税されておりませんので、その法人税の部分と、それから個人について上積みで課税すべき部分といふものを、法人の所得から事業税を経費に引き、或いは市町村民税を引くと、留保の金額が出ますが、そ

ての所得稅法第二条の一の規定に類似するような規定を法人稅法第七条の三に設けまして、法人稅につきまして、名義の如何を問わず、實質に従つて、資產又は事業から生ずる収益の実質上の帰属者に対し、法人稅を課税するという規定を設け、同時に所得稅法の六十七条の三項に相当する規定といたしまして、法人稅法の三十二条の三の第二項に同族会社の行為否認の規定、一定の同族会社に準ずるような法人、つまり二以上の営業所がないままで、そのうちの二分の一以上の営業所について、営業所の所長、主任等が個人として前に事業を營んでおり、又その所長などの株式又は出資の金額が法人の全部の株式又は出資金額の三分の二以上を占めておる場合に、そないつた営業所の所長、主任などとその法人との間の行為、計算の否認ができるということの規定を設けておるのでござります。なお個人の場合の四十六条の三の規定に似た規定は法人のほうには設けておりません。これは申すまでもなく、個人の所得として推定して課稅するわけでありますから、所得稅だけのほうで規定すればよいことでありまして、法人稅のほうでは規定が要らないということになるのでござります。次は相続稅法の一部を改正する法律案でございます。

午後三時十二分開会

でござりますが、従来の累積課税の制

か、死期を予期いたしまして、その生

いたしまして、相続税の基礎控除額を

○委員長(大矢半次郎君) それでは開
会いたします。
○説明員(泉美之松君) 先ほど説明申
上げた印刷物の六頁の一番初めに書い
てござりますが、法人税のほうで、外
国税額の控除をするということの引用
条文に、二十六条の七とだけあります
が、これは誤まりでして、その上に十
条の三とひらものを加えて頂きたい
十条の三が控除を受ける場合の規定で
ござります。二十六条の七のはうは控
除を受け切らない場合には返してもら
えるという、規定で、この二つの規定
によつて動くことになりますので、補
足して申上げます。
では次に相続税の改正でござります
が、相続税につきましては、実は昭和
二十五年にシャウブ勧告に基く改正に
よりまして、人の一生を通じて相続、
遺贈、贈与によつて取得した財産をだ
んだん累積して課税していくという制
度を設けたのでござりますが、その後
実施いたしました結果を見ますと、人
の一生を通じまして、相続、贈与、遺
贈によつて取得した財産を課税すると
いうことはなかなか実行が困難であり
ます。殊に人の一生といふことになり
ますと、相当長い期間に亘りますの
で、その期間全部の課税資料を保存す
るということは、税務署のほうにおき
ましても大変でござりますし、又納稅
者自身のほうにおきましても、一生の間
その資料を持つていなければならぬ
といふことになりますので、どうも実行
上難点があります。それと共に年が経
つにつれて税負担が重くなるという欠
点もありますので、今度の改正におき
ましては、相当根本的な改正になるの

でござりますが、従来の累積課税の制度を先ずやめまして、相続と包括遺贈によつて取得した財産につきましては、その都度相続税を課税し、それから贈与と特定遺贈によつて取得した財産につきましては、一年間分を合せまして、年々贈与税を課税して行くというふうに改めることにいたしておりますのであります。従いまして、第一条の納稅義務者と、いうのを相続税の納稅義務者に改め、一条の二に贈与税の納稅義務者の規定を設けるといふふうに、従来の一条を二つに分けまして、先ず納稅義務者の定義からそなうふうに分ける、それから又従来第二条で課税財産の範囲を規定しておりますが、これも二条の二といふのを設けまして、二条は従来通り相続税の課税財産の範囲、二条の二は贈与税の課税財産の範囲といふふうに分ける。それからあと課税価格、税額及び税率及び控除のことにおきましても、従来一まとめでありますとのを、第一節を相続税にして、第二節を贈与税にするといふふうに、相続税と贈与税をそれべく分けまして規定を設けているのでございます。それから十二条のほうにおきましても、相続税の課税価格について、相続によって取得した財産の価格の合計額を以て相続税の課税価格にするのだといふふうな規定を設け、それから又二十二条の二で、贈与税の場合の課税価格は、相続、贈与又は遺贈によつて財産を取得した者が、その年中における贈与又は遺贈によつて取得した財産の価額の合計額とするということに規定しておりますのでござります。だだそうちふうに相続税と贈与税とを分けることにいたしますと、相続と言ひます

か、死期を予期いたしまして、その生前に贈与をするといふことによつて、実際相続が行われました際におきまして、相続財産がないように負担の軽減を図るといふようなことも行われますので、余り遡ることも適当ではありますせんから、相続開始前二年以内に、被相続人から贈与によつて取得した財産の価額は相続財産に加算して、相続税の価格を計算するといふようにいたしております。これは十九条の改正でござります。

それから被相続人から相続人に特定遺贈いたす場合があるわけでありますが、これは遺贈と言いましても特殊の遺贈でござりますので、被相続人から相続人に特定遺贈いたしました場合には、それは相続があつたものとして相続税を課税するということにいたしてござります。これは一条の一號で「相続(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。)」といふように改正しておるのでござります。実は前回提案いたしましたときには、この一条のほうはそうなつておりますんで、三条のほうでそういうふうにいたすことになつておつたのでござりますが、一条を見てそれから三条へ行つて初めてそういうふうになるといふことはわかりにくいじゃないかと考えられますので、今回提案に当りましたて、一条のほうに規定いたしまして、第三条からははずしてござります。

それから相続税につきましては、そういうふうに累積課税の制度を廃止すると同時に、最近の財産価格の値上がりを考慮すると同時に、相続税の負担がまだかなり高めになつておりますので、その負担の軽減を図るといふことから

いたしまして、相続税の基礎控除額を従来三十万円であったのを五十万円に引上げる。それから贈与税につきましては、新らしく十万円の控除を設けましては、新らしく十万円の控除を設けます。なお印刷物には書いてございませんが、従来相続、贈与又は遺贈によつて財産を取得した場合におきましては、年三万円を限度といたまして、少額控除の制度がありましたが、今度相続税と贈与税とに区別して參りましたので、少額控除の三万円といふのはやめまして、基礎控除額一本にいたしまして、相続税は五十万円、贈与税は十カ円といふように限度を引上げたのです。

それから死亡保険金と退職金に対する控除が、従来二十万円でありましたものを三十万円に引上げる、これも負担の軽減を図る趣旨でございます。これは十二条の一項、四号と五号の改正でございまして、四号のほうが保険金、五号のほうが退職金の改正でござります。

それから相続税の税率につきましては、先ず相続税のほうが、従来二十万円以下の課税価格の部分につきましては二〇%でありましたのを、最初の段階で一五%に落す、それから三千万円を超える金額と五千万円を超える金額、一億円を超える金額についての税率を低めいたしまして、特に現在の税率が子はそのまま据置いておるのでございませんが、それ以下の段階におきましても、大体五%乃至一〇%ずつ税率を低めいたしますと、課税価格が三百万円至千萬円の段階でかなり相続税の負

次は相続税法の一部を改正する法律案でござります。

午後二時五十二分休憩

担が重くなつておりますので、その間の税率の調整をいたしました。税率の引下げを図つておるのでござります。この改正は十八条で行なつております。

次に贈与税の税率のほうは二十一条の五で新らしく税率を設けておるわけですが、このほうは先ほど申上げましたように、生前贈与を行うことによつて相続税の負担を免れるといふことが行われますので、たとえ五十万円の控除に比べまして十万円といふふうに控除を小さくしておりまして、何回も回数を多くして贈与いたしました、低い税率を適用することができて、負担の軽減を受けるといふことになりますので、贈与税のほうの税率は大体従来の税率と同じ程度にいたしております。

それから相続税のほうの税率は最高税率の七十といふのは一億円を超える課税価格の場合にそななるのでござりますが、贈与税の場合には三千万円を超える場合には七十になるといふふうにして、負担の均衡を図ることにいたしております。

以上申上げたように改正することに伴いまして、申告納付等の規定が相当変つて来ておりますが、これは技術的な改正で特に申し上げるほどのことはございません。

その次には相続税につきまして、延納制度を改正いたしております。これは三十九条の一項と二項に分けまして、従来延納を認められることは、相続税の税額が三万円以上で、そうして金錢を以て一時に納付することが困難な事由がある場合に限られておつたのをございましたが、今度は相続税の場合に延納の申請があつた場合には、そ

れが困難であるといふ事由を制限から外すことにはいたしてあります。それ

と同時に十年といふことは従来と同様でございますが、もう一つ、従来は大体年賦延納の概念でありましたけれども、五年以内、或いは十年以内で必ずしも年賦延納でなくていいといふことになつておつたのを、今度は五年或いは十年以内で年賦延納にする。但し延納税額が五万円以下であつた場合には延納年割額は一万円を下つてはいけない。従いまして、五年間延納ができると言つても、税額が三万円でありますと、三年間しかできない、

五年間はできないといふにいたしておりますのでござります。

それから贈与税のほうにおきましては、これは従来と大体同様であります。が、ただ従来三万円以上の場合と言つておりましたのも、今度は一万円を超えて、金錢で一時に納付することが困難な事由があるときにつけて認めました。そして、金錢で延納する場合には、贈与税

十年になることがあります。が、贈与税の場合は五年しか認めないとふうにしておりります。

それから従来相続税の延納の申請があつた場合には、長い間納するかどうかといふことの決定を放棄するといふ傾向がありまして、非難がございました。そこで、従来延納を認められることは、相続税の税額が三万円以上で、そうして金錢を以て一時に納付することが困難な事由がある場合に限られておつたのをございましたので、今度は税務署長がございましたが、今度は相続税の場合には、延納の申請があつた場合には、そ

の条件を満たしておる場合におきましては、当然許可しなければいけない。されば、納稅義務者の申請によつて延納をすることができるといふようにいたしまして、金錢を以て一時納付する

ことが困難であるといふ事由を制限から外すことにはいたしてあります。それ

と同時に十年といふことは従来と同様でござりますが、そのほか相続税においては大体年賦延納の概念でありましたけれども、五年以内、或いは十年以内で必ずしも年賦延納でなくていいといふことになつておつたのを、今度は五年或いは十年以内で年賦延納にする。但し延納税額が五万円以下であつた場合には延納年割額は一万円を下つてはいけない。従いまして、五年間延納ができると言つても、税額が三万円でありますと、三年間しかできない、

五年間はできないといふにいたしておりますのでござります。

それから贈与税のほうにおきましては、これは従来と大体同様であります。が、ただ従来三万円以上の場合と言つておりましたのも、今度は一万円を超えて、金錢で一時に納付することが困難な事由があるときにつけて認めました。そして、金錢で延納する場合には、贈与税

十年になることがあります。が、贈与税の場合は五年しか認めないとふうにしておりります。

それから従来相続税の延納の申請があつた場合には、長い間納するかどうかといふことの決定を放棄するといふ傾向がありまして、非難がございましたので、今度は税務署長がございましたが、今度は相続税の場合には、延納の申請があつた場合には、そ

目でなくなることにいたしたのでございますが、この試験科目のうち一定数以上のものに合格しないと税理士にならぬことがあります。そこで再評価をするのです。すでに税理士試験に合格した者、或いは専門家試験に合格した者に

は本年七月に行われます。それでは、専門家試験の科目に合格した者については、当然許可しなければいけない。されば、納稅義務者の申請によつて延納をすることができるといふようにいたしまして、金錢を以て一時納付する

ことが困難であるといふ事由を制限から外すことにはいたしてあります。それと同時に十年といふことは従来と同様でござりますが、そのほか相続税においては大体年賦延納の概念でありましたけれども、五年以内、或いは十年以内で必ずしも年賦延納でなくていいといふことになつておつたのを、今度は五年或いは十年以内で年賦延納にする。但し延納税額が五万円以下であつた場合には延納年割額は一万円を下つてはいけない。従いまして、五年間延納ができると言つても、税額が三万円でありますと、三年間しかできない、

五年間はできないといふにいたしておりますのでござります。

それから贈与税のほうにおきましては、これは従来と大体同様であります。が、ただ従来三万円以上の場合と言つておりましたのも、今度は一万円を超えて、金錢で一時に納付することが困難な事由があるときにつけて認めました。そして、金錢で延納する場合には、贈与税

十年になることがあります。が、贈与税の場合は五年しか認めないとふうにしておりります。

それから従来相続税の延納の申請があつた場合には、長い間納するかどうかといふことの決定を放棄するといふ傾向がありまして、非難がございましたので、今度は税務署長がございましたが、今度は相続税の場合には、延納の申請があつた場合には、そ

昭和二十八年の一月一日といふことにいたしております。前回の再評価の基準日は二十五年の一月一日であつたわけではありませんが、三年間ずれたことにいたしまして、金錢を以て一時納付する

ことが困難であるといふ事由を制限から外すことにはいたしてあります。それは三条で定められたことです。そこで再評価できるだけあります。三年間ずれたことにいたしまして、金錢を以て一時納付する

ことが困難であるといふ事由を制限から外すことにはいたしてあります。それは三条で定められたことです。そこで再評価できるだけあります。三年間ずれたことにいたしまして、金錢を以て一時納付する

ことが困難であるといふ事由を制限から外すことにはいたしてあります。それは三条で定められたことです。そこで再評価できるだけあります。三年間ずれたことにいたしまして、金錢を以て一時納付する

ことが困難であるといふ事由を制限から外すことにはいたしてあります。それは三条で定められたことです。そこで再評価できるだけあります。三年間ずれたことにいたしまして、金錢を以て一時納付する

ことが困難であるといふ事由を制限から外すことにはいたしてあります。それは三条で定められたことです。そこで再評価できるだけあります。三年間ずれたことにいたしまして、金錢を以て一時納付する

ことが困難であるといふ事由を制限から外すことにはいたしてあります。それは三条で定められたことです。そこで再評価できるだけあります。三年間ずれたことにいたしまして、金錢を以て一時納付する

会を与えておるのでござります。つまり、十三条の一項のほうで、法人につきましては、二十九年中に開始する事業年度開始の日のいすれか一日、これは事業年度が一年でござりますと、一回しかないのでございますが、六ヵ月事業年度でござりますと二回ございますので、そのいすれか一日においてできる。それから同じく昭和二十九年に開始する事業年度の開始の日はいすれか一日においてできるといふことにいたしておるのでございまます。従いまして一月に事業年度が開始され、七月に事業年度が開始するといふことになりますと、一月一日現在において再評価ができる又そのときに行わなければ七月一日においても再評価ができることになります。最終になりますと、昭和二十九年の十二月三十一日に事業年度が始まる会社もあり得るわけになりますが、まあ普通は月の初めに事業年度が開始するいたしますと昭和二十九年の十二月一日に開始する事業年度につきましても再評価ができるわけになります。その場合に再評価日は昭和二十九年の十二月一日といふことになつて、昭和三十年の七月一日に事業年度が終了するわけでござります。そうするとそれから二ヵ月後に再評価の申告ができるわけになります。その場合に再評価日は昭和二十九年の十二月一日といふことになつて、昭和三十年の七月三十一日までに再評価の申告を行つております。個人につきましては、二十八年の一月一日現在において、事業用資産についていたしております。それから個人が再評価を行うことができるといふことにいたしております。それから個人が

用資産のうちの家屋と非事業用資産につきましては、今年の一月一日以後譲渡、贈与又は遺贈があつた場合におきまして、みなす再評価が行われるといふことにいたしてございます。相続の場合はしきりにないわけですが、六ヵ月事業年度でござりますと二回ございますので、そのいすれか一日においてできる。それから同じく昭和二十九年に開始する事業年度の開始の日はいすれか一日においてできるといふことにいたしておるのでございません。従いまして、今回も相続の場合はみなす再評価は行いません。その改正を八条の二項と九条でいたしております。なお基準日の当時には事業用資産でなつたものを基準日後事業用資産にいたしております。

それから再評価の限度額につきましては、先ほど申上げましたように、土地と土地の上に存する権利につきましては、勧銀の土地価格指数を基礎にいたしまして、前回のときの指数を十六割七分引上げたところまで再評価できるといふことになります。それから個人の有する事業用資産のうち土地と減価償却資産以外のもの、それから非事業用資産で財産税調査時期後に取扱したもの、これらは消費者物価指数で計算いたすことになりますが、ござりますが、消費者物価指数が約二割上つておりますので、前の再評価限度額から二割引上げる。それからその他の資産につきましては、御充物価指数の上

でないといふふうに思われますので、つきましては、今年の一月一日以後譲渡、贈与又は遺贈があつた場合におきまして、みなす再評価が行われるといふことは、この前からそういたしておきましたが、減価償却資産につきましては、御承知のように取得時の取得価格に、取扱時の取得価格に物価騰貴率を乗じたものから差引く減価償却額といふことにいたしてございます。相続の場合はみなす再評価を行わないといふことは、この前からそういたしておきましたが、減価償却資産につきましては、五割といふことにいたしておるのでござります。ただこの五割の適用を受けたものは大部分が減価償却資産でござりますが、減価償却資産につきましては、御承知のように取得時の取得価格に、取扱時今度の再評価の基準日までに、物価の騰貴率を乗じまして、それから減価償却額を引いておりますので、五割と申しましても、その場合減価償却額を引かれますから、実際は五割までは引上げることになつておらないのであります。ただ計算の基礎を五割引上げて、それから減価償却額を引く、それで三年間の減価償却額が加わりますので、五割引上げといふことにはならないといふことになるのでござります。それから二十九年中に再評価する場合はそれでいいわけあります。

二十九年中に再評価いたします場合に、おきましては、一年間の減価償却額を更に控除した額にする、そのため別表の第二と別表の第五といふふうに、二十九年中に再評価いたしました場合の再評価の倍数を遠えておるのでござります。それから前回提案いたしたときに、はなかつたのでござりますが、第三次再評価の場合の別表第一、或いは別表第二といふふうな再評価の倍数の計算は現在の耐用年数表によつて作つておきます。ところが昭和二十五年の再評価のときにおきましては、その当時の耐用年数を使つたのであります。その後昭和二十六年と二十七年に耐用年数の改訂を行つましたので、その耐用年数の改訂によりまして、前の再評価のときの耐用年数よりも短くなつておる減価償却資産につい

ては、現在の短い耐用年数で計算いたしますと、先ほど申上げましたよう

に、取得時の取得価格に物価騰貴率を乗じたものから差引く減価償却額といふふうにいたしてございます。相続の場合はみなす再評価が十分行われるようにといふふうにいたしてございます。

次に、再評価の申告は従来通り、法人につきましては再評価を行なつた事業年度が終了をしてから二ヵ月以内にする。個人につきましては、減価償却資産については再評価を行なつた年の九月一日から十月三十一までの間になります。それからみなす再評価の場合には翌年に所得税の申告と一緒にするということを規定いたしておるのでござります。なお、再評価の申告につきまして、前回のときには固定資産税との關係がありまして、再評価を行わなかつた法人につきましても、申告書を提出するよう規定しておつたのであります。が、その四十五条の七項を削除了しまして、再評価を行わない法人は申告書を提出する必要がないということにいたしてござります。

計算になるわけでござります。それなります。五十一條の改正で行なつておるのござります。従来の規定は相当複雑でござりましたのが、今度は極めて簡単にまとつております。それから法人が再評価を行いました減価償却資産以外の資産を再評価日以後五年を経過した日の前日までに譲渡を含む事業年度終了の日までに譲渡し、又は贈与しなかつた場合の納付の方法を改めております。譲渡又は贈与はいたしました場合におきましては、ただだけ所得が生じますから、その際に一度に再評価税を納めるわけあります。ですが、五年経つても贈与又は譲渡をした場合におきましては、従来の五年経つた事業年度のときに一度に十分行われないといふ憾みがありますので、更に三年間分納を認めるなどあります。土地につきましては、実際は何十年先きになるかわかりませんが、譲渡したときに取ればいいぢやないかという見解もあるのですが、余り長い期間放つておくることも適當であります。三年間の間に分納してもらふことにいたしております。

それから再評価税の延納の規定につきましては、五十六条と五十八条で若干改正いたしておるのでござりますが、これは第三次再評価の再評価税も合せます。ただ本来は第一次再評価のときの法人税の税率が三五%でありましたのに、これまでの所得がないと延納ができないことになります。従来の規定は相当複雑でござりましたのが、今度は極めて簡単にまとつております。それから法人が再評価を行いました減価償却資産以外の資産を再評価をした場合におきましては、ただだけ所得が生じますから、その際に一度に再評価税を納めるわけあります。ですが、五年経つても贈与又は譲渡をした場合におきましては、従来の五年経つた事業年度のときに一度に十分行われないといふ憾みがありますので、更に三年間分納を認めるなどあります。土地につきましては、実際は何十年先きになるかわかりませんが、譲渡したときに取ればいいぢやないかという見解もあるのですが、余り長い期間放つておくることも適當であります。三年間の間に分納してもらふことにいたしておるのであります。

で、その延納ができるかどうかの計算の際に三五%で計算いたしておりましたが、今度は法人税の税率が四二%になります。直つておりますので、再評価によつて減額債却額の増額ができる計算を四二%の税率で計算して行くところといたしてございます。そして五年間に延納できるわけござりますから、昭和三十六年十一月三十一日を含む事業年度まで延納ができる個人については三十六年までできるところにいたしておりますのでござります。それから片一方では再評価税を早く納めて片付けてしまいたいといふような向うありますので、その場合には繰上納付ができるところなどを六十条で新らしく規定いたしてございます。

でございます。これらは大体法人税、所得税と同様でございます。
それから、租税特別措置法はいずれ提案になりますてから御説明申上げるにいたしまして、特別減税国債法案について簡単に御説明申上げますと、特別減税国債は先ほど提案理由で御説明がありましたように、昭和二十八年に限つて二百億円を限度として特別減税国債を発行するのであります。そしてその収入を産業投資特別会計の財源に充てることになるわけでござります。

それから四条のほうの給与所得又は退職所得の場合におきましては、源泉徴収義務者を通じまして特別減税申請書というものを出しまして、それによつて源泉徴収税額について軽減を受けます。但し源泉徴収税額について軽減を受けることができますのは、源泉徴収額の二割を限度としておりまして、そろして更に確定申告によつてその他の所得がありますれば、その他の所得を合せたところで二割の軽減を受けることができるところとどうことにしてござります。

それから五条は、予定申告の段階で軽減を受けた場合に、あとで災害などがありますと、所得税額が少くなるときがあるのでござります。そういうたまると、一旦減税を受けたけれども、その減税を受けた額が、先ほど申上げましたように所得税額の二割を限度するといふその限度を超えてしまふ場合があるわけであります。その場合に、それぢや軽減し過ぎになつたからその税額を返せということにいたしますと、災害その他止むを得ない事情によりまして税額が減つたのでござりますから、気の毒になる場合が考えられますので、その場合におきましては、そういうふた部分につきましては、軽減を認めるということにしておるのでござります。

それから六条は法人税の軽減でござります。六条、七条が法人税の軽減でございまして、特別減税国債を購入した法人につきましては、特別減税申請書を出しまして、その申請書を出したときに、購入額の二一%に相当する金額の法人税を軽減する。但しその軽減額といふのは法人税の一割を限度にす

るところのことになるといたしておるのでござりますが、事実上特別減税国債が発行されることは、この法律が施行された後になりますので、この法律が施行されてから二十九年の三月三十一日までの間に申告期限が到来する法人税について、特別減税国債を購入した金額の二一%に相当する税額を軽減する。但しそういたしますと、六ヶ月事業年度の間に申告期限が一回しか来ない場合が考えられます。そういたしますと、個人の場合は昭和二十八年分の所得税の全額の一割について軽減を受けられる。事業年度が二回来るような法人につきましては、その両方の法人税について二割だけしか軽減を受けられないといふことになりますと、権衡を失することがありますので、そういうつた法人につきましても、昭和二十八年の四月一日から昭和二十九年の三月三十一日までの間、つまり一年間の間に申告期限の到来する法人税の一割に相当する額までは軽減を受けることができるというふうにいたしてござります。

それを規定しております。それから八条と九条は、特別減税債を購入したものにつきまして、所持期間の計算などに特例を設けているのです。先ほど申上げましたように、特別減税国債の年利率四分、償還期限五年以内、それから又二一%或いは二一%の軽減ということによって特別減税国債を購入いたしました場合の実質利廻りを計算いたしますと、個人でござりますと、額面百円のものを七十五円で、また法人でござりますと、百円のものを七十九円で買つたと同様の計算になりますので、それを利用回りを計算いたしますと、個人の場合には約年一割二分、それから法人の場合におきまことに年一割五厘程度の利廻りになるのです。そこでこの程度の利廻りを超えるような結果になりますと、余り有利に過ぎるといふことになりますが、最初購入したものはすでに法人税の軽減を受けているわけですが、これはもうすでに特別減税国債を売るということになりますと、最初購入したものはすでに法人税の軽減を受けているわけですから、國債を購入いたしましてから四年以内にその特別減税国債を売るといふことになりますと、余り有利に過ぎないといふことになりますので、法人が特別減税債を購入いたしましてから四年以内にその特別減税国債を売ることになりますと、最初購入したものはすでに法人税の軽減を受けているわけですが、そこまでその場合の値段といふのは当然下るといふことです。そこで特別減税国債を発行いたしましてから一年以内に譲渡した場合に、自分の七十九よりちょっと下るところを法人の場合でありますと、二一%の軽減を受けることがあります。そこで特別減税国債を発行いたしましてから一年以内に譲渡した場合に、

は、その譲渡価額が額面価額の百分
の七十九を下廻る場合の、その下廻る
額だけは損金を見るけれども、額面価
額と百分の七十九までの間であれば損
金に見ないところにいたしてはいる
のでござります。それが一年を経過し
て二年になりますと八十五、二年以上
になりますと九十、三年以上になります
した場合には九十五というふうに、今
の七十九というのを直してござります
がこれはだん／＼償還期が近づくに
従いまして値が上つて参りますので、
そういう計算にいたしているのでござ
います。それ／＼の額を下廻つて売れ
たときにだけ損金にするが、それを上
廻つたときには損金にしないということ
になるわけでござります。それから當
法人が特別減税国債を購入いたしまし
て、法人税の軽減を受けた特別減税国
債を評価減いたしました場合におきま
しては、これは四年ということでな
に、償還を受けるまでの間に評価減を行
いました場合は、すべて評価減はこ
れは損金にしません。若しこれを損金
に算入いたしますと、先ほど申上げま
した一割二分或いは一割五厘といふ利
廻りが、減税が更に多くなりまして利
廻りが高くなりますので、その程度に
制限するということにいたしておるので
ござります。それからやはり同様に
特別減税国債を購入して減税を受けた
法人、個人が特別減税国債について価
格変動準備金を設けるといふ場合にお
きまして、この場合には御承知のよう
に価格変動準備金は時価の九五%と帳
簿価額との差額について設けることが
できるわけでござります。その時価とい
うのを、今申上げましたように七十九
円とかいうことになりますと、相当差

額が出て参つて、また利廻りがよくなり過ぎることになるのであります。そこで購入価格を時価と見て、百円で購入したものにつきましては、百四十五円との差額の五円分についてだけ価格変動準備金を積立することができますが、その所得税、法人税を申告はしたけれども、七十九円の九五%までは見ないということにいたしておりますのでござります。

それから十条におきましては、特別減税国債を購入いたしますと、所得税、法人税の軽減を受けるわけでございますが、その所得税、法人税を申告はしたけれども滞納しておったとか、申告が少なかつたとかいうような場合には、あとで利子税の計算をするとか、過少申告加算税、無申告加算税、或は重加算税額の計算をいたします場合におきましては、その軽減されないとこちらの税額を基礎にして計算するということにしておるのでござります。

そのほか軽かい減税を受けるときの手続の規定は政令に委任してござります。

以上六法案につきまして内容の説明をいたしました次第でござります。

○委員長(大矢半次郎君) 以上六法案の質疑は都合によりまして後日に譲ります。

○小林政夫君 前回主計局長が御不在のために質疑を保留しておいたのですが、法人に対する政府の財政緩助の制限に関する法律の適用を排除して法人に特別な財政緩助をする。この対象

第六部 大藏委員會會議錄第九號

法人に対する法律に関する政府の財政援助の制限に対しましては、特殊法人たる趣旨から成立つてゐる法律ではありますけれども、これは三ヵ条明文がありまして、その第一条におきましては、いわゆる配当の平等、第二条におきましては配当を一定の割合に達せしめるための補給金の禁止、第三条におきましては、只今問題になつておりますところの保証契約の禁止といふ、こういう三点について規定をしているわけであります。従いまして、国民金融公庫法の第二十二条のような条項につきましては、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律の適用はないわけでありますので、その適用の排除を規定していない、こういうことになつてゐるわけであります。

つて、何でもやれるのです。特にあります。原則として絶対にやらないといふことがあります。こういふ法律があつても意味があるだらうけれども、だんく、その範囲が拡張して来て、今もすでに三法について行われておる。又後その範囲を拡張する含みがある。そういうふうなことについて、この法律についての取扱について、一本主計局長はどういうふうに考えますか。

○政府委員(河野一之君) これは甚だ御尤もな御意見だと承聽するのでござりますて、この政府の財政援助の制限に調査する法律といふものは、実は新憲法施行前、財政法前の法律であるのにござります。これは御承知でござりまするが、戦時補償の打切りの一環として、司令部の占領時代におけるメモランダムでできました法律でございまして、当時戦時中の法令といたしまして満鉄等でありますとか、その他特殊会社につきまして、劣後配当、政府に対して劣後配当するといつたよくな規定をございましたし、それから配当補給金をやると云つたような規定もございました。それから債券について元利保証をするとか、或いは政府が又公共団体に対して中小企業の損失補償をする。これは予算外契約でやつておつたのですが、これらものを一切合財打切りてしまふ、こういう趣旨でできました法律でございまして、その後におきまして憲法もできまして、すべて財政については国会の議決に基くことになりましたし、又財政法におきまして、財政の基本法としまして、今小林さんのおつしやつていましましたように利息の免除、或いは国の債権の条件を変更するには法律に基くことを要する

と、こういうような基本方針が出ました結果、この法律の当初の目的はすに達成いたしまして、新たな事態らいろんな必要が出て来ているわけであります。併し形式的にはこの法律が少なくております関係上、今申しましたが、公会について、この規定にかかわらず、いろいろな規定をせざるを得なくなつておるのでございまして、これは大へい情勢も変りましたので、これを最近の機会におきまして廃止をいたしたい。実はそう考えてゐるわけであります。ただ今までいろへー議会も、この政令が保証いたすとか何とか云ふのは、この一两年ちよつと問題になつて參りましたので、この法律を廃止いたしました結果、まだそういつた特殊会社に対する閉鎖機関として指定されていましたので、これが清算の終了しないものもござりますし、若しくは法律をそれまでに廃止いたしました場合に、そういう一つ關係においてどうううことになるものだらうかといふより、法律的な疑義も多少ございましたので、ここ数年こうじうことであつて参りました。小林さんのおつしやる御議論は誠に御尤もありまして、今後のものとしましては、こうじるものはないので、この予算外契約で個々に法律なり、或いは予算外契約で国会の御議決を頂かなければできないものとありますので、この法律を廃止しても差支えないと思います。最近の機会においてこういうような措置をとりたいと考えております。

については五百八十八億、利子及び手数料の債務について四百八十八億といふことになつておるが、この利子及び手数料が非常に元本に比べて多いのが、暫定予算の場合においてもそうですが、これの計算の基礎を明らかにして頂きたいと存じます。両方説明下さい。暫定予算のほうで百四十八億に対しても利子及び手数料が百十一億本予算のほうでは五百八十八億に対して、利子及び手数料が四百八十八億〇説明員(大月高君)お答え申上げす。只今の暫定予算における總則第条におきまして、元本については、四十八億円、利子及び手数料の債務については百十一億円を保証する、こうしたことになつております。この計算の基礎は百四十八億につきましては一千百二十万ドルであります。今般の主力関係の借入れの元本に相当するわぬでございます。で、その計算の基礎いたしましては、その下にございまして、ように基準外國為替相場で換算した額になつておりますので、三百六十億レートで計算してあるわけでございまして。この計算の基準といたしましては、二十五年間借りるといたしまして、五年分の割合で借りる、こういふ計算の下に百十一億といふ数字が出てゐるわけでござりますが、そのうちから開発銀行が借入れの契約をいたしましたが、それから現金が出るまでに若干の日にちがかかるわけでござります。その間もやはり承諾の手数料といたしまして、若干の金額は払うわけでございますが、それは形式上手数料といふ名目になつておりますけれども、実然に

には借入契約ができましてから償還するまでの利子に実質上相当するものでござりますので、そういうもののを全部含めまして年五分と、こういう計算で百十一億の数字が出てゐるわけであります。それから一般会計の予算総則九条におきまして五百八十八億円、四百八十八億円の数字がございますが、これはやはり計算の基準は同様でございますけれども、元本におきまして火力関係の四千百二十万ドルのほかに、現在水力関係で希望いたしております一億二千万ドル、この分を加えたものを円貨に計算したものが五百八十八億になつてゐるわけでございます。利子及び手数料の四百八十八億は、その全体の元本に対しまして、今のようないかで払うと、これだけの計算になります。

銀行といたしましては、資金の用意をいたしておるわけあります。それをおちらが現実に使いませんが、借入契約が成立いたしまして、現実の資金の引出しが行われますまでの部分を、いわゆる手数料と世界銀行のほうでは呼んでおります。実際のレートで言いますと、それが七厘五毛でござります。現実に資金の引出しが行われましてから元本の金利は年五分といふことに計算してある。併しながら実問題といたしましては、どの期間が七厘五毛であるか、或いは五分でありますか、これは今後の契約の内容によつてきまる問題であります。

○小林政夫君 七厘五毛の分も、七厘五毛に実際はなるべきものも、一応五

分として計算していると、こういうことですね。手数料の原語は何ですか。

○政府委員(東条猛猪君) 実は今手許に和文しか持つておりませんので、間違つておりますたらお許しを頂きたい

のであります。ヨミットメント・チヤージというのが英語だつたと思つております。

○小林政夫君 先般緑風会で電源開発

株式会社当局の説明を聞いた際にも、

この火力発電施設のほうは、一応契約

は確定したようであるが、水力発電のは

うの関係は現在政府は交渉中であつ

て、まだはつきりはきまつておらない

い、こういうように聞いたわけなん

です。その点はきまるであつうといふ前

提議が借りられるかどうかといふことにつ

いては、現段階においてははつきりし

ておらないのでしよう。これは政務次

官に……。

申上げますが、あと政務次官が参ります

してから本格的に申上げます。火力発

電関係のほうの約四千万ドルにつきま

しても、現在のところではまだ契約は

成立を見ておりません。只今開発銀行の

ほうから部長が二名行かれまして、三

電力会社の代表と一緒に今ワシントン

で交渉をいたしております。勿論大使

館とも連絡をいたしまして交渉をいた

しております。従いまして、契約が成

立しておりませず、具体的な条件等も

まだ決定は見ておらないわけであります

す。それから水力発電のほうでござる

ますが、これはお言葉のございました

通り、政府といつたまでは水力発電の

系統の資金の借入を是非現実をいたし

たい、こういうことをかねて説明をいた

しております。しておりまるがこの

火力発電のほうは私ども近い将来に実

現を見るといふ機運が非常に濃いといふ

ふうに考えておりますさが、水力発電に

つきましても折角努力いたしております

し、国際復興開発銀行のほうも十分日

本側の説明もいろいろ聞いてくれてお

りますするけれども、この席を以ちまし

てはつきり成立の可能性ありといふこ

とを政府として断言いたしまでの運び

には至つておらない次第であります。

○小林政夫君 開連して……。銀行局

長に聞きますが、輸出入銀行が第三十

九条によつて政府から借入をすること

ができる、こういうことになつておる

が、これで一般会計から輸出入銀行が

若し借入をしようとする場合において

は、予算総則等においても一応こうい

うことは言ひながら、今までやつ

針演説にまで、いつだつたか、この電

源開発株式会社ができる前の施政方針

演説で、外資導入をやりますと、こう

いうことを言ひながら、今までやつ

ておらないのでしよう。これは政務次

官に……。

そういうことであるのだが、まあえら

い手廻しがよいと思つてゐるのですけ

になるのではないか。

○政府委員(白石正雄君) 只今の御質

問に対する正しい答へになるかどうか

がわかりませんが、三十九条の趣旨は政府

が日本輸出入銀行に対して資金の貸付

をすることができると、こうなつてお

りまするから、政府といつてしまつては

いたしますれば、予備金支出でやると

いう総則か、そういうような予算

措置が講じられなければ、一般会計か

一般会計から貸付をやることできま

る、或いは資金運用部等の資金を貸

付けることもできるわけであります。

れども、どの程度の確信があるのか、

和二十八年度の予算においては、

輸出入銀行に新らしい財政資金を、出資

の形におきましても、借入の形におき

ましても、投入する条件になつております。

○政府委員(東条猛猪君) 便宜お答え

申上げますが、あと政務次官が参ります

してから本格的に申上げます。火力発

電関係のほうの約四千万ドルにつきま

しても、現在のところではまだ契約は

成立を見ておりません。只今開発銀行の

ほうから部長が二名行かれまして、三

電力会社の代表と一緒に今ワシントン

で交渉をいたしております。勿論大使

館とも連絡をいたしまして交渉をいた

しております。従いまして、契約が成

立しておりませず、具体的な条件等も

まだ決定は見ておらないわけであります

か、これは今後の契約の内容によつて

きまる問題であります。

○小林政夫君 七厘五毛の分も、七厘

五毛に実際はなるべきものも、一応五

分として計算していると、こういうこ

とですね。手数料の原語は何ですか。

○政府委員(東条猛猪君) 実は今手許

に和文しか持つておりませんので、間

違つておりますたらお許しを頂きたい

のであります。ヨミットメント・チヤージ

というのが英語だつたと思つております。

○小林政夫君 先般緑風会で電源開発

株式会社当局の説明を聞いた際にも、

この火力発電施設のほうは、一応契約

は確定したようであるが、水力発電のは

うの関係は現在政府は交渉中であつ

て、まだはつきりはきまつておらない

い、こういうように聞いたわけなん

です。その点はきまるであつうといふ前

提議が借りられるかどうかといふことにつ

いては、現段階においてははつきりし

ておらないのでしよう。これは政務次

官に……。

申上げますが、あと政務次官が参ります

してから本格的に申上げます。火力発

電関係のほうの約四千万ドルにつきま

しても、現在のところではまだ契約は

成立を見ておりません。只今開発銀行の

ほうから部長が二名行かれまして、三

電力会社の代表と一緒に今ワシントン

で交渉をいたしております。勿論大使

館とも連絡をいたしまして交渉をいた

しております。従いまして、契約が成

立しておりませず、具体的な条件等も

まだ決定は見ておらないわけであります

か、これは今後の契約の内容によつて

きまる問題であります。

○小林政夫君 七厘五毛の分も、七厘

五毛に実際はなるべきものも、一応五

分として計算していると、こういうこ

とですね。手数料の原語は何ですか。

○政府委員(東条猛猪君) 実は今手許

に和文しか持つておりませんので、間

違つておりますたらお許しを頂きたい

のであります。ヨミットメント・チヤージ

というのが英語だつたと思つております。

○小林政夫君 先般緑風会で電源開発

株式会社当局の説明を聞いた際にも、

この火力発電施設のほうは、一応契約

は確定したようであるが、水力発電のは

うの関係は現在政府は交渉中であつ

て、まだはつきりはきまつておらない

い、こういうように聞いたわけなん

です。その点はきまるであつうといふ前

提議が借りられるかどうかといふことにつ

いては、現段階においてははつきりし

ておらないのでしよう。これは政務次

官に……。

申上げますが、あと政務次官が参ります

してから本格的に申上げます。火力発

電関係のほうの約四千万ドルにつきま

しても、現在のところではまだ契約は

成立を見ておりません。只今開発銀行の

ほうから部長が二名行かれまして、三

電力会社の代表と一緒に今ワシントン

で交渉をいたしまして交渉をいた

しております。従いまして、契約が成

立しておりませず、具体的な条件等も

まだ決定は見ておらないわけであります

か、これは今後の契約の内容によつて

きまる問題であります。

○小林政夫君 七厘五毛の分も、七厘

五毛に実際はなるべきものも、一応五

分として計算していると、こういうこ

とですね。手数料の原語は何ですか。

○政府委員(東条猛猪君) 実は今手許

に和文しか持つておりませんので、間

違つておりますたらお許しを頂きたい

のであります。ヨミットメント・チヤージ

というのが英語だつたと思つております。

○小林政夫君 先般緑風会で電源開発

株式会社当局の説明を聞いた際にも、

この火力発電施設のほうは、一応契約

は確定したようであるが、水力発電のは

うの関係は現在政府は交渉中であつ

て、まだはつきりはきまつておらない

い、こういうように聞いたわけなん

です。その点はきまるであつうといふ前

提議が借りられるかどうかといふことにつ

いては、現段階においてははつきりし

ておらないのでしよう。これは政務次

官に……。

申上げますが、あと政務次官が参ります

してから本格的に申上げます。火力発

電関係のほうの約四千万ドルにつきま

しても、現在のところではまだ契約は

成立を見ておりません。只今開発銀行の

ほうから部長が二名行かれまして、三

電力会社の代表と一緒に今ワシントン

で交渉をいたしまして交渉をいた

しております。従いまして、契約が成

立しておりませず、具体的な条件等も

まだ決定は見ておらないわけであります

か、これは今後の契約の内容によつて

きまる問題であります。

○小林政夫君 七厘五毛の分も、七厘

五毛に実際はなるべきものも、一応五

分として計算していると、こういうこ

とですね。手数料の原語は何ですか。

○政府委員(東条猛猪君) 実は今手許

に和文しか持つておりませんので、間

違つておりますたらお許しを頂きたい

のであります。ヨミットメント・チヤージ

というのが英語だつたと思つております。

○小林政夫君 先般緑風会で電源開発

株式会社当局の説明を聞いた際にも、

この火力発電施設のほうは、一応契約

は確定したようであるが、水力発電のは

うの関係は現在政府は交渉中であつ

て、まだはつきりはきまつておらない

い、こういうように聞いたわけなん

です。その点はきまるであつうといふ前

提議が借りられるかどうかといふことにつ

いては、現段階においてははつきりし

ておらないのでしよう。これは政務次

官に……。

申上げますが、あと政務次官が参ります

してから本格的に申上げます。火力発

電関係のほうの約四千万ドルにつきま

しても、現在のところではまだ契約は

成立を見ておりません。只今開発銀行の

ほうから部長が二名行かれまして、三

電力会社の代表と一緒に今ワシントン

で交渉をいたしまして交渉をいた

しております。従いまして、契約が成

立しておりませず、具体的な条件等も

まだ決定は見ておらないわけであります

か、これは今後の契約の内容によつて

きまる問題であります。

○小林政夫君 七厘五毛の分も、七厘

五毛に実際はなるべきものも、一応五

分として計算していると、こういうこ

とですね。手数料の原語は何ですか。

○政府委員(東条猛猪君) 実は今手許

に和文しか持つておりませんので、間

違つておりますたらお許しを頂きたい

のであります。ヨミットメント・チヤージ

というのが英語だつたと思つております。

○小林政夫君 先般緑風会で電源開発

株式会社当局の説明を聞いた際にも、

としては適当ではなかつたゞまでも
に考へるわけであります。従ひ「ま」
て、先ず原則といしましては貸出予
算に計上しなければ資金の貸付はでき
ないと、こうふうように考へるわけで
あります。

○小林義夫君 各うするど 銀行局長
にお尋ねいたしますが、これは一般論
だからそのつもりでお答えを願いた
い。輸出入銀行が若し今の二百十億の
金では少い、どんくーブラント輸出が
できて、どうしても一十八年度中にも
う百億ほど金が欲しい、百億でも五十
億でもいいですが、とにかく欲しい、
併し資金運用部資金も金がない、こう
いうような場合には一体どうしたらいい
か。今度緊要物資輸入基金特別会計
法を改正して、十五億取上げて二十億
になる、併し必要な場合には債券を發
行して一時補足する、こういう規定が
ある。そういうやはり輸出入銀
行債券を発行して調達すること以外に
弾力ある資金の調達ということはでき

○政府委員(河野通一君) 国内に関する限りにおきましては、現行法として政府からしか資金の借入はできないわけであります。そういたしますると、債券を発行いたしましても、結果それを引受けるのは政府が資金運用部等の特別会計に入れまして、政府の機関でないとこれを引受けるわけには参りません。そういたしまと、債券の発行という途を認めましても、政府からの借入金しかできない場合におきましては、政府の一般会計だけでなく、政府のすべての資金の收支から見て余裕があるかないかということにかかるわけであります。それから形式的には先

ほど申上げましたようすに、予算総則に
借入の限度を譲つておりますので、二
十八年度予算にはございませんけれど
も、本来であれば譲るべきもので、そ
の譲る場合に、これは政策論であります
すけれども、非常に大き目にとつてお
く、まあ五十億くらい要るか要らんか
といふ場合には、例え五百億借りれ
ば、これは余りに不確実なことを予
算総則に書くということはこれは適当
なことではない。やはり程度問題であ
ると思ひますけれども、相當に確實性
がないとそういうことは書けないので
ないか、そいついたしますと、やはり
具体的にはそういうふた必要が起つて参
りますれば、国会に譲つて予算の総則
なり或いは歳出の規定の中に、新らし
い資金の需要が要る場合にはそれをち
やんと掲げて、そうして国会の議決を
得た上でそれを施行するというふうに
いたすのが適当であるうと思ひます。
現行法としてはそうせざるを得ない、
かように考えております。

金を集めることができないか悪いかの問題にかかるとしていると思います。現在の金融財政の状況から見ますと、私どもは政府の金融機関がいろいろな仕事をやつて参りますための財源は、やはり民間からこれを吸収するという形は面白くないのじやないか。これはこの法律にも書いてあります通り、原則はであります。初めてこれを政府金融機関がその民間の資金を集める、それは民間の金融機関によつてやつて行く、それが民間の関係でできない場合におきまして、初めにこれを政府金融機関が立場においてこれらの金融でやつて行くといふ建前になつておりますから、その資金を民間から集めて、それを金融の補完作用としての政府金融機関がその金を使つて行くことには、少くとも現在のように市中金融が非常に詰つておる場合においては、私は適当でないと考えます。併しこれは財政金融の状況が變つて来ますれば、非常に資金がダブついて来るという場合においては、場合によつては市中金融機関はやらない。併し金が余つておる場合には、それを債券の形を通じて政府にその金を吸い上げてもらつて、それを市中の金融機関が融資をいたさないような種類の融資先にこれを投資するといふことはあり得ると思ひますけれども、現在の財政金融の状態においては、そういうことは適当でないと私も考へております。

たとすれば、それが二十九年度、つまり二十九年三月三十日まで繋つてしまひで金を調達する。それだけのものは、次の二十九年度の予算において一般会計その他政府財政資金で埋めす行くと、いふ考え方を以て、一時的なその間の緊急の金を調達するといふ方法として、今のようなことを尋ねておるわけですか。そうするとどうも私の考えるところでは、日銀引受といふ手がよいのじやないかといふような気がするのですが、そのほかの方法がありますか。

○政府委員(河野通一君) 年度内の資金の需要と申しますか、不足をいたしました場合に一時借入をするといふことは、その限りにおいて年度内において片付く場合には、現行法ではできませんけれども、立法論としては考え得ると思います。併し御承知のようになれば、開発銀行にいたしましても、輸出入銀行にいたしましても、その融資の期間といふものは相当長い。従つて短期の商業金融をやつて参ります場合には、それは年度内には還つて参りますから、その資金を、更に年度内に歸つて来た回収金で以てその短期証券を還すといふ操作がこれはできると思う。併しこうじやうよな開発銀行とか、輸出入銀行のよくな長い資金を融資しております場合には、年度内に一時繋いでおいて返すといふことは、これは事実上できません。どうぞ」といふことです。二十九年度以降に対する財政負担、これは一般会計の負担に限りません。或いは政府資金に繋がるかも知れませんが、そういう長い負担を将来にかけた場合には、私はこれらの中の金融機関の長期の金融をいたしておるという性質

から見て、そういうふた短期で繋ぐことに疑問に思つております。これは特に国民金融公庫等の中小企業金融につきましては、政府機関につきましても、やはり同じ問題があると思ひます。一時は必ずことは、その年度内の財政にとつて必ず長期の資金に置き換へられることいつたようなこともありますなれば、私はこれはできると思ひますけれども、来年度の予算は御案内のように、私が申上げるまでもなくこれは今体の收支計画を見た上でないとこれはなかなか言えません。これは来年度に亘つて必ずそれだけのものを財政投資をして追加しなければならんというう通しを立てる、つまりいわばその限りにおいては二十九年度の予算を繰るという結果に事実上なると思ひます。ういうことが果してこういう长期の今融機関の場合においては必要であるかどうか、私は疑問であると考えております。

融資受入ですが、これは政府の保証によるものであります。ますます日本は深刻にこの問題を考えなければならんと思つております。そこで取りあえずお聞きするのでござりますが、大体この借入の対象とも成るべき為替の問題につきましては、依然として三百六十円といふものを骨子において考へられておるようでござりますが、すでに政府におきましては、この為替の改訂と言いましょうか、為替問題につきまして、特に検討をされておるやのことですが、新聞にも伝わつて出たのでござりますが、こういう問題はすでに勘定済の上に立つてこの外資の受入に対する考え方を持つておられたのですか、その点をちよつとお聞きしておきたいと思います。

○政府委員(東条延猪君) 外資導入

と、為替相場の関係についてのお尋ねでござりますが、先般の大蔵大臣の財政演説にもございましたように、政府といひたしましては、現在の三百六十円の為替相場を改訂するということにつきましては全然考えておりません。従いましてこの本件の外資導入の問題につきましても、為替相場につきましては、当然変更という事柄を考えないので、すべての事柄を考えておる次第でござります。

○野瀬勝君 そうすると、朝鮮の休戦の具体化に伴つて、我が国の外貨収支の先行きが相当問題になつてゐる際、特に在日外貨を含む為替管理、為替管理と言いましょうか、銀行間の外貨取扱いですね、こういう点は非常に貿易取引の逆調を反映すると思うのであります。そういう点からみると、私はこの

輸出入銀行の問題にしろ、開発銀行が心になつてこの受入をやる場合に、輸出為替の売物が少いために、需要が多くなつたにかかわらず出合いで極めて不図滑になる。そうするとドルやボンドに大きく乱調と言いましょうか、相当に変化を來して来ると思うのです。そろ

う点についてもこの為替問題につい

ては考へる必要がないとお認めになつておられたのですか、その点を一つお

聞きしておきたいと思います。

○政府委員(東条延猪君) 朝鮮休戦の見通しが実現性が非常に濃くなつて参

等において相當政府として戒心して措

置しなければならないのじやないかと

いう御題旨を中心としてのお尋ねでござりますが、仰せのように、現在の日

本の国際收支が多少の受取超過になつており、或いは收支の均衡がとれてお

ると申しましても、駐留軍関係、特需

大きな受取勘定のウエイトを占めてお

るといふことはお話を通りでございま

すが、他の輸入為替の先行き等を見て、思惑を

かといふ点でござりますが、そのため

に御承知の為替管理があるわけであり

て、運用よろしきを得て、さよなら思

惑が殺到したとしても、輸出入の出合

い、或いは受取り、支払いの出合いか

つからいよろなことにならないよう

に、この三分の一以下となつており、ド

ル、ボンド合計した取引は一日平均十

万三千ドルと書いてあります。大阪で

はドル為替の出合いは、月の出合いは

約百四十四万ドル、ボンド為替が約一

十二万六千ボンド、括弧して、約六十三

万ドルを下回つてゐる、こういう数字

が出ておるのですね。この数字は当然

よりも遠からずと思うのですが、特に

専門家の最も新しい資料を持つておら

れる為替局長さんにお聞きするのです

が、その点は如何でござりますか。

○政府委員(東条延猪君) お答え申上

げます。只今野瀬先生のお話の数字は

インター・バンクの為替取引の数字をま

ずとも遠からずと思うのですが、特に

専門家の最も新しい資料を持つておら

れる為替局長さんにお聞きするのです

が、その点は如何でござりますか。

○政府委員(東条延猪君) お答え申上

げます。只今野瀬先生のお話の数字は

インター・バンクの為替取引の数字をま

ずとも遠からずと思うのですが、特に

専門家の最も新しい資料を持つておら

れる為替局長さんにお聞きするのです

が、その点は如何でござりますか。

○野瀬勝君 これは為替局長さんでも

銀行局長さんでも、どちらでもいいの

でござります。どうでしょか。私は

専門家でないからよくわからんので

ござります。どうでしょか。私は

専門家でないからよくわからんのです

が、実際まあ正常輸出と言いましょ

うか、正規輸出といふものが今の私ど

もの見当では到底それはできるものじ

やないと思つています。なか／＼容易

でないと思つています。そこでまあ何

と言つても政府がたび／＼発表してお

にも現われておりますように、成るべく良質の品物を安く生産いたすことができますように、合理化でござります

とか、或いは設備の近代化、そういう

ような基本的な点にもいろいろ／＼と努力

しなければなりませんし、又財政金融

の全体の基調をこの輸出振興といふ観

点に置かなければならんといふこと

も、関係大臣から御説明を申上げた通

じであります。又この輸出振興のため

に輸出入銀行法の改正でありますと

か、或いは設備輸出為替損失補償法であ

りますとか、或いは輸出信用保険法

でありますとか、どう／＼の改正をお

願いをいたしておりますことを御承

知の通りでござります。そこでそれらの

輪出の努力は大いにいたすわけあり

ますが、当面先ほどのお話をよう

うに、国際収支の先行き等を見て、思惑を

の他で輸入為替に殺到し、輸出入の出

ておると申しましても、駐留軍関係、特需

の超過が起つております。この四月

から六月の上旬までにドル、ボンド、

オーブン決済地域を通じてあります。

が、受取為替が四億百万ドル、それに

替払いだけを申上げますと、受取り

におきますのでござりますが、まあ政

府で発表されたこの資料の中にも、実

行問題として銀行間の為替取引といふ

ものは円滑に参つておらないのです。

おきますのでござりますが、まあ政

府で発表されたこの資料の中にも、実

行問題として銀行間の為替取引といふ

ものは円滑に参つておらないのです。

りまする年度間ににおける輸出入貿易の額でござりますが、どの大臣も数字だけは出してくれるのでですが、それが予定通り一つも行つておらない。まあ数字は勝手に手でできるものだから、どうでもいいじることは御自由だから簡単ですが、実際私はさようなことに對して、皆さんは言ひませんが、よく恥しくなく、まあそういう数字を出せるものだと思つてゐるのです。まあいつのときでもそうですが、輸出入貿易計画の数字のバランスが立てては崩れる、こういう姿は、実際誰がこういうものを策定するのか知りませんが、実際まあ内閣ができるそのつど大藏大臣が変わるのでよろしいが、これが長年勤めて来た大臣であるとすると、全く恥かしくて私はその席におられるのじやないかと思ひます。今東条さんがお示しになりました、又七億ドル特需の問題を出しておますが、一休八億何千万の特需があつたものが七億の特需でそれが正當貿易に復活するなんて考えれば、それは又ちょっとおかしいと思ひます。更に何と言つても原料関係においても依然として高相場を続けられておる。更にバトル法の改正も完全にできておらない。東南アジアへの貿易をやると言いましても、大体ボンド地域になる。なか／＼そゝ簡単には伸びないと思う。それぢや中国貿易、我々は中國貿易中国貿易と言いますが、そんなに私どもも過大評価しております。けれどもまあいざれにしても安い原料を正常化して行きたい、こういうことを考えておるが、これもなか／＼容易でない。してみると、そのわ寄せをどこへ持込むかといふと、やはり為替

問題といふことを何とかこれは考えなければならないのじやないか。こういふ私どもは深刻な場面にぶつかるのでござりますが、そういうことに対しても、これは為替局長さんでも銀行局長さんでどちらでもよろしいが、一つ常識的に素直なところ、政策的でなくて実際は何とかしなければならんといふような考へが、良心的な皆さんの中から私は案件としても相当まあ課題になつておるのじやないかと思うのですが、こういふ点について一つお示しを願いたいと 思ひます。

それから為替相場の問題でございまして、よく只今の仰せのことと再検討したらどうだという御意見を拝聴いたしましたが、私どもいたたますのであります。又日本のような貿易構造の国においては、為替相場を改訂いたしましても、その効果は極めて一時的であります。まことに、結局仮に切り下げるにいたしましても、廻り廻つて輸入原材料も又価格の値上がりを来す、というような事情もございまして、それらの効果は極めて貿易の面から考えましても、一時的にとどまる効果しか持たないのでなかなかどうか。いわんや為替相場の改訂に伴いますところの財政金融、或いは各種の物価全般に及ぼしまするところの影響を併せて考慮いたしますると、現状におきましては、先ほども申上げましたように、為替相場の改訂といふことはとするべき策でないというふうに實務的にも考えておる次第でござります。

りにもその数字の違ひ過ぎるもののが上されて、更にこんなに四倍もの額が余つてゐるにもかかわらず、それをアーティー、一体どういうふうにこなせるのか、そのこなし方についてさぞ政府当局は頭を痛めておりはせんかと思うのですが、こういう点に対してもどうう一体お考えで今後これをこなそうとするのですか。その点について御所目を承わつてみたいと思います。

かということであります。これはなかなか先ほど申上げておりますよと申しますが、に相手のあることでありますので、必ずしも輸出入銀行の業務を拡大されるべきである。私どもは今後輸出入銀行局及び政府当局の努力と相俟ちまして、輸出入銀行の業務を拡大されるならば、相当程度私は融資活動が拡大されると期待いたしておる次第でございます。な御指摘のように輸出入銀行の業務状況が、従来私たちが期待いたしました通りに実は伸びて参りませんのにつきましては、いろいろな実情が、従来私たちが期待いたしました通りに実は伸びて参りませんのにつきましては、いろいろな実情が、従来私たちが期待いたしました通りに実は伸びて参りませんのにつきましては、輸出振興策の一環として、できるだけそれらの障害を除去して行くよう努めをして行きたい。これらの政策と相俟つて、輸出入銀行の努力によってできるだけ融資活動を拡充いたして参りたい、こういうことにはいたして参りたいと思います。

四百四十億ですか。まあ一億二千万ダラーといふものについてはそら確實性がないのぢやないか。で一体外資導入といふことはお題目であつて、まあこの予算措置を講ずるといふことまでにかなり具体化して来たといふことは御同慶の至りだが、一体政府としてはどういふような確信を持つてゐるのか。この水力電気関係の一億二千万ダラーといふものは必ず獲得すると、こういうことなのかどうか。これは特に大蔵大臣の出席を求めて聞くべきであるけれども、審議促進のために政務次官が代つて答弁をなさることを要求いたします。

○政府委員(愛知揆一君) 一億二千四百万ドルの外資の問題につきましては、私どもいたしましては相当有望であるといふ期待の下に、その成果が挙がることを期待しておるのであります。併し何分にも、申上げるまでもないことでありますから、私がここでこそどもござりますから、私がここでこれは確実だと申上げることはできないと思ひます。

○小林政夫君 まあ確実に、こゝで必ずといふ受け合ひはできない、こういうことです。まあそういうふうに全力を挙げて努力する、こういうことですね。

○政府委員(愛知揆一君) これが、らまたます以て努力するといふことは勿論申上げるまでもありませんが、二、三日前にも当委員会で中山開発銀行理事をお招きになつて、私も聞いておりましたが、その中に当つた人といつてしまつては、私ども政府側がかねて報告を受けておりますと同様か、或いはそれ以上に非常に詳細に中山君が報告され

たように聞いております。で、私どもとしてはまあいう交渉の折衝に当つた人たちの印象を通じて我々の見通しを立てておるわけでござりますから、ああいうふうな接觸に当りました人たちの話なり、御報告なりを聞きまして、これを聞いた人々によつては消極的に解する人もありましょうし、積極的に解する人もありましょうし、我々としては更にアメリカに残つて、或いは新たに派遣されてその交渉に当つておる人たちに対しては、更に一層の努力をするよう隨時督促し、訓令をしておるところで、交渉事でありますから、その程度で御了承願いたいと

政策をとられておる。特に巨大なる企業家を中心としての特權階級擁護の法案であります。が故に、一応疑義を持つたのです。併し何と言ひましても日本の民族資本は弱いのでござりますから、そういう点で一応考えられる、開発をしなければいかんという趣旨においては一応賛成しておるのでござります。それにしても、余りに大きな産業にのみこの資金の融通分布が行われておるのでありますて、これを中小事業のほうに相当量流すといふことができないでしようか。例えば電力の総合開発、これは絶対性の至上命令でござりますから、日本のような資源の少いところにおきましては、電源開発はこれは絶対的だと思つています。併しほかに並べられたところの資料の中を見まするとですと、例えば織維工業、それから化学工業、木材工業、電気業、ガス業、建設業、農林業、水産業、運輸業等がきめられているのですが、この中には分析をしてみると、大体農林関係の方面の額が少いのです。ところがこの数字だけ見ると、農林資金の関係人は多いが、併し実際この借り入れた業者の実際個々に当りますと、借入の比率分配の關係から見ると、非常に

○政府委員(愛知接一)
農林方面へ善処してみようとうよ
うな気持があらわれるかどうか、そ
ういう点について一つお聞きしておきた
いと思います。

金融の問題につきましては、もう全く
御尤もでござります。私どもも何とか
してもつといふ手はないかといふこと
を前々から検討いたしておるよくなわ
けでありますて、一連のいろ／＼の法
案なり、或いは政策なりを出しておる
つもりではございますが、まだ／＼不
十分であるということは自覚しておる
わけでございます。例えば国庫預託金
の問題などにいたしましても、我々と
しては、例えば普通銀行などが日本銀
行からの貸出が受けられる状況にある
以上は、もつと中小の庶民金融機関の
ほうに重点を置くべきであるといふよ
うなことも考えておるようなわけであ
ります。そして只今野溝さんの後段
に言われましたことにつきましては、
私もちよつとその本当の御趣旨が汲み
取れなかつたかも知れないと存ります
が、例えば大規模の電源開発その他に
ついては外資が導入されるといふよう
なことであるならば、反射的に国内で
調達し得るような資金は、より多く中
小企業に廻すべきではないか、こうい
うようなことも含んでおるかと思うの
であります。が、そういう立場につきまして
は、幸いにして今度外資の導入が現在
見通されておるよりもつと多くを期
待できるということになれば、当然そ
ういう方向に、中小企業の国内資金の調
達といふ方向に重点を置いて参りたい
と思つております。

関係等に對しては、外資を導入される場合におきましては、特に市中銀行から来るか来ないかということは、これは勿論皆さんに御配慮願わなければなりませんが、取りあえずどういふ形においてもよろしくございますから、一つこの中小企業の方面に、或いは農林業者の方面に、是非この開発資金が量的比率よく廻るように一つ御配慮願いたい。この点は特に委員長報告の中に強く私は織り込んでもらいたい。

最後に一点お伺いしておきたいのですが、今も愛知政務次官からもお話をあつたのですが、実際、日本の銀行業者といふものは、私は失礼な話でござりますが、成り上がりと言つては失礼でございますが、戦後の育成で利益した金融機関で、再出発のよくな形でございまますから、その運営の仕方にもいろいろと困難な点もありましよう、併し実際問題において、私はさくばらんに言えど、不都合だと思つております。まあ昨日、一昨日の新聞にも、一万田君が通貨の発行額が四千七百四十一億ですか、それから五月までの貸出高が二千九百億です。どうも市中銀行がオーバー・ローンをすることを戒ましめてはいる、一体どこへオーバー・ローンをしておるか知らんが、我々庶民は貸借したことがない。担保がなければいいから、何がなければいいから、それはまあ一つの条件でですかくわかりますが、そんな確実な担保があるなら、オーバー・ローンがなく回収ができるはずなのに、現実はどううか。国民金融公庫のような有難い金

金融機関なら、私どもは全く政府様々に
考えるのですが、市中銀行なんといつも
ののやり方は、さつくばらんに申せば、
全く度しがたきものと私は思つてゐる。
銀行局長は就任以来一年ばかりでござ
いますから、愛知さんも銀行局長をやつ
ておつたのだから、前々からのことですが、
ざいますから、ひとり銀行局長を責める
のもどうかと思ひますが、とにかく預
金をする。預金をすると、今度はそれ
を引出し、ところが今度は借りに行
く。借りに行くといふと今度は五分利
積みと言つて、それだけ積まなければ
貸出さない、即ち差引くのです。そのあ
とを貸す。それから五分利積みをちょ
うと置いておくとなると、その金
を他人に融資するのほか、利子は誰が
儲けるかとくらゐる儲けをしてゐる。
今日全国至る所へ行つても、どんな町
へ行つても、村へ行つても、目抜きの
場所へ建物ができたと言えば、みんな
銀行の支店です。どうですか、この東
京のど真中へ最近地方あたりの銀行の
支店がどん／＼できてる。どこかで
儲けておるに違ひない。これは儲ける
のはそれはないといつてしましても、こ
ういう金融機関も国民の資金を二千九
百億も貸し出をしておつて、そしてそ
れがどこへ流れておるかというと、実
際大衆のためになつておらない。いわ
れましたから、私はこれ以上言ひませ
ん。こういふことを言つておりますが
故に、この中小企業は金融の途に絶

えまして、特に今のところ、インフレとデフレとが相交錯しておるような状態で、兵器産業のよくな關係のもの、特需關係のものは大体は金融の途もつて、併し一般の平和産業、特に中小企業などはもういかん。そこで今問題になつたような、高金利ではあるけれども、相互金融業あたりから借りなければいかん。私なども借りたそのうちの一人のメンバーです。実際はしょがない、貸してくれないから……。だから少し高いと思つても、生きがためには仕方ないです。あとはどうあろうと、その場だけは一つ抜けなければならぬといふようなことになりますが、なにがかようくせしめたかといふことについて、一つこの際、答弁は要りません、是非一つ普通の政務次官と違つて、特に事務当局出身の政務次官であり、特に明敏なる両局長がおられるのでござりますから、金融界と庶民生活の実態の点十分検討の上、善導方一つ十分御配意を願いたいと存じます。これで私は……。御答弁は要りません。

○委員長(大矢半次郎君) 他に御異議ないものと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のあるかたは賛否を明らかにしてお述べを願います。

○野瀬勝君 簡単に見解を述べます。本法案は電源開発その他日本における総合開発等々を目指して国際開発銀行為より外資を導入せんとする法律案の内容であります。この点は戦後における日本の弱小経済の下におきましては、一国経済として成り立たないのでござりますので、私どもはこの点は十分諒恕するものであります。ただこの国際開発銀行からの外資受入れの体制でござりますが、これがややともすると兵器生産の事業に誘導されるようなことがありますから、といふ点を一部では察しておる人もあります。そういう点におきまして、私どもは十分警戒もし、又検討をして参つたのでございますが、政府の答弁によつて明らかにされたのでござりますので、この点は我が党の疑義といふものが一応払拭されることができたと思ひます。特にこの際希望しておきたいことは、この間発資金の受入れに当りまして、農林業並びに中小企業、まあ事業といいましては無理じやないかといふ意見もあつたのでござりますが、併しこれはその内容を変えることができないことはなか

いんでございまして、そういう点について本日政府当局との間に質疑をかわしましたところ、そういう点におきましても十分努力するといふ点がここに明確になりましたので、この点私といいたしましても法案の趣旨を了承して、ここに賛意を表するものであります。

○小林政夫君 私もかねてより開銀或いは輸出入銀行等が外資の借入れがでるべきるという規定を創設したときから政府保証が必要であるなどいうことを主張しておつたわけでありまして、私の主張を裏付ける法案でありますので、賛成をいたします。特に当面の問題はこの電源開発資金の導入であります。が、目下の情勢から言つて、外貨ボジションから言つて、強いて昔の電力債等を外国に持つてもらつたような事情とは違ひ、外貨ボジションをよくするため、当面外資導入ということは必要ではないか。併し将来の外貨ボジションといふことを考えて、その途を開いておくといふ意味においては結構なことであります。が、当面の問題としては安い金利の金が使えるといふことが一番意義がある。で、そうなつて来ると折角こういうふうにいろいろ国が犠牲を払つて外資を導入し、安い金利の金が使えるような状態になつたが、併しその金によつて電源開発をし、電力ができた、併し電力料金は下らないといふようなことでは困るので、この安い金利の金が使えるだけに見合程度の電力料金の値下げということについては、政府は一段と監督上努力をされようにお願いし、曾つての入場税は下げたけれども、一向に入場料は下らないといふような結果にならないよう

○委員長（大矢半次郎君） 他に御発言もないようあります。が、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大矢半次郎君） 御異議ないものと認めます。

それではこれより採決に入ります。

国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（大矢半次郎君） 全会一致であります。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本会議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第百四条により、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨は慣例によりまして委員長一任ということにあらかじめ御承認を願うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大矢半次郎君） 御異議ないものと認めます。

それから本院規則第七十二条により、委員長が議院に提出する報告書に附する多数意見者の御署名を願います。

に、十分な監督をお願いしたいと思ひます。
○委員長（大矢半次郎君） 他に御発言もないようありますが、討論は終局したものと認めて御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○委員長（大矢半次郎君） 御異議ないものと認めます。
それではこれより採決に入ります。
国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願います。

長(大矢半次郎君) 他に御発言
よりであります。が、討論は終局
と認めて御異議ありません
異議なし」と呼ぶ者あり
長(大矢半次郎君) 御異議ない
認めます。
ではこれより採決に入ります。
復興開発銀行等からの外資の受
ける特別措置に関する法律案を
り可決することに賛成のかたの
頗ります。
成者挙手)

○委員長(大矢半次郎君) 本日はこれを以て散会いたします。

午後五時三十七分散会

六月二十六日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、資産再評価法の一部を改正する法律案

一、産業投資特別会計法案

資産再評価法の一部を改正する法律案

を負担してこれらの施設を利用する権利をいう。以下同じ。及び電気ガス供給施設利用権(電気事業者又はガス事業者に対して電気又はガスの供給施設を設けるために要する費用を負担しその施設を利用して電気又はガスの供給を受ける権利をいう。

「以下同じ。」に改め、同条第九項中

「又は株式又は出資については株

金若しくは出資の払込又は現物出資の目的たる財産の給付」を削り、

「当該資産の取得後再評価日前にそ

の一部が滅失した場合においては、

その滅失した部分に対応する金額を控除した金額)をいう。」を「(相続、遺贈又は贈与に因り取得した資産に控除した金額)をい」と改め、同条第五号から第七号までを削り、

同条第八号中「産業設備営団法」を

「旧産業設備営団法」に、「昭和二十五年」を「昭和二十八年」に改め、同条第五号から第七号までを削り、

同条第八号中「産業設備営団法」を

「旧産業設備営団法」に、「昭和二十五年」を「昭和二十八年」に改め、同号

五年」を「昭和二十八年」に改め、同号

評価日」とは、その日現在において旧再評価を行つた日を、「旧再評価額」とは、改正前の法第四十一条から第四十三条までに規定する

旧再評価額につき改正前

の法第四章の規定により課した

又は課すべきであった税金をいう。

第三条各号列記以外の部分及び同

条第一号から第四号まで中「昭和二十五年」を「昭和二十八年」に改め、同条第

二第一項から第三項まで」を削り、

同条第四号中「賃貸指定施設」の下に

「(昭和二十五年一月一日において旧

工場、事業場等の管理に関する件

(昭和二十一年商工省令第一号)第一

条又は旧造船関係の工場、事業場等

の管理に関する件(昭和二十一年運

輸省令第三十二号)第一条の規定に

より指定されたいた施設(当該施設

に附隨する施設でその指定されてい

る資産についての再評価は、当該

資産についての基準日が左の各号

のいずれに該当するかに応じ、當

該各号に掲げる日現在において行

始する事業年度開始日のいすれ

か一日及び昭和二十九年中のい

か一日の日現在において行うことが

できる。但し、第三条各号に掲げ

る再評価は、昭和二十八年中に開

始する事業年度開始日のいすれか一日の日及び昭和二十九年中のいすれか一日の日現在において行うことができる。

第十三条 第六条第一項の規定によ

る再評価は、昭和二十八年中に開

始する事業年度開始日のいすれか一日の日現在において行うことができる。

第十三条 第六号を同条第五号とし、同

第七号を同条第六号とする。

第十三条规定による改定による

第二項を削り、同条第三項中「前二

項」を「前項」に改め、同項を同条第

二項とする。

第七条各号列記以外の部分中「、

第十三条规定による改定による

第二項を削り、同条第三項中「前二

項」を「前項」に改め、同項を同条第

二項とする。

第十三条 第六条第一項の規定によ

る再評価は、昭和二十八年中に開

始する事業年度開始日のいすれか一日の日現在において行うことができる。

第十三条 第六号を同条第五号とし、同

第七号を同条第六号とする。

第十三条 第六号を同条第五号とし、同

第七号を同条第六号とする。

第十三条 第六号を同条第五号とし、同

第七号を同条第六号とする。

第十三条 第六号を同条第五号とし、同

第七号を同条第六号とする。

第十三条规定による改定による

第二項を削り、同条第三項中「前二

項」を「前項」に改め、同項を同条第

二項とする。

第十三条 第六号を同条第五号とし、同

第七号を同条第六号とする。

額がこれらの規定の適用がないものとして計算した場合における法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される償却額の限度額(以下「普通償却範囲額」という。)の累計額をこえる場合は、当該資産の再評価額は、前三項の規定にかかるわらず、これらの規定により算出した金額からそのこえる金額を控除した金額をこえることができない。

第十八条第一項中「取得の時期」の下に並びに再評価の時期」を加え、「別表第三」を「別表第四又は別表第五」に改める。

第十九条第一項中「昭和二十四年十二月三十一日までの償却範囲額法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される当該資産についての償却額の限度額をいう。」を「再評価日前日までの普通償却範囲額」に、別表第二」を「別表第三」に改め、同表第二項中「十七倍」を「二十五倍」、「別表第四」を「別表第六」に改め第二十条第一項中「土地、」を「土地及び」に改め、「及び株式を割り、別表第二」を「別表第三」に改め、同表第二項中「十七倍」を「二十五倍」、「別表第四」を「別表第六」に改め。

第二十一条第一項中「別表第五」を別表第七」に改め、同条第二項中

「十五倍」を「四十倍」に、「別表第五」を、「別表第七」に改める。

第二十二条から第二十四条まで
次のように改める。

第二十五条第一項中「家屋及び

「二十五倍」に、「別表第四」を「別表

第六」に改める。

り算出される」を「基準日現在において再評価を行つたものとしてこれら

の規定を適用した場合における「に
致する。

第二十九条各号列記以外の部分

中「第九条第一項」を「第九条」に
改め、同条第四号中「法律」の下に「(昭

和二十二年法律第二百三十三号)」を加え、同条第五号中「法律」の下に「(昭

和二十三年法律第二百四十三号)」を
加え、同条第六号中「の規定」を「(招

和二十四年法律第二百八十二号の規定による。同条第二号中「産業設備

「同法第十七条」に改め、「舊産業設備當團法」に改められた。

め 同条第十四号中 該当するもの「並びに昭和二十五年四月一
の下に

日から昭和二十六年十二月三十一日

遺贈に因り取得したもの及び昭和二
十五年四月一日以後贈与又は被相続

人以外の者からの遺贈に因り取得したもの一覧を見る。

第三十一条第一項を削り、同条第

第六部 大藏委員會會議錄第九號

昭和二十八年六月三十日【參議院】

「一項中「再評価日」を「基準日」に改め、「帳簿価額の減額」の下に「(固
定資産の減価償却を除く。以下同
じ。)」を加え、「減価償却資産又は株
式」を「資産」に改め、同項を同条第一
項とし、同条第三項中「前二項」を「前
項」に改め、同項を同条第一項とし、同
条第四項を削る。

第三十五条第一項中「基準日」を
「再評価日」に改める。

第三十五条の二を削る。

第三十六条第一項中「第十三条の二第二
項、第十三条の三、第十四条第一項
又は第十四条の二」を「又は第十四条
第一項若しくは第三項」に改め、「第十一
五条又は」及び「〔第十六条の二第二
項において準用する場合を含む。〕」
を削り、「第九条第一項」を「第九条」
に改める。

第三十七条第一項中「から第四十
三条まで」を「又は第四十二条」に改
め、同条第二項中「又は贈与」を「贈
与又は遺贈」に、「第九条第一項」を
「第九条」に、「十万円」を「十五万円」
に改め、同条第三項を削る。

第三十九条を次のように改める。
(公益法人等に対する課税の特例)
第三十九条 左の各号に掲げる法人
が、その有する収益事業(法人税
法第五条第三項の収益事業)をい
う。以下同じ。に属する資産以外
の資産について再評価を行つた場
合においては、当該再評価に係る
再評価差額については、再評価税
を課さない。

二 単位の規定により設立した法人、
社会福祉法人、宗教法人並びに
学校法人及び私立学校法（昭和
二十四年法律第二百七十号）第
六十四条第四項の規定により設
立した法人

二 単位の弁護士会及び日本弁護士連合
会並びに弁理士会

三 法人たる労働組合及び国家公
務員法（昭和二十一年法律第百
二十号）又は地方公務員法（昭和
二十五年法律第二百六十一号）
に基く法人たる国家公務員又は
地方公務員の団体

四 漁船保険組合、漁船保険中央
会、農業共済組合及び同連合會
会、農業共済基金、國家公務員
共済組合及び同連合會並びに町村
職員恩給組合連合會

五 住宅組合、海外移住組合及び
同連合會並びに負債整理組合

六 損害保険料率算出団体及び家
畜登録協会

七 鉛害復旧事業団

当該資産の同日の直前ににおける帳簿価額(旧再評価を行つた資産について、再評価額を譲さない)と算出した旧再評価の限度額から、たる金額に達するまでの金額について、再評価益を譲さない。

第四十条の見出し中「株式以外の」を削り、同条第一項中「(株式を除く。)」を削り、同条第二項中「(第六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行つた資産について第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により再び再評価を行つた場合においては、当該金額のうち既にこの項の規定の適用を受け、第六条第一項又は第十四条第一項の規定による再評価の再評価日の直前ににおける当該資産の帳簿価額に加算された金額を控除した金額)」を「既に再評価又は旧再評価を行つた資産について再評価を行つた場合において、当該金額のうち既にこの項又は改正前の法第四十条第二項の規定の適用を受け、再評価日又は旧再評価日の直前ににおける当該資産の帳簿価額に加算された金額があるときは、当該加算された金額の合計額を控除した金額」に改め、同条第四項を次のように改める。

産について第一項又は改正法前の第四十条第一項の規定により計算した金額から控除された金額があるときは、当該資産について企業再建整備法に規定する特別損失の計算上同法第三条第一号に掲げる金額として計上した金額から当該控除された金額の合計額を控除した金額を、同号に掲げる金額として計上した金額みなして、前項の規定を適用する。

第四十一条を次のように改める。

評価の再評価日又は旧再評価の旧再評価日以後再評価日までの期間に応じて所得税法による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額を当該資産の再評価額から控除した金額とする。

第四十一條第三項を削除
同条第一項を削除

第四十二条の見

の」を削り、同条第一項各号列記以外の部分中「再評価差額は」の下に「第二項の規定に該当する場合を除く外」を加え、同項第一号中「財産税評価額」の下に「から財産税調査時期後再評価日までの期間に応じて所 得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額」を加え、同項第二号中「取得価額」の下に「からその取得の日以後再評価日までの期間に応じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額の累計額を控除した金額」を加え、同条第二項を次のよう改める。

2 個人が既に再評価又は旧再評価を行つた資産について再評価を行つた場合における当該資産についての再評価差額は、既に行つた再評価額からその最後に行つた再

該家屋の価額との合計額)を控除した金額(以下「減価額」)を「償却額又は減価の価額を控除した金額」に改め、同項但書中「第十条の五」に、「減価額」を「償却額又は減価の価額」とし、同項を同条第三項とし、同条第六項を次のように改める。

「減価」の下に「第九条の規定により再評価が行われたものとみなされた資産については、同項中「所得の計算上必要な経費に算入される償却額」とあるのを「減価の価額」と読み替える場合における同項各号に掲げる金額に該当する。以下この項において同じ。)を控除した金額」を加え、「第十一条の六」「第十一条の五」に、「基準日から」を

一 第二十六条に規定する再評価額から基準日以後当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に応じて大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額（当該金額が当該家屋（当該家屋について基準日後改良又は増築が行われたときは、その改良又は増築の部分を除く）の譲渡価額又は贈与若しくは遺贈があつた時ににおける価額をこえるときは、その価額に相当する金額）

二 既に行つた再評価又は旧再評価のうち最後に行つたものに係る再評価額又は旧再評価額から当該再評価の再評価日又は当該再評価の旧再評価日から当該家屋について譲渡、贈与又は遺贈があつた日までの期間に応じて大蔵省令で定めるところにより計算した償却額を控除した金額

第四十二条第六項中「第四項但書又は前項但書」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とする。
第四十三条を次のとよろに改める。

第二項」を「前項」に、「限度額及び
を「限度額(第十七条第一項但書に相
定する資産について再評価を行つた
場合において、当該資産の再評価額
が同項本文の規定により計算した限
度額以下であるときは、当該資産に
いては、当該限度額)並びに「並び
に再評価を行わなかつた有形減価償
却資産及び土地について第十七条、第
十九条又は第二十一条に規定する再
評価の限度額に相当する金額及び
の金額の算出に関し必要な事項を、
これら資産の所在する市町村(都
の特別区の存する区域にあつては特
別区、地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)第一百五十五条第二項
の市にあつてはその市の区。以下同
じ)ごとに別紙に記載した明細書及
びその写」を「記載した明細書」に
改め、同項を同条第一項とし、同条
第五項中「又は第二項」を削り、「前
四項」を「前二項」に改め、同項を同
条第三項とし、同条第六項中「第一
十四条」を「第十三条」に改め、同項
を同条第四項とし、同条第七項及び
同条第八項を削る。

第四十五条の二を削る。

第四十六条第一項中「昭和二十五
年八月三十一日」を「その再評価日の
日」に、「同年五月一日」を「昭和二十
八年七月一日」に、「資産についての
基準日が同年七月一日以後である場合
においては、その基準日」を「第三
条各号に掲げる資産については、そ

を割り、同条第四項中「第一項又は
第二項」を「前項」に、「限度額及び
を「限度額(第十七条第一項但書に相
定する資産について再評価を行つた
場合において、当該資産の再評価額が
が同項本文の規定により計算した限
度額以下であるときは、当該資産につ
いては、当該限度額)並びに「並びに
に再評価を行わなかつた有形減価償
却資産及び土地について第十七条、第
十九条又は第二十一条に規定する再
評価の限度額に相当する金額及び
の金額の算出に關し必要な事項を、
これらの資産の所在する市町村(都
の特別区の存する区域にあつては特
別区、地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)第一百五十五条第二項
の市にあつてはその市の区。以下同
第五項中「又は第二項」を割り、「前
四項」を「前二項」に改め、同項を同
改め、同項を同条第二項とし、同条
第三項とし、同条第六項中「第一
十四条」を「第十三条」に改め、同項
第三項とし、同条第七項及び
を同条第四項とし、同条第七項及び
同条第八項を割る。

の再評価日」に、「二月末日」を「三月十五日」に改め、同条第二項中「再評価を行つた資産をその事業の用に供した日」を「再評価日」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同条第三項中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十日」に改め、同条第四項中「第四十五条第四項」を「第四十五条第二項」に改め、同項但書を削り、同条第七項を削る。

第四十一条第一項中「第六項」を削る。
第五十条第一項中「第十三条の二第一項」を「第九条」に、「二月一日から同日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第四項」を「第二項」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項として、同条第四項を同条第三項とする。
第四十八条第一項中「若しくは第六十五条の二」及び「若しくは第四十六条の二」を削る。

項、第十三条の三、第十四条第一項、第十四条の二、第十六条又は第十六条の二第一項」を「第十四条第一項若しくは第三項又は第十六条第一項に、「から第四十六条の二まで」を「又は第四十六条」に改める。

第五十一条第一項各号列記以外の部分中「再評価額のうちそれぞれ左の各号に掲げる金額の」を削り、「三年」を「五年」に、「(第四十五条第

三項（同条第五項において準ずる場合を含む。以下同じ。）の規定の適用を受ける法人の再評価日を含む事業年度分については、昭和二十五年七月三十日まで）に」を「に、各事業年度の月数に応じ政令で定めるところにより均分して」に改め、同項第1号から第五号まで削り、同条第1項を次のように改める。

2 第六条第一項又は第十四条第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行つた場合における再評価税の納付については、その再評価日の異なることに、各別に前項の規定を適用する。

第五十二条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第二十四条」を「第十三条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「法人の事業年度が六月に満たない場合及び」を削り、同項を同条第五項とする。

第五十二条第一項本文中「再評価税」を「再評価（旧再評価を含む。以下この条において同じ。）」を「再評価（旧再評価税を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同項但書を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の法人が再評価日（旧再評価日を含む。以下この条において同じ。）以後五年を経過した日の前日を含む事業年度終了の日までに当該資産を譲渡し、又は贈与しなかつた場合においては、当該法人は、同項の規定にかかわらず、当

る場合を含む。)の規定による申告書の提出期限が昭和二十七年以後である場合においては、その提出期限の属する年)」を「その再評価日の属する年の翌年」に、「一月一日から同月末日まで」を「一月十六日から三月十五日まで」(当該資産について第四十六条の規定により提出すべき申告書の提出期限が再評価日の属する年の翌年三月十五日後である場合においては、当該提出期限の属する年にについては、当該申告書の提出期限まで。以下第五十八条第一項、第二項及び第六項において同じ。)に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第八条第一項の規定により減価償却資産について二回以上再評価を行つた場合における再評価額の納付については、その再評価日の異なることに、各別に前項の規定を適用する。

第五十二条第三項各号列記以外の部分中「前二項に」を「第一項に」に、「これらの規定」を「同項の規定」に、「前二項の」を「同項の」に改め、同項第一号中「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、同項第二号中「昭和二十五年八月三十一日」を「昭和二十八年十月三十一日」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「(第四十六条の二第三項において準用する場合を含む。)以下この条において同じ。」を削り、「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とする。

項」を「第九条」に、「第四项」を「第三项」に改め、同条第二项中「第四项」を「第三项」に改める。第五十五条第二项中「若しくは第
二项」を削り、「第四项」を「第三项」に改め、同条第三项を削る。
第五十六条第一项中「(第四十五条
第三项の規定の適用を受ける法人の
再評価日を含む事業年度終了の日か
ら二月を経過した日の前日が昭和二
十五年七月三十一日前であるとき
は、当該事業年度分については、同日
まで。以下この条において同じ。」を改
割り、「百分の三十五」を「百分の
四十二」(第三十九条第一项各号及び
法人税法第九条第六项に掲げる法人
については、百分の三十五)に改め、
同条第三项及び第四项を次のように
改める。
3 第一项の法人が第五十一条第二
项の規定により各事業年度終了の
日から二月以内に再評価税を納付す
るべき場合において、当該期限内に
に改正前の法第五十二条第一项又
は同法第五十六条の規定により納
付すべき旧再評価税額があるとき
は、当該再評価税の税額と当該旧
再評価税額との合計額を第五十二
条第一项の規定により当該事業年
度終了の日から二月以内に納付す
べき再評価税額の合計額とみな
て前二项及び第六项の規定を適用
する。

三十一日を含む事業年度である場合においては、適用しない。

第五十六条第六項中「再評価税の」を「再評価税(旧再評価税を含む。)」に、「再評価税額に」を「再評価税額(旧再評価税額を含む。)」に改め、以下第七項において同じ。」に改め、同条第八項中「第二十四条」を「第十三条」に改め、「第二項及び第四項」を削る。

第五十七条第二項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第四項中「基準日」の下に「(当該法人が旧再評価を行つた法人であるときは、昭和二十五年一月一日)」を、「最初の再評価日」の下に「(とし、当該法人が旧再評価を行つた法人であるときは、旧再評価日(旧再評価日が二以上あるときは、最初の旧再評価日)とす。)」を加え、同条第五項中「第二十四条」を「第十三条」に改める。

第五十八条第一項中「又は第二項」を削り、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に改め、同条第二項中「又は第二項」を削り、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、「これらの規定」を「同項の規定」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 第一項の個人が第五十三条第一項の規定により毎年二月十六日から三月十五日までに再評価税を納付すべき場合において、その年二月一日から同月末日までに改正前の法第五十三条第一項若しくは第二項又は同法第五十八条の規定に

より納付すべき旧再評価税額があるときは、当該再評価税の税額と
当該旧再評価税額との合計額を第
五十三条第一項の規定によりその
年二月十六日から三月十五日まで
に納付すべき再評価税額の合計額
とみなして前二項及び第六項の規
定を適用する。

第六十一条中「又は第五十二条の規定により納付すべき再評価税」を「若しくは第五十二条又は改正前の法第五十二条若しくは第五十二条の規定により納付すべき再評価税又は旧再評価税」に改め、「第五十六条の下に「又は改正前の法第五十六条を加え、第五十二条又は第五十二条の規定にかかるらず」を「これらの規定にかかるらず」として、「再評価税」

第七十三条第二項中「第十三条の二第一項、第十三条の三、第十四条の第一項、第十四条の二、第十六条又は第十六条の二第一項」を「第十四条第一項若しくは第三項又は第十六条」に改め、同条第三項中「第九条第一項」を「第九条」に改める。

ていいない事実に基く税額として
で定めるところにより計算した
を控除した税額。以下この項に
て「追徴税額等」とふう。)を、
する。」の下に「この場合において
当該追徴税額等に百分の五の割
乗じて計算した金額に相当する
申告加算税額を追徴しない。」
え、同様第二項中「追徴税額」の

下に「(当該資産について再評価を二回行つたときは、二回目の再評価額)」を、「再評価税額」の下に「(改正前の法第五十三条规定によつて納付すべき当該資産についての旧再評価税額を含む。以下第一項において同じ。)」を加え、「再評価税(旧再評価税を含む。)」を改める。

4
第一項及び第二項の規定は、その年が昭和三十六年である場合においては、適用しない。
第五十八条第六項中「再評価税の」を「再評価税額（旧再評価税を含む。）」に、「二月一日から同月末日」を「二月十六日から三月十五日」に、「第五十三条第一項又は第二項」を「第五十三条第一項」に、「再評価税額に」を「再評価税額（旧再評価税額を含む。以下第七項において同じ。）」に改める。

〔第六十一条第一項中「第四項」を「第三項」に改め、「第五十二条第一項」の下に「同条第二項但書」を、「再評価」の下に「(旧再評価を含む)」を加え、「第十五条の規定により再評価を行つたものとみなされ
株式を含む」を削る。

(旧再評価額を含む)以下第一号及び第三号を除きこの条において同じ」とを加え、同項第一号中「第四項」を「第三項」に、「から第三項まで」を「若しくは第三項」に改め、同条第四項中「百円」を「三百円」に改める。

くことが明らかであるときは、当該
隠ぺい又は仮装されていない事実に基く税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）を加え、同条第三項中「増加した再評価税額」の下に「（これらの税額の計算の基礎となるべき事実で隠ぺい又は仮装され

評価税を含む、以下この条において「同じ。」の「に改め、「再評価税額」の下に「旧再評価税額及び」を加え「含む。」を「含む。以下第二項において同じ。」に改め、同条第一項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、「第六十条」を削り、同項を同条第二項とし、同条第四項中「又は第二

第五十九条第二項中「基準日」の下に「(当該個人が旧再評価を行つた者であるときは、昭和二十五年一月一日)」を、「最初の再評価日」の下に「と」、当該個人が旧再評価を行つた者であるときは、旧再評価日(旧再評価日が二以上あるときは、最初の旧再評価日)とする。」を加える。

り、「再評価税を」を「再評価税(旧再評価税を含む)を」に改める。
第六十五条各号列記以外の部分中「第一号中」から第四十六条の二までを、「第四十六条」に改める。

第七十九条第一項中「第四項」を
「第三項」に、「第五十二条第一項」を
「第五十一条」に、「再評価税の」を「再
評価税（旧再評価税を含む。）」に、
「再評価税額が過大である場合」を
「再評価税額（旧再評価税額を含む。）
以下この項において同じ。が過大で

ていなないものに基くことが明らかであるときは、当該隱べい又は仮装されていない事實に基く税額として政令で定めるところにより計算した命令を控除した税額」を加える。

項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項」を「第二項」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を削る。

第六十条 再評価税を納付すべき法
人又は個人は、第五十一条から第五十三条まで又は第五十五条第二項に規定する納期の到来前においても、大蔵省令で定めるところにより、再評価税額の全部又は一部の線上納付をすることができる。

第七十一条第三項中「第二十四条」を「第十三条」に改める。

いなものに基くことが明らかであるときは、当該脛ペイ又は仮装され

第八十五条 削除

同条第二項中「から第五項まで」を
「若しくは第四項」に改める。

第八十九条中「第八十五条第四項」を削り、「免除される再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含む)」を加える。

第九十五条第三項中「二年」を四年に改める。

五条の二「」を削り、同条第一項中「有限会社法」(昭和十三年法律第七十四号)第四十六条第一項及び「保険業法」(昭和十四年法律第四十一号)第六十一条を「他の法律」に改める。

第九十八条第一項中「有限会社法」第十四条第一項及び「保険業法」第六十七条を「これらの規定を他の法律に改める。」

式については、第四十一条第一項に規定する再評価日の直前における帳簿価額を割り、同条第三項中「第六条第一項又は第十四条第一項の規定により再評価を行つた資産について第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定により再び再評価を既に前項の下に「又は改正前の法第百条第二項」を、「当該金額」の下に「の合計額」を加える。

第百二条中「再評価を」を「再評価又は旧再評価を」に、「当該再評価を」を「当該再評価又は旧再評価」に改め、「再評価額の下に「又は旧再評価額」を「前条」の下に「又は改評価差額」を「前条」の下に「又は改評価税」を含む。以下第百九条を除きこの章及び第十二章において同正前の法第二百一一条」を加える。

第三項中「再評価税」の下に「(旧再評価税)を加える。

第一百四条の見出し「中「株式以外の」を削り、同条第一項中「法人が再評価額」の下に「(旧再評価を含む。以下「価」)を加え、「資産を含む。以下この条において同じ。」で株式以外のもの「を資産を含み、株式及び出資を除く。以下この条において同じ。」に、「再評価日から昭和三十年十一月三十一日を「再評価日(旧再評価日を含む。以下第百九条を除き)」から第十二章において同じ」と「二回」を「一回」に、「再評価日から昭和三十六年十二月三十一日」に改め、同条第一項中「で株式以外のものを削り、「昭和三十年十一月三十七年六月三十日。以下第二項において同じ」と「二回」に「一回」に改め、同条第三号本文中「再評価税額」の下に「(旧再評価税額を含む。以下この章において同じ。)」を加える。
第一百九条第一項中「四分の三」を「十分の九」に改め、「(当該法人がその納付すべき再評価税を完納したとみなす。以下「前五項」)を削り、同条第二項中「前項」を「前五項」に改め、同項を同条第六項に移し、同条第三項中「第一項」を「第一項」に改める。

項から第五項までに改め、同項を同条第七項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2 旧再評価を行つた法人で再評価を行わないものが旧再評価税を完納したときは、当該法人は、前項の規定にかかわらず、再評価積立金の全額を資本に組み入れることができる。

3 旧再評価及び再評価を行つた法人で旧再評価税及び再評価税を完納したものは、第一項の規定にかかるわらず、再評価積立金のうち旧再評価差額に係る部分の金額から旧再評価税額に相当する金額を控除した金額の十分の一に相当する金額を第一項に規定する限度額に加算した金額の範囲内において、再評価積立金を資本に組み入れることができる。

4 前項に規定する法人は、昭和三十二年一月一日以後においては、第一項及び前項の規定にかかるわらず、再評価積立金の全額を資本に組み入れることができる。

5 旧再評価を行わなかつた法人で再評価を行つたものが再評価税を完納したときは、当該法人は、昭和三十二年一月一日以後においては、第一項の規定にかかるわらず、再評価積立金の金額を資本に組み入れることができる。

額」の下に「若しくは旧再評価差額」を加え、同条第二項中「第六十九条」の下に「又は改正前の法第六十九条」を加え、「第八十五条第四項」を「改正前の法第八十四条第二項」に改め、「又は第一百五条」を削る。

第一百十条の二の見出し中「及び評価」を削り、同条第一項中「又は第一百五条第三項」を削り、同条第二項を削る。

第一百十一条第一項中「再評価額」の下に「(旧再評価額)を含む。以下第百十五条において同じ。」を加え、同条第二項中「又は第一百五条第三項」を削り、同条第三項を削る。

第一百十二条第一項中「第十三条の二第一項又は第十四条の二の規定による再評価」を「旧再評価」に、「第十四条の二」を「改正前の法第四十五条又は第四十五条の二」に、「四分の三」を「十分の九」に改める。

第一百十四条の見出し中「非課税法人及び外国法人」を「公益法人等」に改め、同条中「再評価を行つた法人で第三十九条の規定により再評価税を課せられないもの」を「第三十九条第一項各号に掲げる法人で収益事業に属しない資産についてのみ再評価を行つたもの」に改め、同条に次の一項を加える。

2 第三十九条第一項各号に掲げる法人がその有する収益事業に属する資産について再評価を行つた場合においては、この章の規定のうち第九十七条、第九十八条、第一百七一条から第一百四条まで、第一百七

条、第一百八条及び第一百十条の規定を当該資産に係る再評価についてのみ適用する。この場合において、第一百一条及び第一百七条中「損失」とあるのは「収益事業に係る損失」と、第四百四条中「再評価(旧再評価)を含む。以下第一百九条及び第二百四十四条第一項を除き」の章及び第十二章において同じ。」とあるのは「再評価」と、「再評価日(旧再評価日を含む。以下第一百九条を除き)」の寫及び第十二章において同じ。」とあるのは「再評価日」とする。

第一百十八条の見出し中「又は組入れ」を削り、同条第一項中「又は第一百五条」を削り、同条第二項を削る。

第一百二十二条第一項中「又は第六十七条」を「若しくは第六十七条又は改正前の法第六十五条若しくは第六十七条」に改め、同条第二項中「二回」を「一回以上」に改める。

第一百二十二条第一項第二号中「各号」を「第一項各号」に改め、同項第四号を削る。

第一百二十五条中「から第四十六条の二まで」を「又は第四十六条」に改める。

第一百二十六条第二号中「から第五条まで」を「又は第一百四条」に改める。

第一百二十七条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

24年	25年	26年	27年	28年	30年	32年	35年	36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年	耐用年数		取扱の時期	
																						明治33年以前	明治34年		
3.6	4.6	5.5	6.6	7.9	10	14	18	20	29	31	40	43	54	67	71	79	84	94	111	123	138	明治33年以前	明治34年	明治33年以前	
4.2	5.3	6.3	7.5	8.9	11	15	20	23	32	34	45	47	59	73	77	86	91	101	119	133	148	明治34年	明治35年	明治34年	
4.6	5.7	6.8	8.0	9.5	12	16	21	24	33	35	46	49	61	75	80	89	93	104	122	135	150	明治35年	明治36年	明治35年	
4.7	5.9	7.0	8.3	9.7	12	16	22	24	33	35	46	48	60	74	78	87	91	101	118	131	145	明治36年	明治37年	明治36年	
5.0	6.2	7.3	8.6	10	13	17	22	24	34	36	46	48	60	73	77	86	90	100	116	129	142	明治37年	明治38年	明治37年	
5.1	6.3	7.4	8.7	10	13	17	22	24	33	35	45	47	58	71	75	83	87	96	112	123	136	明治38年	明治39年	明治38年	
5.5	6.8	7.9	9.2	10	13	17	23	25	34	36	46	48	59	72	76	84	88	97	112	124	136	明治39年	明治40年	明治39年	
5.6	6.8	8.0	9.3	10	13	17	22	25	33	35	45	47	57	70	73	81	85	93	107	118	130	明治40年	明治41年	明治40年	
6.4	7.8	9.1	10	12	15	19	25	28	37	39	49	52	62	75	79	87	91	100	115	126	139	明治41年	昭和元年	明治41年	
7.4	9.0	10	12	13	17	22	28	31	41	43	54	57	69	82	86	95	99	109	125	137	150	明治42年	昭和元年	明治42年	
8.1	9.7	11	13	15	18	23	30	32	43	45	57	59	71	85	89	97	102	111	127	139	152	明治43年	昭和元年	明治43年	
8.6	10	11	13	15	19	24	31	33	44	46	57	60	72	85	89	98	102	111	127	138	151	明治44年	昭和元年	明治44年	
8.9	10	12	14	16	20	25	31	34	44	46	57	60	71	84	88	96	100	109	124	135	147	明治45年	昭和元年	明治45年	
9.8	11	13	15	17	21	26	33	36	46	48	60	63	74	88	91	99	104	113	128	139	151	大正2年	昭和元年	大正2年	
11	13	15	17	19	24	30	37	40	52	54	66	69	81	96	100	108	113	122	138	150	162	大正3年	昭和元年	大正3年	
12	14	16	18	21	26	32	39	42	54	56	69	72	84	99	103	111	116	125	141	153	165	大正4年	昭和元年	大正4年	
11	13	15	16	19	23	28	34	37	47	49	60	62	73	85	88	96	99	107	120	130	140	大正5年	昭和元年	大正5年	
9.8	11	13	14	16	20	24	29	31	40	41	50	52	61	70	73	79	82	88	99	106	115	124	大正6年	昭和元年	大正6年
8.3	9.7	10	12	13	16	19	24	25	32	33	49	42	48	56	58	62	65	70	78	84	90	98	大正7年	昭和元年	大正7年
7.4	8.6	9.7	10	12	14	17	21	22	28	29	34	36	41	48	49	53	55	59	66	70	75	79	大正8年	昭和元年	大正8年
7.4	8.6	9.6	10	11	14	17	20	21	27	28	33	34	39	45	47	50	52	55	62	66	71	79	大正9年	昭和元年	大正9年
10	12	13	15	16	20	23	28	30	37	38	45	47	53	61	68	67	70	75	82	88	94	98	大正10年	昭和元年	大正10年
12	13	15	16	18	22	26	30	33	40	41	48	50	57	65	67	72	74	79	87	93	99	104	大正11年	昭和元年	大正11年
13	14	16	18	19	23	27	32	34	41	43	50	52	59	67	69	73	76	81	89	94	100	109	大正12年	昭和元年	大正12年
13	15	17	19	20	24	28	33	35	42	44	51	53	59	67	69	74	76	81	88	94	100	109	大正13年	昭和元年	大正13年
15	17	19	21	23	27	31	36	38	46	47	55	57	64	72	74	78	81	86	93	99	105	115	大正14年	昭和元年	大正14年
19	21	23	26	28	32	38	44	46	55	57	65	67	75	84	87	92	95	100	109	115	122	132	大正15年	昭和元年	大正15年
22	25	27	29	32	37	43	49	52	61	63	73	75	83	93	95	101	103	109	118	125	132	大正16年	昭和元年	大正16年	
24	27	29	32	35	40	46	52	55	65	66	76	78	87	96	99	104	107	112	122	128	135	大正17年	昭和元年	大正17年	
27	31	33	36	39	44	50	57	60	71	72	82	84	93	103	106	111	114	120	129	136	143	大正18年	昭和元年	大正18年	
37	41	44	48	51	58	66	75	78	91	93	105	108	119	131	134	141	144	151	162	170	179	昭和5年	昭和5年	昭和5年	
48	53	57	61	66	75	84	95	99	114	117	131	134	147	162	165	173	177	185	196	206	217	昭和6年	昭和6年	昭和6年	
48	52	56	60	65	72	81	91	95	102	111	124	127	139	152	155	162	166	173	185	193	202	昭和7年	昭和7年	昭和7年	
46	50	54	57	61	68	76	85	89	101	103	114	117	127	138	141	147	150	157	167	174	181	昭和8年	昭和8年	昭和8年	
50	54	58	61	65	72	80	89	93	105	107	118	120	130	141	144	150	153	159	168	176	183	昭和9年	昭和9年	昭和9年	
53	58	61	65	69	76	84	93	96	108	110	121	124	133	144	146	152	155	161	170	177	183	昭和10年	昭和10年	昭和10年	
56	61	64	68	72	79	87	95	99	110	112	122	125	134	144	146	152	154	160	169	175	181	昭和11年	昭和11年	昭和11年	
51	56	58	61	64	70	77	84	88	96	97	106	108	115	123	125	130	132	136	143	148	153	昭和12年	昭和12年	昭和12年	
53	57	60	63	66	72	78	85	87	96	98	106	108	115	122	124	128	130	134	140	145	149	昭和13年	昭和13年	昭和13年	
57	59	62	65	70	76	82	84	92	94	101	114	115	117	120	122	126	131	135	139	144	150	昭和14年	昭和14年	昭和14年	
52	56	58	61	63	68	73	78	80	87	88	95	96	101	107	109	112	113	116	121	124	128	昭和15年	昭和15年	昭和15年	
54	57	59	62	64	68	73	78	80	86	87	94	94	99	104	106	108	110	112	117	120	123	昭和16年	昭和16年	昭和16年	
55	57	59	62	64	68	72	76	78	84	85	90	91	95	100	101	104	105	107	111	113	116	昭和17年	昭和17年	昭和17年	
55	59	61	63	65	69	72	76	78	83	84	89	90	93	97	98	101	102	104	107	109	112	昭和18年	昭和18年	昭和18年	
55	57	59	60	62	65	69	72	73	78	82	83	86	89	90	92	93	95	98	99	101	104	昭和19年	昭和19年	昭和19年	
49	51	52	54	55	58	60	63	64	71	71	74	74	76	77	78	79	80	82	84	85	85	昭和20年	昭和20年	昭和20年	
45	47	48	49	51	53	55	57	61	62	65	67	69	70	71	72	73	75	76	77	77	77	昭和21年	昭和21年	昭和21年	
42	44	45	46	47	49	51	54	57	58	60	60	62	64	65	66	66	68	69	70	71	71	昭和22年	昭和22年	昭和22年	
31	32	32	33	34	35	37	38	39	41	41	43	43	44	46	46	47	47	48	49	50	51	昭和23年	昭和23年	昭和23年	
18	19	19	20	20	21	22	23	23	24	24	24	25	25	26	27	27	27	28	28	29	29	30	昭和24年	昭和24年	昭和24年
13	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17	18	18	19												

別表第一 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価倍数表
(再評価日が昭和28年中である場合)

耐用年数 取得の時期	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	
明治 33年以前																							
明治 34年																							
明治 35年																							
明治 36年																							
明治 37年																							
明治 38年																							
明治 39年																							
明治 40年																							
明治 41年																							
明治 42年																							
明治 43年																							
明治 44年																							
明治 45年																							
大正 2年																							
大正 3年																							
大正 4年																							
大正 5年																							
大正 6年																							
大正 7年																							
大正 8年																							
大正 9年																							
大正 10年																							
大正 11年																							
大正 12年																							
大正 13年																							
大正 14年																							
大正 15年																							
昭和 2年																							
昭和 3年																							
昭和 4年																							
昭和 5年																							
昭和 6年																							
昭和 7年																							
昭和 8年																							
昭和 9年																							
昭和 10年																							
昭和 11年																							
昭和 12年																							
昭和 13年																							
昭和 14年																							
昭和 15年																							
昭和 16年																							
昭和 17年																							
昭和 18年																							
昭和 19年																							
昭和 20年	1月—3月	1.0	2.6	4.9	7.7	10	13	16	20	23	26	28	31	34	36	38	39	40	42	44	46	48	
	4月—6月	1.1	2.7	4.9	7.5	10	13	16	19	21	24	26	29	31	33	35	37	39	41	43	44		
	7月—9月	1.1	2.8	4.9	7.5	10	12	15	18	20	23	25	28	30	32	33	35	37	38	40	41		
	10月—12月	0.95	2.2	3.8	5.7	7.7	9.7	11	13	15	17	18	20	22	23	24	26	27	28	29	30		
昭和 21年	1月—2月	0.64	1.4	2.4	3.6	4.8	6.1	7.2	8.4	9.5	10	11	12	13	14	15	16	17	18				
	3月	0.48	1.0	1.8	2.6	3.5	4.4	5.2	6.0	6.8	7.6	8.2	8.9	9.5	10	10	11	12	12				
	4月—6月	0.39	0.88	1.4	2.1	2.7	3.4	4.0	4.7	5.3	5.8	6.3	6.8	7.3	7.7	8.1	8.5	8.8	9.2	9.5	9.8		
	7月—9月	0.38	0.82	1.3	1.9	2.5	3.1	3.6	4.2	4.7	5.2	5.6	6.0	6.4	6.8	7.1	7.5	7.7	8.0	8.3	8.6		
	10月—12月	0.38	0.80	1.2	1.8	2.3	2.8	3.3	3.8	4.2	4.7	5.0	5.4	5.8	6.1	6.4	6.6	6.9	7.1	7.4	7.6		
昭和 22年	1月—3月	0.12	0.40	0.81	1.2	1.7	2.2	2.7	3.2	3.6	4.0	4.4	4.7	5.1	5.4	5.6	5.9	6.2	6.4	6.6	6.8	7.0	
	4月—6月	0.11	0.34	0.67	1.0	1.4	1.8	2.2	2.5	2.8	3.1	3.4	3.7	3.9	4.2	4.4	4.5	4.7	4.9	5.1	5.2	5.4	
	7月—9月	0.07	0.22	0.41	0.63	0.85	1.0	1.2	1.4	1.6	1.8	1.9	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.6	2.7	2.8	2.9	3.0	
	10月—12月	0.06	0.18	0.34	0.51	0.68	0.84	1.0	1.1	1.2	1.3	1.5	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	2.0	2.0	2.1	2.2	2.2	
昭和 23年	1月—3月	0.07	0.19	0.35	0.51	0.68	0.84	0.98	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	1.9	2.0	2.1	2.1	
	4月—6月	0.08	0.21	0.38	0.54	0.71	0.86	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	
	7月—9月	0.06	0.14	0.24	0.34	0.44	0.54	0.62	0.69	0.76	0.82	0.88	0.93	0.98	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.2	
	10月—12月	0.06	0.14	0.23	0.32	0.41	0.49	0.56	0.62	0.68	0.73	0.78	0.83	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	1.0	
昭和 24年	1月—3月	0.07	0.16	0.24	0.33	0.41	0.49	0.55	0.61	0.67	0.72	0.76	0.80	0.84	0.87	0.90	0.93	0.96	0.98	1.0	1.0	1.0	
	4月—6月	0.08	0.17	0.26	0.35	0.43	0.50	0.57	0.62	0.67	0.72	0.76	0.81	0.86	0.89	0.92	0.94	0.96	0.98	0.98	0.98	0.98	
	7月—9月	0.09	0.18	0.28	0.36	0.44	0.51	0.57	0.63	0.68	0.72	0.76	0.79	0.82	0.85	0.88	0.90	0.92	0.95	0.96	0.96	0.96	
	10月—12月	0.11	0.21	0.31	0.39	0.47	0.54	0.60	0.65	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.87	0.90	0.91	0.93	0.95	0.97	0.97	0.98	
昭和 25年	1月—3月	0.13	0.23	0.38	0.42	0.49	0.56	0.61	0.66	0.70	0.74	0.78	0.81	0.84	0.86	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.97	0.98	
	4月—6月	0.15	0.27	0.37	0.45	0.53	0.60	0.65	0.69	0.74	0.77	0.81	0.85	0.88	0.90	0.92	0.94	0.96	0.97	0.98	0.98	0.98	
	7月—9月	0.17	0.28	0.37	0.45	0.52	0.58	0.63	0.67	0.71	0.74	0.77	0.79	0.81	0.83	0.85	0.87	0.88	0.90	0.91	0.92	0.92	
	10月—12月	0.19	0.29	0.38	0.45	0.52	0.57	0.61	0.64	0.68	0.70	0.73	0.76	0.78	0.80	0.81	0.82	0.84	0.85	0.86	0.87	0.87	
昭和 26年	1月—3月	0.21	0.31	0.39	0.46	0.51	0.56	0.60	0.63	0.65	0.68	0.70	0.71	0.73	0.74	0.76	0.77	0.78	0.79	0.80	0.81	0.81	
	4月—6月	0.18	0.26	0.36	0.44	0.50	0.56	0.60	0.63	0.66	0.69	0.71	0.73	0.75	0.76	0.77	0.78	0.79	0.80	0.81	0.82	0.83	
	7月—9月	0.17	0.31	0.42	0.50	0.56	0.61	0.65	0.68	0.70	0.73	0.74	0.76	0.78	0.80	0.81	0.82	0.83	0.84	0.85	0.86	0.86	
	10月—12月	0.23	0.38	0.48	0.56	0.61	0.66	0.69	0.72	0.74	0.76	0.78	0.80	0.81	0.83								

24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	32年	35年	36年	40年	41年	45年	46年	50年	55年	57年	60年	61年	65年	70年	75年	80年	耐用年数 取扱い時期
3.3	4.2	5.0	6.0	7.2	9.7	13	17	19	27	29	38	41	51	64	68	76	81	90	107	120	134	明治 33年以前	
3.8	4.8	5.7	6.8	8.2	10	14	19	21	30	32	42	45	56	70	74	83	87	98	115	129	144	明治 34年	
4.1	5.2	6.2	7.4	8.8	11	15	20	22	32	33	44	47	56	72	76	85	90	100	118	131	146	明治 35年	
4.3	5.4	6.4	7.6	9.0	11	15	20	23	31	33	44	46	57	71	75	83	88	98	114	127	143	明治 36年	
4.5	5.6	6.7	7.9	9.3	12	16	20	23	32	33	44	46	57	70	74	82	87	96	112	125	138	明治 37~年	
4.6	5.8	6.8	8.0	9.4	12	16	20	23	31	33	43	45	55	68	72	80	84	93	108	120	133	明治 38年	
4.9	6.1	7.2	8.5	9.9	12	16	21	24	32	34	44	46	56	68	73	80	85	93	109	120	132	明治 39年	
5.1	6.3	7.3	8.5	10	12	16	21	23	32	33	43	45	56	67	70	77	86	90	104	115	128	明治 40年	
5.8	7.1	8.3	9.7	11	14	18	23	26	36	37	47	49	60	72	76	84	88	97	111	123	135	明治 41年	
6.7	8.2	9.5	11	12	16	20	26	29	39	41	52	54	65	78	83	91	96	105	121	133	145	明治 42年	
7.3	8.9	10	11	13	17	22	28	30	40	42	54	56	68	82	85	94	98	107	128	135	148	明治 43年	
7.9	9.4	10	12	14	18	23	29	31	41	43	54	57	68	82	86	94	98	107	123	134	147	明治 44年	
8.1	9.8	11	12	14	18	22	29	32	41	43	54	57	68	81	84	92	96	105	120	131	142	昭和 45年	
8.9	10	12	14	16	20	25	31	34	44	46	57	59	71	84	88	96	100	109	124	134	146	大正 2年	
10	12	14	16	18	22	28	34	38	49	51	63	65	78	92	96	104	109	118	134	145	158	大正 3年	
11	13	15	17	19	24	29	36	40	51	53	65	68	80	95	99	107	111	121	137	148	160	大正 4年	
10	12	13	15	17	21	26	32	36	45	46	57	59	69	82	85	92	96	103	117	126	136	大正 5年	
8.9	10	11	13	15	18	22	27	29	37	39	47	49	58	67	70	76	79	85	96	103	111	123	大正 6年
7.5	8.8	9.9	11	12	15	18	22	24	30	31	38	40	46	54	56	60	62	67	75	81	87	93	大正 7年
6.7	7.9	8.8	9.9	11	13	16	19	21	26	27	35	34	39	46	47	51	53	57	63	73	83	93	大正 8年
6.8	7.8	8.8	9.8	11	13	15	19	20	25	26	31	32	37	45	48	50	54	60	64	69	79	89	大正 9年
9.7	11	12	13	15	18	22	26	28	35	36	43	44	51	59	61	65	67	72	80	86	92	100	大正 10年
10	12	13	15	17	20	24	28	30	37	39	46	48	55	62	65	69	71	76	84	90	96	104	大正 11年
11	13	15	16	18	21	25	30	32	39	40	48	49	58	64	66	71	73	78	86	91	97	105	大正 12年
12	14	15	17	19	22	26	31	35	40	41	48	50	57	64	66	71	73	78	85	91	97	105	大正 13年
14	16	17	19	21	25	29	34	36	43	45	52	54	61	69	71	76	78	83	90	96	102	112	大正 14年
17	19	21	23	26	30	35	41	43	52	53	62	64	72	81	83	88	91	97	105	112	118	大正 15年	
17	23	25	27	30	34	40	46	49	53	60	69	71	79	89	92	97	100	105	116	121	128	昭和 2年	
22	25	27	29	32	37	42	49	52	61	63	72	74	83	92	95	100	108	118	124	131	141	昭和 3年	
25	28	30	33	36	41	47	54	57	67	68	78	80	89	98	102	107	110	116	125	132	139	昭和 4年	
33	31	40	44	47	54	61	70	74	86	88	100	103	113	125	129	135	139	146	157	165	174	昭和 5年	
44	48	52	56	61	69	78	88	98	108	110	125	128	141	156	169	167	171	179	182	202	211	昭和 6年	
43	48	51	56	60	67	76	85	90	103	105	118	121	138	146	149	156	160	167	179	187	196	昭和 7年	
42	46	49	53	56	62	71	79	83	95	97	109	111	121	132	135	141	145	151	161	168	176	昭和 8年	
45	49	53	56	60	67	75	83	87	99	101	112	114	125	135	138	144	147	153	163	170	177	昭和 9年	
48	53	56	60	64	71	78	87	90	102	104	115	117	127	138	141	146	149	155	165	171	178	昭和 10年	
51	55	59	63	66	73	81	89	92	104	106	116	118	128	138	140	146	149	154	163	169	176	昭和 11年	
46	50	53	56	59	65	71	78	81	90	92	101	103	110	118	120	125	127	132	139	144	149	昭和 12年	
48	52	56	58	61	67	73	79	82	91	92	101	102	109	117	119	123	125	129	136	140	145	昭和 13年	
48	52	54	57	60	65	71	77	79	87	88	96	97	104	110	112	116	118	121	127	131	138	昭和 14年	
48	51	53	56	58	62	66	73	75	82	84	90	91	97	103	104	107	109	112	117	121	124	昭和 15年	
49	52	54	56	59	63	68	73	75	81	83	88	90	95	100	101	104	106	109	113	116	119	昭和 16年	
50	52	54	57	59	63	67	72	73	79	80	86	87	91	96	97	100	101	103	107	110	113	昭和 17年	
51	54	56	58	60	63	67	71	78	78	79	84	85	89	93	95	97	98	100	104	106	108	昭和 18年	
46	48	49	51	53	56	59	60	63	64	67	68	71	73	74	75	76	78	80	81	83	83	昭和 19年	
41	43	44	45	47	49	51	54	56	58	58	61	62	64	67	67	68	69	70	72	74	75	昭和 20年	
39	40	41	42	44	46	48	50	51	54	54	57	57	60	62	62	68	64	66	67	68	69	70	昭和 21年
29	30	30	31	33	34	36	36	38	39	41	41	42	44	44	45	45	46	47	48	49	50	昭和 22年	
16	17	18	18	19	20	21	21	23	23	24	24	25	26	26	26	27	27	28	28	29	29	昭和 23年	
11	12	12	13	13	13	14	15	15	16	16	17	17	17	18	18	18	19	19	20	20	20	昭和 24年	
9.1	9.4	9.7	9.9	10	10	11	11	11	12	12	13	13	13	14	14	14	14	14	15	15	15	昭和 25年	
7.9	8.2	8.4	8.6	8.9	9.2	9.6	10	10	10	10	11	11	11	12	12	12	12	12	13	13	13	昭和 26年	
7.0	7.3	7.4	7.6	7.8	8.1	8.4	8.8	8.9	9.2	9.4	9.8	9.9	10	10	10	10	10	10	11	11	11	11	昭和 27年
6.5	6.7	6.8	7.0	7.2	7.5	7.7	8.0	8.2	8.5	8.6	8.9	9.0	9.3	9.5	9.6	9.7	9.8	10	10	10	10	10	昭和 28年
6.0	5.1	5.2	5.3	5.5	5.7	5.9	6.1	6.2	6.5	6.5	6.8	6.8	7.0	7.2	7.2	7.4	7.4	7.5	7.7	7.8	7.9	昭和 29年	
2.7	2.8	2.9	3.0	3.1	3.2	3.4	3.4	3.6	3.6	3.6	3.7	3.7	3.8	3.8	3.8	4.0	4.0	4.1	4.1	4.2	4.3	昭和 30年	
2.1	2.1	2.2	2.2	2.3	2.4	2.5	2.5	2.6	2.6	2.7	2.8	2.8	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1	3.2	3.2	昭和 31年	
1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6	2.6	2.7	2.8	2.8	2.8	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.9	昭和 32年	
1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.2	2.3	2.4	2.4	2.5	2.6												

別表第二 有形減価償却資産及び非事業用家屋についての再評価倍数表
(再評価日が昭和29年以後である場合)

取得の時期	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年								
明治 38 年以前															0.12	0.18	0.27	0.36	0.47	1.1	1.4	2.1	2.8							
明治 34 年															0.12	0.25	0.45	0.71	0.97	1.3	1.7	2.5	3.1							
明治 35 年															0.19	0.32	0.51	0.77	1.1	1.5	1.9	2.7	3.6							
明治 36 年															0.18	0.36	0.54	0.84	1.2	1.6	2.0	2.9	3.6							
明治 37 年															0.11	0.22	0.40	0.67	0.91	1.3	1.7	2.1	3.0	3.8						
明治 38 年															0.16	0.26	0.42	0.64	0.96	1.3	1.8	2.2	3.1	3.9						
明治 39 年															0.16	0.31	0.46	0.72	1.0	1.5	1.9	2.4	3.4	4.2						
明治 40 年															0.14	0.35	0.53	0.77	1.1	1.5	2.0	2.5	3.5	4.3						
明治 41 年															0.10	0.20	0.40	0.60	0.95	1.3	1.8	2.4	2.9	4.1	5.0					
明治 42 年															0.15	0.26	0.47	0.78	1.1	1.6	2.2	2.8	3.4	4.7	5.8					
明治 43 年															0.16	0.31	0.56	0.88	1.2	1.8	2.4	3.1	3.8	5.2	6.3					
明治 44 年															0.19	0.34	0.64	0.99	1.3	1.9	2.6	3.4	4.1	5.5	6.7					
明治 45 年															0.23	0.42	0.70	1.0	1.5	2.1	2.8	3.6	4.3	5.8	7.0					
大正 2 年															0.14	0.28	0.51	0.84	1.2	1.7	2.4	3.2	4.0	4.8	5.8					
大正 3 年															0.19	0.39	0.64	1.0	1.5	2.1	2.9	3.8	4.8	6.0	7.5	9.0				
大正 4 年															0.24	0.43	0.73	1.2	1.7	2.3	3.3	4.2	5.3	6.6	8.3	9.8				
大正 5 年															0.12	0.24	0.44	0.72	1.1	1.6	2.2	3.1	4.0	4.9	6.1	7.6	9.0			
大正 6 年															0.12	0.22	0.44	0.70	1.0	1.5	2.0	2.7	3.6	4.4	5.4	6.7	7.9			
大正 7 年															0.12	0.22	0.39	0.68	0.95	1.5	1.8	2.4	3.1	3.8	4.6	5.6	6.6			
大正 8 年															0.11	0.21	0.39	0.59	0.91	1.2	1.6	2.2	2.8	3.4	4.2	5.1	6.0			
大正 9 年															0.12	0.25	0.43	0.65	0.98	1.3	1.7	2.3	2.9	3.5	4.3	5.2	6.0			
大正 10 年															0.14	0.21	0.39	0.65	1.0	1.4	2.0	2.6	3.4	4.3	5.1	6.2	7.5	8.5		
大正 11 年															0.16	0.28	0.48	0.81	1.2	1.7	2.3	3.1	3.9	4.8	5.9	7.1	8.5	9.8		
大正 12 年															0.18	0.33	0.59	0.96	1.4	2.0	2.7	3.4	4.4	5.5	6.5	7.8	9.3	10		
大正 13 年															0.20	0.41	0.68	1.1	1.5	2.2	3.0	3.8	4.9	6.0	7.1	8.4	9.9	11		
大正 14 年															0.11	0.28	0.51	0.86	1.3	1.9	2.7	3.5	4.5	5.7	6.9	8.1	9.6	11	12	
大正 15 年															0.18	0.39	0.73	1.1	1.8	2.5	3.5	4.6	5.8	7.3	8.8	10	12	14	16	
昭和 2 年															0.24	0.62	0.94	1.5	2.3	3.2	4.4	5.6	7.0	8.7	10	12	14	16	18	
昭和 3 年															0.11	0.33	0.66	1.1	1.8	2.7	3.7	5.1	6.5	8.0	9.8	11	13	15	18	20
昭和 4 年															0.17	0.45	0.87	1.4	2.2	3.4	4.5	6.1	7.7	9.4	11	13	15	18	20	23
昭和 5 年															0.30	0.72	1.3	2.2	3.3	4.9	6.5	8.7	10	13	15	18	21	24	28	31
昭和 6 年															0.12	0.48	1.0	1.8	3.2	4.3	6.9	9.1	11	14	17	21	25	28	32	36
昭和 7 年															0.18	0.62	1.2	2.2	3.6	5.2	7.4	9.7	12	15	18	21	25	28	32	36
昭和 8 年															0.25	0.73	1.4	2.4	3.9	5.6	7.8	10	12	15	18	21	25	28	31	35
昭和 9 年															0.12	0.37	0.97	1.8	3.1	4.7	6.6	9.1	11	14	17	20	24	27	31	34
昭和 10 年															0.18	0.56	1.2	2.3	3.7	5.6	7.9	10	13	16	19	23	26	30	34	37
昭和 11 年															0.26	0.73	1.6	2.9	4.6	6.7	9.2	12	15	18	21	25	28	32	36	40
昭和 12 年															0.23	0.87	1.8	3.0	4.7	6.8	9.1	11	14	17	20	24	27	30	34	37
昭和 13 年															0.13	0.49	1.1	2.2	3.7	5.7	8.0	10	13	16	19	22	26	29	33	36
昭和 14 年															0.20	0.64	1.4	2.7	4.4	6.5	8.9	11	14	17	20	23	27	30	33	39
昭和 15 年															0.27	0.85	1.8	3.8	5.1	7.3	9.8	12	15	18	21	24	27	30	33	39
昭和 16 年															0.43	1.1	2.4	4.1	6.1	8.6	11	14	17	20	23	26	29	32	35	38
昭和 17 年															0.14	0.62	1.5	3.0	6.0	7.3	9.9	12	15	19	22	25	28	31	34	37
昭和 18 年															0.25	0.93	2.1	4.0	6.2	8.8	11	14	17	21	24	27	30	33	36	41
昭和 19 年															0.40	1.3	2.8	4.9	7.3	10	13	16	19	22	25	28	31	33	36	43
昭和 20 年															0.59	1.6	3.8	5.5	8.0	10	13	16	19	21	24	27	30	33	36	43
昭和 21 年															0.61	1.7	3.3	5.4	7.7	10	12	15	17	20	22	25	27	30	33	37
昭和 22 年															0.22	0.54	1.5	2.6	3.6	3.8	4.3	4.9	5.3	5.6	5.8	6.3	6.7	7.1	7.5	7.9
昭和 23 年															0.21	0.52	1.4	1.9	2.4	2.3	3.4	3.8	4.3	4.7	5.2	5.6	5.9	6.3	6.6	7.2
昭和 24 年															0.21	0.50	0.87	1.3	1.7	2.2	2.6	3.1	3.9	4.3	4.6	5.0	5.3	5.6	5.9	6.4
昭和 25 年															0.22	0.61	0.87	1.2	1.7	2.1	2.5	2.9	3.3	3.7	4.0	4.3	4.6	5.2	5.5	5.9
昭和 26 年															0.19	0.42	0.71	1.0	1.3	1.7	2.0	2.3	2.6	2.9	3.1	3.4	3.6	4.0	4.2	4.5
昭和 27 年															0.19	0.43	0.91	1.1	1.3	1.5	1.8	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.7
昭和 28 年															0.19	0.43	0.91	1.1	1.3	1.5	1.8	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.7
昭和 29 年															0.18	0.45	0.92	1.1	1.3	1.5	1.8	1.7	1.9	2.0	2.1	2.2	2.3	2.4	2.5	2.7
昭和 30 年															0.11	0.22	0.35	0.49	0.62	0.76	0.88	1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.4	1.5	1.6	1.7
昭和 31 年															0.08	0.15	0.22	0.30	0.37	0.4										

別表第三 鉱業用減価償却資産及びその他の事業用資産(法人)についての

再評価倍数表

取得の時期	倍数	取得の時期	倍数
明治33年以前	622	昭和13年	229
明治34年	649	昭和14年	207
明治35年	642	昭和15年	185
明治36年	604	昭和16年	173
明治37年	574	昭和17年	159
明治38年	535	昭和18年	148
明治39年	519	昭和19年	131
明治40年	481	昭和1月—3月	107
明治41年	500	昭和4月—6月	96
明治42年	524	昭和7月—9月	88
明治43年	518	昭和10月—12月	62
明治44年	499	昭和1月—2月	36
大正元年	471	昭和3月	25
大正2年	470	昭和4月—6月	19
大正3年	482	昭和7月—9月	16
大正4年	487	昭和10月—12月	14
大正5年	402	昭和1月—3月	12
大正6年	320	昭和4月—6月	96
大正7年	244	昭和7月—9月	52
大正8年	199	昭和10月—12月	38
大正9年	181	昭和1月—3月	35
大正10年	255	昭和4月—6月	33
大正11年	240	昭和7月—9月	19
大正12年	236	昭和10月—12月	16
大正13年	228	昭和1月—3月	15
大正14年	233	昭和4月—6月	14
大正15年	263	昭和7月—9月	14
大正16年	277	昭和10月—12月	13
和3年	283	昭和1月—3月	13
和4年	344	昭和4月—6月	13
和5年	407	昭和7月—9月	13
和6年	367	昭和10月—12月	10
和7年	320	昭和1月—3月	10
和8年	314	昭和4月—6月	10
和9年	314	昭和7月—9月	10
和10年	306	昭和10月—12月	14
昭和11年	294	昭和1月—3月	14
昭和12年	242	昭和4月—6月	14

別表第四 無形減価償却資産についての再評価倍数表

(再評価日が昭和28年弔である場合)

別表第五 無形減価償却資産についての再評価倍数表

(再評価日が昭和29年以後である場合)

種類 取得の時期	専用権及 利権利用 権			種類 取得の時期	専用権及 利権利用 権		
	実用 新案 権及 び意 匠権 並権	漁業 特許 権及 び業 務権	電気 供給 権及 び業 務権		実用 新案 権及 び意 匠権 並権	漁業 特許 権及 び業 務権	電気 供給 権及 び業 務権
大正 14 年	3.2	3 月	5.5	12	15	18	8.3
大正 15 年	12	和 4 月 - 6 月	4.3	9.4	11	14	6.8
昭和 2 年	22	7 月 - 9 月	4.1	8.3	10	12	5.9
昭和 3 年	31	10 月 - 12 月	3.9	7.4	9.0	10	6.4
昭和 4 年	42	昭 1 月 - 3 月	3.8	6.9	8.3	9.7	4.6
昭和 5 年	63	和 4 月 - 6 月	0.58	3.1	5.3	6.3	7.4
昭和 6 年	88	7 月 - 9 月	0.39	1.8	2.9	3.5	4.0
昭和 7 年	92	10 月 - 12 月	0.43	1.4	2.2	2.6	3.0
昭和 8 年	91	昭 1 月 - 3 月	0.52	1.4	2.1	2.4	2.8
昭和 9 年	100	和 4 月 - 6 月	0.61	1.4	2.0	2.4	2.7
昭和 10 年	15108	7 月 - 9 月	0.42	0.88	1.2	1.4	1.6
昭和 11 年	28	114	10 月 - 12 月	0.42	0.79	1.0	1.2
昭和 12 年	36	102	昭 1 月 - 3 月	0.45	0.78	1.0	1.1
昭和 13 年	45	104	和 4 月 - 6 月	0.48	0.78	1.0	1.2
昭和 14 年	20	51	101	24	7 月 - 9 月	0.51	0.78
昭和 15 年	14	55	97	年 10 月 - 12 月	0.55	0.79	0.99
昭和 16 年	24	60	98	昭 1 月 - 3 月	0.57	0.79	0.97
昭和 17 年	33	63	94	和 4 月 - 6 月	0.61	0.82	0.99
昭和 18 年	40	66	93	25	7 月 - 9 月	0.60	0.78
昭和 19 年	44	65	86	年 10 月 - 12 月	0.58	0.73	0.85
昭 1 月 - 3 月	10	43	59	74	昭 1 月 - 3 月	0.57	0.70
昭 4 月 - 6 月	12	40	49	68	和 4 月 - 6 月	0.60	0.72
昭 7 月 - 9 月	13	38	46	63	26	7 月 - 9 月	0.64
年 10 月 - 12 月	10	28	38	45	年 10 月 - 12 月	0.68	0.75
1 月 - 3 月	7.3	17	22	26	昭 27 年	0.71	0.80

別表第六 その他の事業用資産(個人)及び非事業用資産(土地及び家屋)を除く。)についての再評価倍数表

取 得 の 時 期	倍 数
3 月	8.3
4 月 - 6 月	6.8
7 月 - 9 月	5.9
10 月 - 12 月	6.4
1 月 - 3 月	4.6
4 月 - 6 月	3.4
7 月 - 9 月	2.3
10 月 - 12 月	2.2
1 月 - 3 月	1.9
4 月 - 6 月	1.7
7 月 - 9 月	1.4
10 月 - 12 月	1.3
1 月 - 3 月	1.2
4 月 - 6 月	1.1
10 月 - 12 月	1.2
1 月 - 3 月	1.2
4 月 - 6 月	1.3
7 月 - 9 月	1.2
10 月 - 12 月	1.2
1 月 - 3 月	1.1
4 月 - 6 月	1.3
7 月 - 9 月	1.2
10 月 - 12 月	1.2
1 月 - 3 月	1.1
4 月 - 6 月	1.0
7 月 - 9 月	1.0
10 月 - 12 月	1.0
1 月 - 3 月	1.0

は、当該年度内に償還しなければならない。

3 第一項の規定による一時借入金の限度額については、予算をもつて、国会の議決を経なければならぬ。

(国債整理基金特別会計への繰入)

第十四条 特別減税国債の償還金及び利子、一時借入金の利子並びに特別減税国債の発行及び償還に関する諸費は、毎会計年度、国債整理基金特別会計に繰り入れなければならない。

(支出未済額の繰越)

第十五条 この会計において、毎会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越して使用することができる。

2 大蔵大臣は、前項の規定による繰越をしたときは、会計検査院に通知しなければならない。

3 第一項の規定による繰越をしたときは、当該経費については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三十一条第一項の規定による予算の配賦があつたものとみなす。(実施規定)

第十六条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 米国対日援助見返資金特別会計法（昭和二十四年法律第四十号）は、廃止する。

3 米国対日援助見返資金特別会計の昭和二十七年度及び昭和二十八

年度の決算に関しては、なお從前の例による。

4 この法律施行の際米国対日援助見返資金特別会計に属する資産及び負債は、この法律施行の際、この会計に帰属するものとする。

5 昭和二十八年度における米国対日援助見返資金特別会計の歳出予算のうち、この法律施行の際までに支出手帳とならなかつたものは、この会計に移して使用することができる。

6 大蔵大臣は、前項の規定により米国対日援助見返資金特別会計の歳出予算を移したときは、これを会計検査院に通知しなければならない。

7 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した米国対日援助見返資金特別会計の運用資産のうち、国債及び大蔵省証券、食糧証券その他の政府の発行する短期証券（以下「短期証券」という。）は、昭和二十九年三月末日まで、この会計において保有することができる。

8 この会計において、支払現金に余裕があるときは、昭和二十八年九月末日までの間を限り、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

9 この法律の規定にかかるわづ、当該余裕金をもつて、短期証券を一時保有することができる。

10 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した現金、同項の規定によりこの会計に帰属したその他の資産から生ずる收入金及び当該資産の処分代金（短期証券の処分代金については、その買入価額に連するまでの金額に相当する部分を

除く。）並びに前項の規定により保有する資産から生ずる収入金は、この会計の歳入とする。

11 この法律施行の際一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計に「別に法律で定めること」により、國庫にに改める。

12 この法律施行の際一般会計が日本輸出入銀行及び日本開発銀行に對して有する出資に係る権利は、この法律施行の際、この会計に帰属する。

13 大蔵大臣設置法（昭和二十四年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

14 第四条第三十五号を次のように改める。

15 第十条第十四号を次のよう改めること。

16 第十一条第五号中「國の出資」の下に「〔産業投資特別会計からの出資を除く。〕」を加える。

17 第十二条第五号中「〔國の出資〕の下に「〔産業投資特別会計からの出資を除く。〕」を加える。

18 資金運用部資金法（昭和二十六年法律第二百号）の一部を次のように改正する。

19 第一条中「米国対日援助見返資金特別会計以外の」を削る。

20 第三条中「米国対日援助見返資金特別会計及び」を削る。

21 日本輸出入銀行法（昭和二十五年法律第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

22 第二十三条中「前項」を「前項に定めるものの外、第三項」に改め、同項を同条第五項として、

23 同条第三項の次に、次の二項を加える。

第八条第二項中「第四条の規定による出資の割合に応じ、一般会計及び米国対日援助見返資金特別会計に」を「別に法律で定めること」により、當該事業年度会計に「別に法律で定めること」により、國庫にに改める。

10 附則第四項の規定によりこの会計に帰属した短期証券の買入価額に相当する金額は、この法律施行の際、この会計の歳入とみなして整理するものとする。

11 この法律施行の際一般会計が日本輸出入銀行及び日本開発銀行に對して有する出資に係る権利は、この法律施行の際、この会計に帰属する。

12 政府は、前項の規定による國庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、當該事業年度に改め、同項を同条第五項として、

13 同条第三項の次に、次の二項を加える。

14 第四条第一項中「米国対日援助七年法律第三百五十五号」の一部を次のように改正する。

15 第四条第一項中「米国対日援助七年法律第三百五十五号」の一部を次のように改正する。

16 第四条第一項中「米国対日援助七年法律第三百五十五号」の一部を次のように改正する。

17 第四条第一項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

18 第四条第一項中「政府の貸付金」に、「同特別会計に」を「政府の産業投資特別会計に」に改め、同条第五項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

19 第四条第一項中「政府の貸付金」に、「同特別会計に」を「政府の産業投資特別会計に」に改め、同条第五項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改め、同項を次のように改正する。

20 第四条第一項中「政府の貸付金」に、「同特別会計に」を「政府の産業投資特別会計に」に改め、同条第五項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改め、同項を次のように改正する。

21 第四条第一項中「政府の貸付金」に、「同特別会計に」を「政府の産業投資特別会計に」に改め、同条第五項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改め、同項を次のように改正する。

22 第四条第一項中「政府の貸付金」に、「同特別会計に」を「政府の産業投資特別会計に」に改め、同条第五項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改め、同項を次のように改正する。

4 政府は、前項の規定による国庫納付金の一部を、政令で定めるところにより、當該事業年度に改め、同項を同条第五項として、

23 第四条第一項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改める。

24 第四条第一項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改め、同項を同条第五項として、

25 第四条第一項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改め、同項を同条第五項として、

26 第四条第一項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改め、同項を同条第五項として、

27 第四条第一項中「米国対日援助見返資金特別会計」を「産業投資特別会計」に改め、同項を同条第五項として、

28 第四条第一項中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改め、同項を同条第五項として、

29 第四条第一項中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改め、同項を同条第五項として、

30 第四条第一項中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改め、同項を同条第五項として、

31 第四条第一項中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改め、同項を同条第五項として、

32 第四条第一項中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改め、同項を同条第五項として、

33 第四条第一項中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改め、同項を同条第五項として、

34 第四条第一項中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改め、同項を同条第五項として、

35 第四条第一項中「米国対日援助見返資金等」を「日本開発銀行から」に改め、同項を同条第五項として、

該物品ヲ其ノ金銭業ノ用以外ノ用ニ供シタル場合又ハ輸入ノ日ヨリ一年以内ニ其ノ金銭業ノ用ニ供セザリシ場合ニハ政府ハ當該金銭業者ヨリ國税徵收ノ例ニ依リ輸入稅ヲ追徴ス但シ天災其ノ他已ムコトヲ得ザル事由ニ因リ其ノ用ニ供セザリシコトニ付稅額長ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

別表輸入稅表中「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」を「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」に改め、同表第六百十一号稅率の欄中「無稅」を「割」に改め、同表第六百七十五号稅率の欄中「無稅」を「二割」に改め、同表第七百十号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第七百十九号稅率の欄中「一割」を「一割」に改め、同表第十六百三十七号品名の欄及び稅率の欄中「二割五分」を「一割」に改め、同表第十六百三十七号品名の欄及び稅率の欄中「二割五分」を「一割」に改め、同表の備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

「一六五八 内燃機関」を「一六五八 内燃機関」に改め、同表の備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

附則第六項中「輸入稅表第十六類に掲げる機械類のうち左に掲げる要件をそなえるもの」を「輸入稅表に掲げる機械類」に、「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和二十九年三月三十日」に改め、同表第十六百三十一日」に改める。

外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案
外國為替資金特別會計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「第十八条第二項但書の規定による借入金の借入」を「積立金から生ずる収入、第十八条第二項但書の規定による借入金の借入」に、「第十四条」を「第十四条第二項」に改める。

第十三条の見出し中「繰入」を「処理」に改め、同条中「及び附屬雜收入」を「積立金から生ずる収入及び附屬雜收入」に、「これを一般會計の歳入に繰り入れるものとする。」を「予算の定めるところにより一般會計の歳入に繰り入れる金額を除く外、これをこの會計の積立金として積み立てるものとする。」に改める。

第十四条の見出し中「補てん」を「処理」に改め、同条中「当該年度の一般會計の歳出をもつて補てん」を「前条に規定する積立金から補足」に改め、同条但書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の決算上の不足を同項の規定により補足することができないときは、翌年度において、一般會計から、その補足するところにより、この會計の定めるところにより、この會計に繰り入れて補てんするものとす

る。

第十七条の見出しを「(余裕金及び積立金の預託)」に改め、同条に次の二項を加える。

同表第六百十一号稅率の欄中「無稅」を「割」に改め、同表第六百七十五号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第七百十号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第十六百三十七号品名の欄及び稅率の欄中「二割五分」を「一割」に改め、同表第十六百三十七号品名の欄及び稅率の欄中「二割五分」を「一割」に改め、同表的備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

附則第六項中「輸入稅表第十六類に掲げる機械類のうち左に掲げる要件をそなえる機械類」に、「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和二十九年三月三十日」に改め、同表第十六百三十一日」に改める。

外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案
外國為替資金特別會計法（昭和二十六年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「第十八条第二項但書の規定による借入金の借入」を「積立金から生ずる収入、第十八条第二項但書の規定による借入金の借入」に、「第十四条」を「第十四条第二項」に改める。

同表第六百十一号稅率の欄中「無稅」を「割」に改め、同表第六百七十五号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第七百十号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第十六百三十七号品名の欄及び稅率の欄中「二割五分」を「一割」に改め、同表的備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

附則第六項中「輸入稅表第十六類に掲げる機械類のうち左に掲げる要件をそなえる機械類」に、「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和二十九年三月三十日」に改め、同表第十六百三十一日」に改める。

第三条 鉄の輸入稅免除に関する法律（昭和十六年法律第八十七号）は、廃止する。

附則 第一 この法律は、公布の日から施行し、關稅定率法第九条第二項の改正規定中こうりやん及びとどもろこし

は、昭和二十九年一月一日から適用する。

2 改正前の關稅定率法（以下「旧法」という。）第九条第一項の規定は、この法律施行前に同項の規定により輸入稅の免除を受けたココア豆については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有す

る。

3 旧法附則第二項の規定に基く命

別表輸入稅表中「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」を「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」に改め、同表第六百十一号稅率の欄中「無稅」を「割」に改め、同表第六百七十五号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第七百十号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第十六百三十七号品名の欄及び稅率の欄中「二割五分」を「一割」に改め、同表的備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

附則第六項中「輸入稅表第十六類に掲げる機械類のうち左に掲げる要件をそなえる機械類」に、「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和二十九年三月三十日」に改め、同表第十六百三十一日」に改める。

第三条 鉄の輸入稅免除に関する法律（昭和十六年法律第八十七号）は、廃止する。

附則 第一 この法律は、公布の日から施行し、關稅定率法第九条第二項の改正規定中こうりやん及びとどもろこし

は、昭和二十九年一月一日から適用する。

2 改正前の關稅定率法（以下「旧法」という。）第九条第一項の規定は、この法律施行前に同項の規定により輸入稅の免除を受けたココア豆については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有す

る。

3 旧法附則第二項の規定に基く命

別表輸入稅表中「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」を「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」に改め、同表第六百十一号稅率の欄中「無稅」を「割」に改め、同表第六百七十五号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第七百十号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第十六百三十七号品名の欄及び稅率の欄中「二割五分」を「一割」に改め、同表的備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

附則第六項中「輸入稅表第十六類に掲げる機械類のうち左に掲げる要件をそなえる機械類」に、「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和二十九年三月三十日」に改め、同表第十六百三十一日」に改める。

第三条 鉄の輸入稅免除に関する法律（昭和十六年法律第八十七号）は、廃止する。

附則 第一 この法律は、公布の日から施行し、關稅定率法第九条第二項の改正規定中こうりやん及びとどもろこし

は、昭和二十九年一月一日から適用する。

2 改正前の關稅定率法（以下「旧法」という。）第九条第一項の規定は、この法律施行前に同項の規定により輸入稅の免除を受けたココア豆については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有す

る。

3 旧法附則第二項の規定に基く命

別表輸入稅表中「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」を「六〇二 サフラン、セメンシナ及び丁子」に改め、同表第六百十一号稅率の欄中「無稅」を「割」に改め、同表第六百七十五号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第七百十号稅率の欄中「二割」を「二割五分」に改め、同表第十六百三十七号品名の欄及び稅率の欄中「二割五分」を「一割」に改め、同表的備考中第一項の項番号及び第二項を削る。

附則第六項中「輸入稅表第十六類に掲げる機械類のうち左に掲げる要件をそなえる機械類」に、「昭和二十八年七月三十一日」を「昭和二十九年三月三十日」に改め、同表第十六百三十一日」に改める。

第三条 鉄の輸入稅免除に関する法律（昭和十六年法律第八十七号）は、廃止する。

附則 第一 この法律は、公布の日から施行し、關稅定率法第九条第二項の改正規定中こうりやん及びとどもろこし

は、昭和二十九年一月一日から適用する。

2 改正前の關稅定率法（以下「旧法」という。）第九条第一項の規定は、この法律施行前に同項の規定により輸入稅の免除を受けたココア豆については、この法律施行後も、一年間、なおその効力を有す

る。

3 旧法附則第二項の規定に基く命

この会計の積立金は、資金運用部に預託して運用することができ

附 則

この法律は、公布の日から施行し、第十三条の改正規定は、昭和二十七年度以後の決算上の剩余金の処理について適用する。

六月二十七日本委員会に左の事件を付託された。

一、石油関係の減免措置延期に関する請願(第八一二号)(第八二三号)

(第八二五号)(第八二八号)(第九五八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第八七九号)

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九八号)(第一〇六五号)(第一一〇号)

一、商工組合中央金庫資源確保に関する請願(第一一九号)

一、揮発油税軽減に関する陳情(第一一五号)(第一一七三号)(第一七四号)

一、工場用土地に関する再評価税等減免の陳情(第一六六号)

一、石油関税免除措置延期に関する陳情(第一七二号)

第一二一号 昭和二十八年六月十三日受理
請願者 大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄次郎

紹介議員 村上 義一君
大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄次郎

昭和二十六年三月、関税定率法が改正された際、昭和二十六、七年度さらに二十八年度四、五月(暫定措置)にわたり、「石油関税率を割減する特別措置」がとられたが、現下の輸出不振により国際価格に対する生産コストの引下げは、真剣な考慮と英断が必要される際であるから、本措置が引き続き昭和二十八年度も認められるよう特に配慮されたいとの請願。

第八一二号 昭和二十八年六月十三日受理
請願者 滋賀県大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄治郎

紹介議員 村上 義一君
滋賀県大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄治郎

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第八七九号)

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第一一〇号)

一、商工組合中央金庫資源確保に関する請願(第一一九号)

一、揮発油税軽減に関する陳情(第一一五号)(第一一七三号)(第一七四号)

一、工場用土地に関する再評価税等減免の陳情(第一六六号)

一、石油関税免除措置延期に関する陳情(第一七二号)

昭和二十六年三月、関税定率法が改正された際、昭和二十六、七年度さらに二十八年度四、五月(暫定措置)にわたり、「石油関税率を割減する特別措置」がとられたが、現下の輸出不振により国際価格に対する生産コストの引下げは、真剣な考慮と英断が必要される際であるから、本措置が引き続き昭和二十八年度も認められるよう特に配慮されたいとの請願。

第八一二号 昭和二十八年六月十三日受理
請願者 滋賀県大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄治郎

紹介議員 村上 義一君
滋賀県大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄治郎

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第八七九号)

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第一一〇号)

一、商工組合中央金庫資源確保に関する請願(第一一九号)

一、揮発油税軽減に関する陳情(第一一五号)(第一一七三号)(第一七四号)

一、工場用土地に関する再評価税等減免の陳情(第一六六号)

一、石油関税免除措置延期に関する陳情(第一七二号)

昭和二十六年三月、関税定率法が改正された際、昭和二十六、七年度さらに二十八年度四、五月(暫定措置)にわたり、「石油関税率を割減する特別措置」がとられたが、現下の輸出不振により国際価格に対する生産コストの引下げは、真剣な考慮と英断が必要される際であるから、本措置が引き続き昭和二十八年度も認められるよう特に配慮されたいとの請願。

第八一二号 昭和二十八年六月十三日受理
請願者 滋賀県大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄治郎

紹介議員 村上 義一君
滋賀県大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄治郎

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第八七九号)

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第一一〇号)

一、商工組合中央金庫資源確保に関する請願(第一一九号)

一、揮発油税軽減に関する陳情(第一一五号)(第一一七三号)(第一七四号)

一、工場用土地に関する再評価税等減免の陳情(第一六六号)

一、石油関税免除措置延期に関する陳情(第一七二号)

昭和二十六年三月、関税定率法が改正された際、昭和二十六、七年度さらに二十八年度四、五月(暫定措置)にわたり、「石油関税率を割減する特別措置」がとられたが、現下の輸出不振により国際価格に対する生産コストの引下げは、真剣な考慮と英断が必要される際であるから、本措置が引き続き昭和二十八年度も認められるよう特に配慮されたいとの請願。

第八一二号 昭和二十八年六月十三日受理
請願者 滋賀県大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄治郎

紹介議員 村上 義一君
滋賀県大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄治郎

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第八七九号)

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第一一〇号)

一、商工組合中央金庫資源確保に関する請願(第一一九号)

一、揮発油税軽減に関する陳情(第一一五号)(第一一七三号)(第一七四号)

一、工場用土地に関する再評価税等減免の陳情(第一六六号)

一、石油関税免除措置延期に関する陳情(第一七二号)

昭和二十六年三月、関税定率法が改正された際、昭和二十六、七年度さらに二十八年度四、五月(暫定措置)にわたり、「石油関税率を割減する特別措置」がとられたが、現下の輸出不振により国際価格に対する生産コストの引下げは、真剣な考慮と英断が必要される際であるから、本措置が引き続き昭和二十八年度も認められるよう特に配慮されたいとの請願。

第八一二号 昭和二十八年六月十三日受理
請願者 滋賀県大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄治郎

紹介議員 村上 義一君
滋賀県大津市城橋町一九滋賀県貿物自動車協同組合
伊庭栄治郎

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第八七九号)

一、揮発油税軽減に関する請願(第八一二号)(第八二三号)(第八二四号)(第八二五号)(第八二八号)(第九九五号)(第九九六号)(第一〇九号)(第一一〇号)

一、商工組合中央金庫資源確保に関する請願(第一一九号)

一、揮発油税軽減に関する陳情(第一一五号)(第一一七三号)(第一七四号)

一、工場用土地に関する再評価税等減免の陳情(第一六六号)

一、石油関税免除措置延期に関する陳情(第一七二号)

日受理	第九九七号 昭和二十八年六月十七日 請願者 岐阜市上竹町二〇・岐阜 県貨物自動車協会内 田口利八	揮発油税軽減に関する請願 この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
日受理	第九九八号 昭和二十八年六月十七日 請願者 埼玉県川口市青木町一 ノ四五埼京運輸株式会社 社取締役社長 藤田均	揮発油税軽減に関する請願 この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
平	第一〇二九号 昭和二十八年六月十日 紹介議員 小林 英三君	揮発油税軽減に関する請願 この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
八日受理	第一一〇九号 昭和二十八年六月十日 紹介議員 小酒井義男君	揮発油税軽減に関する請願 この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
八日受理	第一一六六号 昭和二十八年六月十七日 請願者 武蔵野市高野町八第一合 同運輸株式会社代表取 締役 高橋理三郎	揮発油税軽減に関する請願 この請願の趣旨は、第八一一号と同じである。
八日受理	第一一七三号 昭和二十八年六月十八日 請願者 岩手県盛岡市大沢川原小 路三一盛岡運輸株式会社 取締役社長 安倍東七外	揮発油税軽減に関する請願 この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
八日受理	第一一七四号 昭和二十八年六月十八日 請願者 石川県金沢市古道三石川 県自家用自動車組合内 大島新一	揮発油税軽減に関する請願 この請願の趣旨は、第一五四号と同じである。
八日受理	第一一九四号 昭和二十八年六月十五日 紹介議員 小酒井義男君 締役 高橋理三郎	揮発油税軽減に関する請願 この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
日受理	第一五四号 昭和二十八年六月十五日 陳情者 名古屋市昭和区東郷通九 ノ一五愛知県自家用自動	石油関税の減免措置延期に関する陳情 この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
日受理	第一七二号 昭和二十八年六月十八日 陳情者 岩手県盛岡市大沢川原小 路三一盛岡運輸株式会社	石油関税の減免措置延期に関する陳情 この請願の趣旨は、第八一二号と同じである。
日本輸出入銀行法一部改正する法律案	昭和二十六年三月、関税定率法が改正された際、昭和二十六、七年度四、五月(暫定措置)にわたり、「石油関税率を一割減税する特別措置」がとられたが、現下の輸出不振により國際価格に対する生産コストの引下げは実効な考慮と英断が必要とされるから、本措置が昭和二十八年度も引き続々認められるよう配慮せられたいとの陳情。	現行揮発油税は他の諸税と比較すると過酷な重税であり不均衡であるから、金の確保を期すこと等の点につき格別に配慮せられたいとの請願。
日本輸出入銀行法一部改正する法律案	第十八条第一項第一号中「本邦で生産されたもの」の下「並びに本邦で生産されたその他の製品でその輸出が本邦の輸出市場の開拓若しくは確保又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換に著しく寄与すると認められるもの」を加え、同項第四号中「本邦からの輸出の振興を図るために」を「國民經濟の健全な発展のために」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号を次のように改める。 五 本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進するため、本邦輸出入業者、本邦製造業者その他の本邦法人又は本邦人に対して、外因為替の管理に関する法令の規定に従い、外因法人に出資し、若しくはその株式を取得し、又は外因法人に設備等を貸し付けるため必要な資金を貸し付けること。	第十八条第一項第一号中「本邦で生産されたもの」の下「並びに本邦で生産されたその他の製品でその輸出が本邦の輸出市場の開拓若しくは確保又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換に著しく寄与すると認められるもの」を加え、同項第四号中「本邦からの輸出の振興を図るために」を「國民經濟の健全な発展のために」に改め、同項第六号を同項第八号とし、同項第五号を次のように改める。 五 本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際収支上より有利な地域への転換を促進するため、本邦輸出入業者、本邦製造業者その他の本邦法人又は本邦人に対して、外因為替の管理に関する法令の規定に従い、外因法人に出資し、若しくはその株式を取得し、又は外因法人に設備等を貸し付けるため必要な資金を貸し付けること。
日本輸出入銀行法一部改正する法律案	六 本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際	日本輸出入銀行法一部改正する法律案

収支上より有利な地域への転換を促進するため、本邦製造業者その他の本邦法人又は本邦人に対し、外国において行う生産事業に要する設備を新設又は拡充するため必要な資金を貸し付けること。

七 第一号及び第四号から前号までの規定により資金の貸付を受けることができる者に對し当該資金に係る債務を保証すること。

八 第十八条の二中「前条第一項第五条を第十八条第七号」に改め、同条の三とし、第十八条の三とし、第十八条の四としに次の二条を加える。

十八条の二 日本輸出入銀行が資金の貸付、手形の割引又は債務の保証を行ふことができる場合は、第二項から第六項までの規定に該当し、且つ、銀行が通常の条件により資金の供給を行ふことが困難な場合であつて、当該貸付に係る資金の償還、当該割引に係る手形の支払又は当該保証に係る債務の履行が確実であると認められる場合とする。

前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付若しくは手形の割引又は同条第一号の規定による者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、本邦からの設備等の輸出若しくは輸入(これに付つてなされる技術の提供又は受入を含む)の契約が締結され、又はその締結が確実になつた場合で

3 行が確実であると認められるとき
に限り、行うことができる。
3 前条第一号の規定による資金の
貸付、同条第二号の規定による手
形の割引又は当該資金の貸付を受
けることができる者に対する同条
第七号の規定による債務の保証
は、左に掲げる場合には、前項の
規定にかかわらず、行うことがで
きる。

一 当該資金の貸付、手形の割引
又は債務の保証が本邦からの設
備等の輸出及びこれに伴つてな
される技術の提供を促進するた
め特に緊要であり、且つ、その
輸出に係る設備等の売さばきの
見込が確実であると認められる
場合

二 当該資金の貸付、手形の割引
又は債務の保証が本邦からの設
備等の輸出（これに伴つてなされ
れる技術の提供を含む。）の契約
が競争入札の方法によりなされ
る場合における入札保証金に充
てるため必要な資金について行
うものであつて、且つ、当該契
約が締結された場合におけるそ
の契約に基く債務の履行が確実
であると認められる場合

4 前条第四号の規定による資金の
貸付若しくは手形の割引又は当該
資金の貸付を受けることができる
者に対する同条第七号の規定によ
る債務の保証は、物資等の輸入契
約が締結され、又はその締結が確
実になつた場合で当該契約に基く
債務の履行が確実であると認めら
れるときであつて、且つ、左の各

号のいすれにも該当するとき有限り、行うことができる。

一 物資等の輸入契約に基きその対価の一部の前払が行われる場合であつて、当該前払に係る資金が、その前払を受ける者によつて、当該輸入契約に基く物資等の本邦への輸出を行うために必要な資源の開発その他事業の拡充に充てられるとき、又は当該前払をしなければ当該輸入契約に基く物資等の本邦への輸出が著しく困難であると認められるとき。但し、当該前払を受けた者の信用状態が良好であり、且つ、当該前払に関する債務の履行が確実であると認められる場合に限る。

7 前条第一号但書及び第四号但書の規定は、銀行が日本輸出入銀行とともに資金の貸付をすることが著しく困難であり、且つ、日本輸出入銀行による資金の貸付が当該各号に規定する貸付の目的を達するため特に緊要であると認められる場合には、適用しない。

第十九条第一項中「第一項第一号から第五号まで」を「第一号から第七号まで」に改める。

第二十条及び第二十一条を次のように改める。

(貸付金の償還期限、割引に係る手形の支払期限及び保証に係る債務の履行期限)

第二十条 第十八条第一号、第三号若しくは第四号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けうることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、その貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が六月をこえ五年以内である場合に限り、行うことができ、同条第二号又は第四号の規定による手形の割引は、その手形の支払期限が六月をこえの場合に限り、行うことができる。

2 前項に規定する資金の貸付、債務の保証又は手形の割引は、本邦からの設備等の輸出若しくは輸入(これに伴つてなされる技術の提供又は受入を含む)又は物資等の

輸入の契約に基く対価の支払の条その他の事由により同項の規定によることが著しく困難であり、又は同項の規定によることが取り扱いの実情に著しく沿わないと認められる場合であつて、本邦からの輸出及びこれに伴つてなされる本邦法人人若しくは本邦人からの技術の提供を促進し、又は本邦の輸入市場の国際取扱上より有利な地域への輸換を促進するため特に緊要であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その貸付金の償還期限若しくはその保証に係る債務の履行期限が六月以内若しくは五年をこえ十年以内である場合又はその手形の支払期限が六月以内である場合においても、行うことができるものとする。

3 前項の規定による場合の外、第十八条第二号又は第四号の規定により割り引いた手形の書換のため振り出された手形の割引は、第一項の規定にかかわらず、支払期限が六月以内の手形について行うことができるものとする。

4 第十八条第五号若しくは第六号の規定による資金の貸付又は当該資金の貸付を受けることができる者に対する同条第七号の規定による債務の保証は、その貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が一年をこえ十年以内である場合に限り、行うことができる。

5 前項に規定する資金の貸付又は債務の保証は、当該貸付又は保証の目的である出資、株式の取得若しくは設備等の貸付に係る外国法人

の事業の収益の見込又は設備の新設若しくは拠点に係る外國における事業の収益の見込その他の事由により同項の規定によることが著しく困難であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、その貸付金の償還期限又はその保証に係る債務の履行期限が十年を超えて十五年以内である場合においても、行うことができるものとする。

(外國為替及び外國貿易管理法の適用) 第二十二条 日本輸出入銀行は、外國為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百一十八号)の適用については、銀行とみなす。第三十九条第一項中「第一項」を削る。

第四十六条第四号中「第一項」を削り、同条第五号中「第十八条の二」を「第十九条の三」に改める。

附則 第二十三条 同条第五号中「他の法令」を「第二十一条に規定する場合を除き、他の法令」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

相互銀行法の一部を改正する法律

相互銀行法の一部を改正する法律

律

相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。
第一条 第二条第一項中第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第三号の次に次の一号を加える。

内國為替取引

第二条に次の一項を加える。

3 相互銀行は、第一項第四号に規定する業務を営もうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第二十五条第一号を同条第二号とし、以下一号ずつ繰り下げる。同条に第一号として次のよう加える。

一 第二条第三項の規定に違反したとき。

附則 第二条 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三条 信用保証協会法

目次

第一章 総則(第一条—第五条)

第二章 設立(第六条—第十条)

第三章 管理(第十一条—第十九条)

第四章 業務(第二十条—第二十二条)

第五章 解散及び清算(第二十三条—第三十二条)

第六章 監督(第三十三条—第三十六条)

第七章 雜則(第三十七条—第三十九条)

附則 第二条 (目的)

第一条 この法律は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付

等を受けるについてその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もつて中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(法人格) 第二条 信用保証協会(以下「協会」といふ)は、法人とする。

2 定款又は業務方法書のうち重要な事項につき、虚偽の記載があり、又はその記載が欠けてい

るとき。

3 資産の総額が政令で定める金額以下であるとき。

4 資産の総額が政令で定める金額以上であるとき。

5 協会を設立しようとする者は、設立当初における資産を構成する資金その他の財産を出さんし、且つ、定款をもつて左の各号に掲げる事項を定めなければならぬ。

6 協会を設立しようとする者は、設立当初における資産を構成する資金その他の財産を出さんし、且つ、定款をもつて左の各号に掲げる事項を定めなければならぬ。

7 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

8 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

9 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

10 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

11 協会は、役員として理事に就く。

12 協会は、監事として監事を置く。

13 協会は、監事は、理事又は協会の職員と兼ねてはならない。

14 協会は、監事は、監事の承認を受けた場合に限り、自己又は第三者のために協会と取引をすることができる。この場合においては、民法第八百八条(自民契約の禁止)の規定は適用しない。

15 協会は、監事は、監事の協会との取引及び訴訟に際しては、監事が協会を代表する。

16 協会は、監事は、監事の協会との取引及び訴訟に際しては、監事が協会を代表する。

17 協会は、監事は、監事の協会との取引及び訴訟に際しては、監事が協会を代表する。

18 協会は、監事は、監事の協会との取引及び訴訟に際しては、監事が協会を代表する。

19 協会は、監事は、監事の協会との取引及び訴訟に際しては、監事が協会を代表する。

20 協会は、監事は、監事の協会との取引及び訴訟に際しては、監事が協会を代表する。

対する金融の円滑化に資すると認められるときは、設立の認可をしめられなければならない。

21 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

22 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

23 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

24 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

25 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

26 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

27 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

28 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

29 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

30 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

31 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

32 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

33 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

34 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

35 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

36 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

37 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

38 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

39 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

(成立) 第九条 協会は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

2 相互銀行は、第一項第四号に規定する業務を営もうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

3 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

4 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

5 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

6 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

7 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

8 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

9 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

10 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

11 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

12 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

13 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

14 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

15 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

16 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

17 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

18 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

19 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

20 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

21 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

22 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

23 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

24 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

25 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

26 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

27 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

28 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

29 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

30 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

31 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

32 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

33 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

34 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

35 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

36 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

37 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

38 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

39 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

40 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

41 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

42 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

43 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

44 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

45 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

46 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

47 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

48 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

49 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

50 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

51 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

52 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

53 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

54 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

55 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

56 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

57 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

58 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

59 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

60 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

61 第二条に規定する業務方法書の内容が法令に違反するとき。

2 協会の債権者は、理事に対し、

前項の定款の閲覧を求めることが
できる。この場合においては、理
事は、正当な理由がないのに拒ん
ではならない。

(財産目録及び貸借対照表の作成)

第十六条 理事は、協会の成立後す
みやかに、財産目録及び貸借対照
表を作成しなければならない。

(業務報告書等の備付及び閲覧)

第十七条 理事は、毎事業年度終了
後二月以内に、左の書類を作成
し、これを主たる事務所に備えて
置かなければならない。

一 業務報告書

二 財産目録

三 貸借対照表

四 収支計算書

2 協会の債権者は、理事に対し、
前項の書類の閲覧を求めることが
できる。この場合においては、理
事は、正当な理由がないのに拒ん
ではない。

(役員の協会及第三者に対する
責任)

第十八条 役員がその任務を怠つた
ときは、その役員は、協会に対し
連帶して損害賠償の責に任じなけ
ればならない。

2 役員がその職務を行つて当つて
悪意又は重大な過失があつたとき
は、その役員は、第三者に対し連
帶して損害賠償の責に任じなけれ
ばならない。

第十九条 民法第五十二条第二項
(民法の準用)

第十五条中「裁判所ハ利害関係人又
ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるの
は、「主務大臣ハ利害関係人ノ請
求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み
替えるものとする。

から第三号まで(監事の職務)の
規定は、協会の役員について準用
する。この場合において、民法第五
十六条中「裁判所ハ利害関係人又
ハ検察官ノ請求ニ因リ」とあるの
は、「主務大臣ハ利害関係人ノ請
求ニ因リ又ハ職権ヲ以テ」と読み
替えるものとする。

第四章 業務

(業務)

第二十条 協会は、左に掲げる業務
及びこれに附隨する業務を行つこ
とができる。

一 中小企業者等が銀行その他の
金融機関から資金の貸付、手形
の割引又は給付を受けること等
により金融機関に対して負担す
る債務の保証

二 中小企業者等の債務を銀行そ
の他の金融機関が保証する場合
における当該保証債務の保証

三 銀行その他の金融機関が中小
企業金融公庫若しくは日本開発
銀行の委託を受け、又は国民金融
公庫を代理して中小企業者等に
借入による貸付を行つた場合、当該
となる場合におけるその保証を
したこととなる債務の保証

二 協会の事業年度は、四
月一日から翌年三月三十日まで
とする。

(余裕金の運用)

第二十二条 協会は、銀行その他の
金融機関への預金若しくは金銭信
託又は国債、地方債若しくは主務
大臣の定める有価証券の取得以外
の方法により、その余裕金を運用
してはならない。

第五章 解散及び清算

(解散事由)

第二十三条 協会は、左の事由に因
つて解散する。

一 合併

二 破産

三 定款で定める解散事由の発生

五 設立認可の取消

2 前項第一号の決定は、理事の三
分の二以上の者の同意によつて行
われなければならない。

3 第一項第一号の決定は、主務大
臣の認可を受けなければ、効力を
生じない。

4 清算人は、第一項第四号に掲げ
る事由に因つて解散した場合に
は、遅滞なく、その旨を主務大臣

の区域内において勤労に従事する
者で、定款で定めるものをいい。

「給付」とは、相互銀行法(昭和
二十六年法律第百九十九号)第二
条第一項第一号の契約に基く給付
又は同法附則第三項の規定により
なおその効力を有する改正前の無
尽業法(昭和六年法律第四十二
号)第一条の無尽による給付をい
う。

第二十一条 協会の事業年度は、四
月一日から翌年三月三十日まで

(事業年度)

第二十二条 協会は、銀行その他の
金融機関への預金若しくは金銭信
託又は国債、地方債若しくは主務
大臣の定める有価証券の取得以外
の方法により、その余裕金を運用
してはならない。

第五章 解散及び清算

(合併の手続)

第二十五条 協会は、合併の決定を
したときは、その決定の日から二
週間以内に、財産目録及び貸借対
照表を作成しなければならない。

2 協会は、前項の期間内に債権者
に対して、異議があれば一定の期
間にこれを述べるべき旨を公告
し、且つ、知れてゐる債権者に
は、各別にこれを催告しなければ
ならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を
下つてはならない。

4 債権者が第二項の一定の期間内
に異議を述べたときは、協会は、
当該債務につき、弁済をし、相当
の担保を供し、又は債権者に弁済
を受けさせることを目的として信
託会社若しくは信託業務を営む銀
行に相当の財産を信託しなければ
ならない。

5 前項の規定により各出えん者に
分配することができる額は、その
財産の出えん者に対し、出えんの
額に応じて分配しなければならな
い。

第二十六条 合併によつて協会を設
立する場合においては、定款及び業
務方法書の作成その他設立に必要
な行為は、各協会において選任し
た設立役員が共同して行わなければ
ならない。

に届け出なければならない。
(合併)

第二十七条 協会の合併は、合併後
存続する協会又は合併によつて設
立された協会がその主たる事務所
の所在地での登記をすることに
よつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する協会又は合併に
よつて設立された協会は、合併に
よつて消滅した協会の権利義務
(当該協会がその行う業務に関し
行政府の許可、認可その他の処分
に基いて有する権利義務を含む)
を承継する。

3 第一項の決定は、主務大臣の認
可がなければ、効力を生じない。

4 第六条第二項の規定は、前項の決
定について準用する。

3 第一項の決定は、主務大臣の認
可がなければ、効力を生じない。

(合併の時期及び効果)

第二十七条 協会の合併は、合併後
存続する協会又は合併によつて設
立された協会がその主たる事務所
の所在地での登記をすることに
よつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する協会又は合併に
よつて設立された協会は、合併に
よつて消滅した協会の権利義務
(当該協会がその行う業務に関し
行政府の許可、認可その他の処分
に基いて有する権利義務を含む)
を承継する。

3 第一項の決定は、主務大臣の認
可がなければ、効力を生じない。

4 第六条第二項の規定は、前項の決
定について準用する。

(第三十一條 清算事務が結了したと
ころ)

第三十一條 清算事務が結了したと
ころ

第三十一條 清算事務が結了したと
ころ</

の組織を変更して協会となることは、その寄附行為で定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をしなければならない。

4 附則第二項の規定による組織変更は、政令で定めるところにより、協会の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。

5 (社団法人の協会への転移) この法律施行の際現に存する民法第三十四条の規定により設立した社団法人で、第二十条に規定する業務を主たる業務として行うもの(以下「社団法人」という)は、この法律施行の日から起算して二年以内に、総会の決議により、その総資産をもつて、この法律の規定に従ひ、協会を設立することができること。

6 民法第六十九条本文の規定は、前項の決議に準用する。

7 附則第五項の規定により設立された協会は、社団法人の権利義務(当該社団法人がその行う事業に關し行政庁の許可、認可その他の処分に基いて有する権利義務を含む)を承継する。

8 附則第五項の場合において、社団法人は、協会成立のときに解散する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は適用しない。

(名称の使用に関する経過規定) この法律施行の際現にその名称中に信用保証協会といふ文字を用いている者は、第三条第一項の規定にかかるらず、この法律施行後

二年間は、なお從前の名称を用いることができる。(他の法律の改正)

10 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十九条第七号中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を、「中小漁業融資保証法」の下に「信用保証協会法」を加える。

11 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

第十五条第九号ノ五の次に次の一號を加える。

九ノ六 信用保証協会ノ発スル 証書、帳簿

12 所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第三条第十二号中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を加える。

13 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう改正する。

第五条第一項第四号中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を加える。

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう改正する。

第二百九十六条中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を加え、第七百四十三条第二号中「及び私立学校法第六十四条第四項の法人」を「私立学校法第六十四条第四項の法人及び信用保証協会」に改める。

15 事業者団体法(昭和二十三年法律第一百九十一号)の一部を次のよう改正する。

第六条第一項第二号中「ソ 小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)」を「ソ 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)」に改め

る。

16 中小企業信用保険法(昭和二十年法律第二百六十四号)の一部を次のよう改正する。

第二条第二項中「政令で指定するもの」を「政令で指定するもの及び信用保証協会」に改める。

17 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のよう改正する。

第十二条第一項第九号中「水産業協同組合」の下に「信用保証協会」を加える。

18 中小企業厅設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のよう改正する。

第三条第一項第四号の三の次に次の一號を加える。

四の四 信用保証協会に関すること。

昭和二十八年七月十三日印刷

昭和二十八年七月十四日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局